

**水戸市第9期
高齢者福祉計画
介護保険事業計画**

～地域で支えあい いきいきと安心して
自分らしく暮らせるまち・水戸～

水 戸 市

は じ め に

国においては、生産年齢人口の減少とともに高齢化の進行により、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者人口がピークを迎えるとしています。

本市におきましても、これまでの人口増加傾向から人口減少に転じる中、2050年の高齢化率は38.5%に達するものと見込んでいます。

このような状況から、支援や介護需要がこれまで以上に高まることが予測されており、増大する社会保障費や複雑・多様化する市民ニーズへの対応など、超高齢社会への対策が喫緊の課題となっています。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活していくためには、医療、介護、介護予防・生活支援、住まいに係るサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度の持続可能性の確保を着実に進め、支えあい、助けあう社会を実現していくことが重要です。

このたび、高齢者施策の基本となる水戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、前計画を評価・検証し、社会情勢の変化や、市民の皆様の御意見等を踏まえながら、2026年度までの3年間の計画期間とした第9期計画を策定いたしました。

本計画では、2040年を見据え、「地域で支えあい いきいきと安心して 自分らしく暮らせるまち・水戸」を目指す姿として、地域包括支援センターの相談体制の充実をはじめ、医療と介護の連携体制の構築や認知症バリアフリーの推進などに取り組んでまいります。また、高齢者自らが積極的に社会参加し、誰もが役割と生きがいを持って生活できる環境づくりを推進するとともに、必要な時に適切な介護サービスを受けられるよう、サービス基盤の確保や質の向上に取り組むなど、介護保険制度の適正な運用に努めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査等において貴重な御意見をいただきました市民の皆様や関係団体をはじめ、専門的見地から御議論いただきました水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024（令和6）年6月

水戸市長 高橋 靖



目 次

第1編 総 論	1
第1章 計画策定の基本的事項	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
第2章 水戸市の現状と課題	6
1 水戸市の現状等	6
2 各種アンケート調査の結果	17
3 関係団体ヒアリングの結果	41
4 主な課題の整理	44
第3章 計画の基本的方向	45
1 目指す姿	45
2 日常生活圏域の設定	47
3 基本方針	48
4 施策の体系	49
第4章 重点施策	50
第2編 各 論	51
第1章 施策の展開	53
基本方針1 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境の実現	53
基本施策1 とともに支えあい、助けあう地域福祉の推進	53
具体的施策1 地域福祉の推進	54
具体的施策2 市民参加による福祉の推進	54
具体的施策3 地域見守り・支えあいの推進	54
基本施策2 相談支援体制の充実	56
具体的施策1 地域包括支援センターの機能強化	57
具体的施策2 高齢者の権利擁護支援体制の強化	58
具体的施策3 家族介護者支援の充実	58
基本施策3 切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築	59
具体的施策1 切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築	59
基本施策4 地域における住まいの適切な確保	61
具体的施策1 暮らしやすい住まいの確保	61
基本施策5 安心・安全な暮らしへの支援	63
具体的施策1 人にやさしいまちづくりの推進	63

具体的施策2 地域の安心・安全の確保	63
基本施策6 権利擁護支援の総合的な推進	65
具体的施策1 高齢者の権利擁護支援体制の強化（再掲）	66
具体的施策2 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用	66
具体的施策3 安心して成年後見制度を利用できる環境の整備	67
具体的施策4 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	67
基本方針2 介護予防と健康づくりの推進	68
基本施策1 介護予防と生活支援の充実	68
具体的施策1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	69
具体的施策2 生活支援体制整備事業の推進	70
基本施策2 健康づくりの推進	71
具体的施策1 健康の維持・向上の推進	71
基本施策3 社会参加と生きがいづくりの促進	73
具体的施策1 社会参加の促進	74
具体的施策2 教養・レクリエーション活動等の推進	74
基本方針3 認知症施策の総合的な推進	75
基本施策1 認知症バリアフリーの推進	75
具体的施策1 認知症への理解の促進	76
具体的施策2 早期発見・早期対応や相談支援の充実	77
具体的施策3 若年性認知症の人への支援の充実	77
具体的施策4 認知症の人の介護者への支援の充実	78
具体的施策5 認知症の人の社会参加活動の促進	78
基本方針4 持続可能な介護・福祉サービスの充実	79
基本施策1 介護サービスの充実	79
具体的施策1 介護サービスの充実	81
具体的施策2 介護予防サービスの充実	91
具体的施策3 介護サービス基盤の整備	98
具体的施策4 介護サービスの質の向上	102
具体的施策5 介護保険事業の円滑な推進	102
基本施策2 福祉サービスの充実	103
具体的施策1 福祉サービスの充実	103
基本施策3 介護人材の確保	108
具体的施策1 介護人材の確保	108
基本施策4 仕事と介護の両立の支援	109
具体的施策1 仕事と介護の両立の支援	109

第2章 推進体制と進管理 110

1 推進体制	110
2 進管理	112

資 料 編 113

1 目標指標	115
2 保険料算定ワークシート	117

(1) 総給付費の見込.....	117
(2) 介護予防給付見込量.....	117
(3) 介護給付見込量.....	118
(4) 保険料収納必要額.....	119
(5) 所得段階別第1号被保険者数.....	120
(6) 保険料の基準額に対する弾力化.....	121
(7) 保険料の基準額.....	121
3 保険料の設定.....	122
4 地域支援事業費の見込み.....	123
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業.....	123
(2) 包括的支援事業.....	123
(3) 任意事業.....	123
5 計画の策定体制.....	124
(1) 市民参加.....	124
(2) 庁内組織.....	124
6 計画の策定スケジュール.....	125
7 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会.....	127
(1) 水戸市社会福祉審議会条例.....	127
(2) 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員名簿.....	129
8 用語集.....	130

第1編 総論

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

2023（令和5）年10月1日現在の全国の高齢化率は29.2%であり、2025（令和7）年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となります。75歳以上人口は2055（令和37）年まで、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2060（令和42）年頃まで、増加傾向が続くことが見込まれています。一方で、生産年齢人口は今後も減少していくことが見込まれています。このような中においても、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム^{注1}を構築し、更に深化・推進していくことが重要です。

国においては、高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年頃を見据えて、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現に向け、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や介護情報利活用の推進のほか、介護人材の確保や生産性の向上を図るなど、持続可能な介護保険制度を確立するための見直しを行っています。また、高齢者単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

本市においても、高齢者に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図るため、水戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところです。現行計画が最終年度を迎えることから、高齢化の更なる進行等による社会情勢の変化やそれに伴う国の制度改正、SDGs^{注2}の理念等を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランーを上位計画として、関連計画との整合を図りながら、高齢者がいきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

また、認知症の人などの権利擁護を目的とする成年後見制度の利用を促進するため、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して市町村が定める「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとします。

注1 「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防・生活支援、住まいを一体的に提供する仕組みのことをいう。

注2 「SDGs」とは Sustainable Development Goals の略称で、2015（平成27）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したもの。

2 計画の位置付け

(1) 計画の範囲

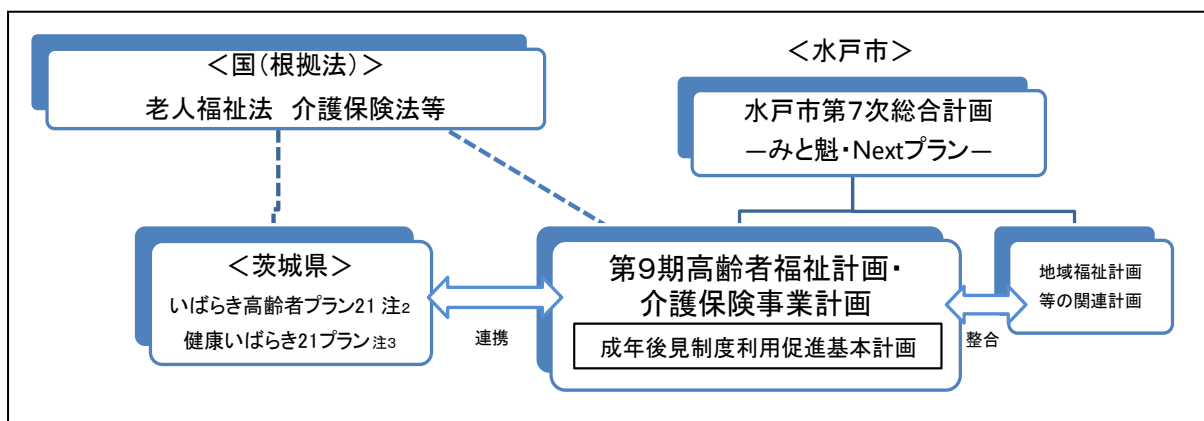
「高齢者福祉計画」は、全ての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

「介護保険事業計画」は、要介護等認定者^{注1}ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活することができるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

(2) 計画の法的な位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として一体的に策定するものです。

図-1 計画の位置付け



(3) 計画とSDGsの関連性



注1 本計画において、要介護認定者又は要支援認定者の総称として、要介護等認定者とする。

注2 老人福祉法第20条の9第1項の規定による茨城県高齢者福祉計画及び介護保険法第118条第1項の規定による茨城県介護保険事業支援計画の総称のこと。

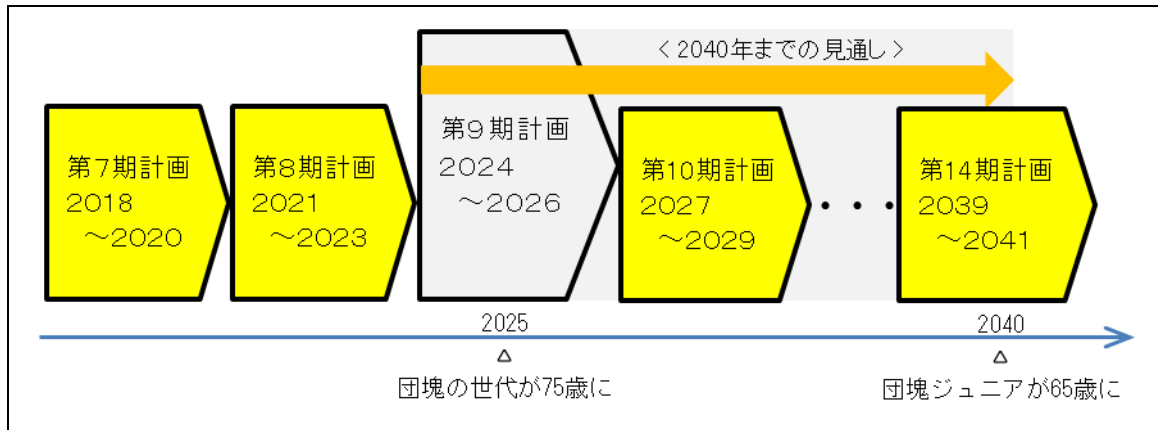
注3 県民がともに支えあいながら、生涯を通じて健康で明るく元気に暮らせる社会の実現を目指して、県や関係者等が取り組むべき施策や目標を策定した計画のこと。

3 計画の期間

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

なお、介護保険に係るサービス及び給付の水準については、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年を見据えた推計を行います。

図-2 2040（令和22）年を見据えた計画の策定



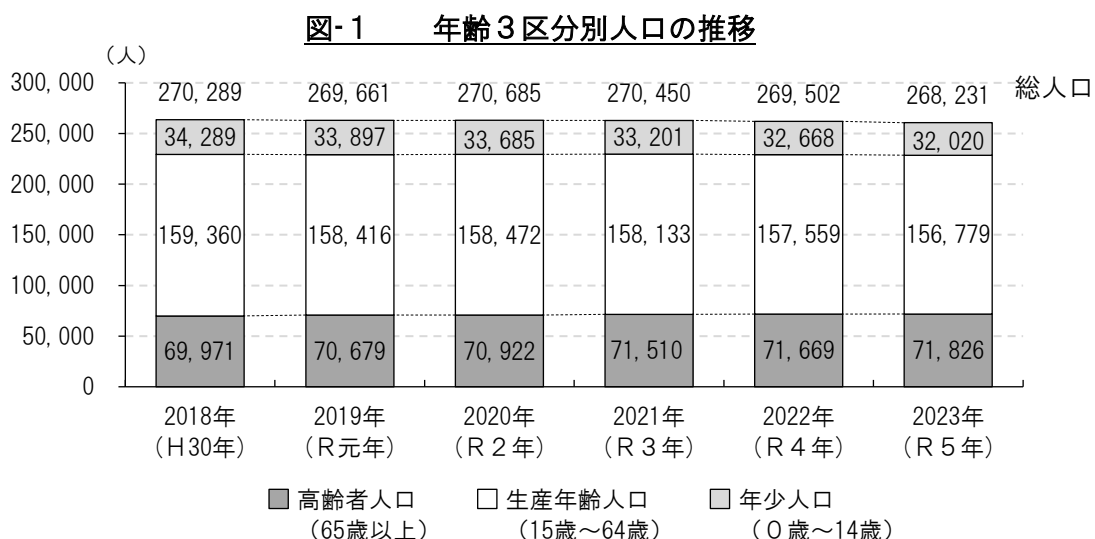
第2章 水戸市の現状と課題

1 水戸市の現状等

(1) 人口の推移

本市の総人口は2023（令和5）年10月1日現在、268,231人となっており、2018（平成30）年と比べ、2,058人の減少となっています。

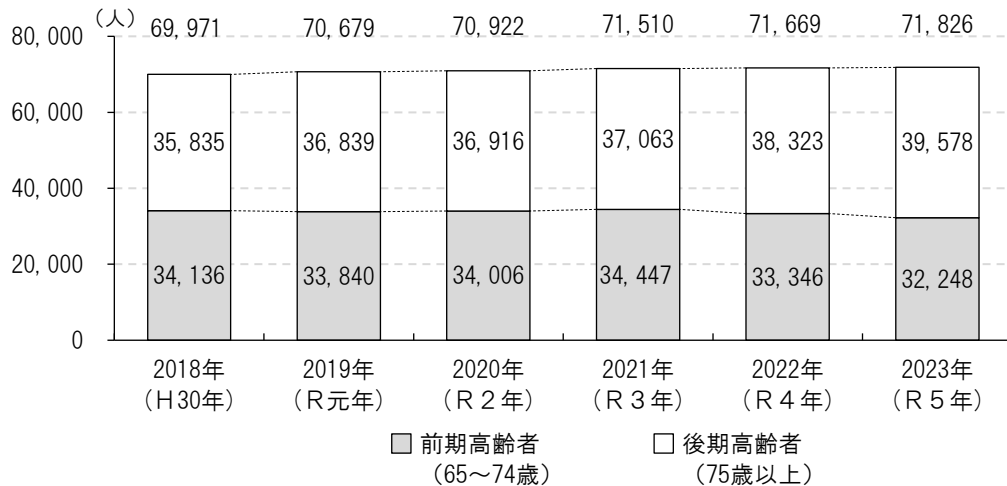
年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は、2018（平成30）年と2023（令和5）年と比較すると減少している一方、高齢者人口は2023（令和5）年で71,826人となっており、2018（平成30）年と比べ、1,855人増加しています。



出典：茨城県常住人口調査（各年10月1日現在）、茨城県政策企画部
注 「総人口」には年齢不詳分を含んでいます。

高齢者人口は年々増加しており、特に後期高齢者は増加が顕著であり、2023（令和5）年は39,578人と2018（平成30）年と比べて、3,743人増加しています。一方、前期高齢者については、2022（令和4）年から減少傾向にあります。

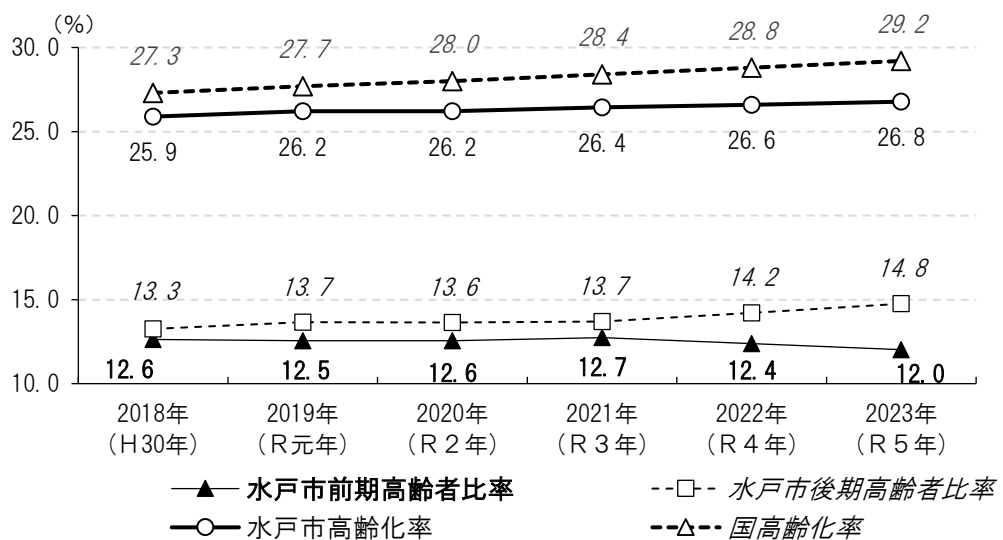
図-2 高齢者人口の推移



出典：茨城県常住人口調査（各年10月1日現在）、茨城県政策企画部

高齢化率は年々増加傾向にあり、2023（令和5）年では26.8%となっていますが、国の高齢化率は29.2%となっており、本市の方が低い割合となっています。また、本市の後期高齢者比率は、前期高齢者比率を上回っており、2023（令和5）年では後期高齢者比率の方が2.8ポイント高くなっています。

図-3 高齢化率の推移



出典：茨城県常住人口調査（各年10月1日現在）、茨城県政策企画部

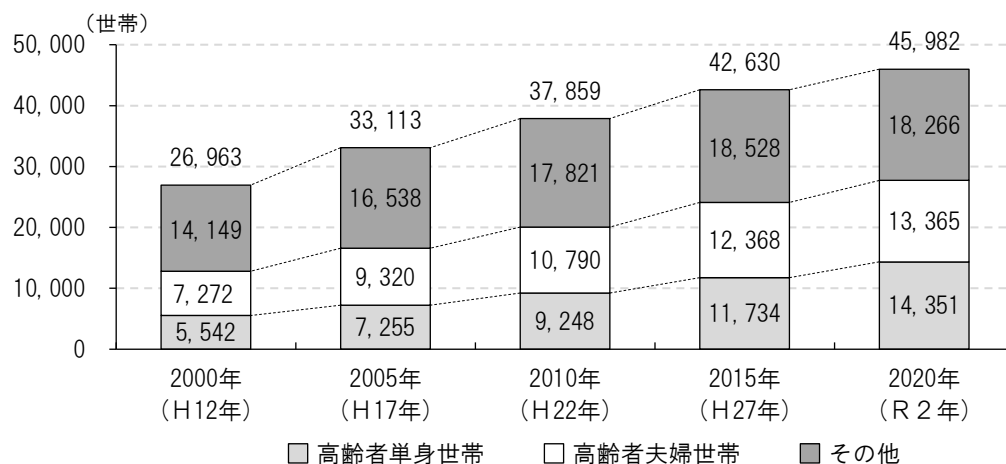
国高齢化率は「国勢調査」(地域包括ケア「見える化」システム参照)

（２）高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、2020（令和２）年には45,982世帯となっています。

高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯という高齢者のみで構成される世帯は、増加が続いており、2020（令和２）年の高齢者単身世帯は14,351世帯、高齢者夫婦世帯は13,365世帯となっており、特に高齢者単身世帯の増加が顕著です。

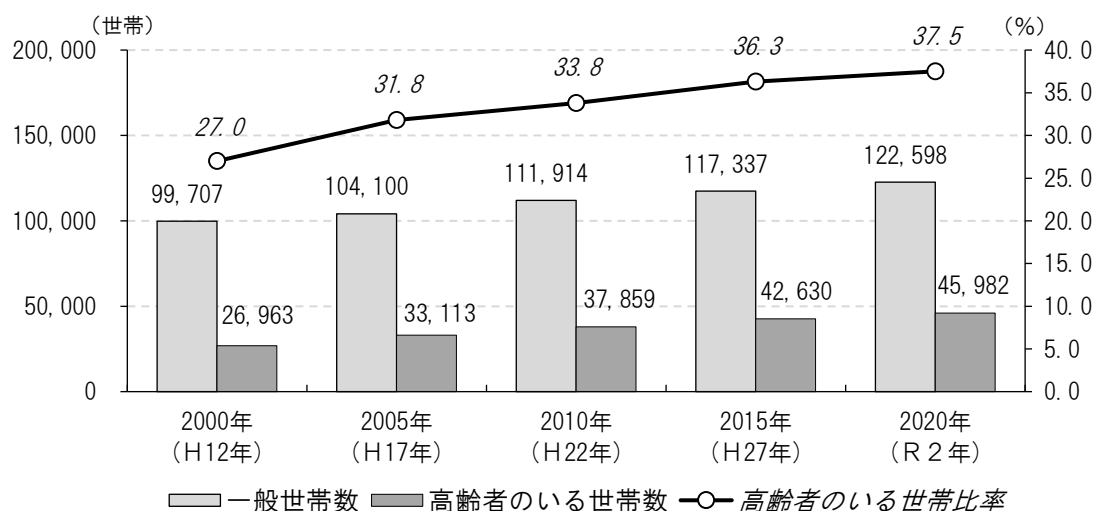
図-4 高齢者のいる世帯の推移



出典：国勢調査，総務省統計局

一般世帯数注，高齢者のいる世帯数とともに増加していますが，高齢者のいる世帯は2000（平成12）年の26,963世帯から2020（令和２）年の45,982世帯へ急増しています。また，高齢者のいる世帯の比率は，2020（令和２）年には37.5%と，20年間で10.5ポイント上昇しています。

図-5 一般世帯に占める高齢者のいる世帯割合の推移



出典：国勢調査，総務省統計局

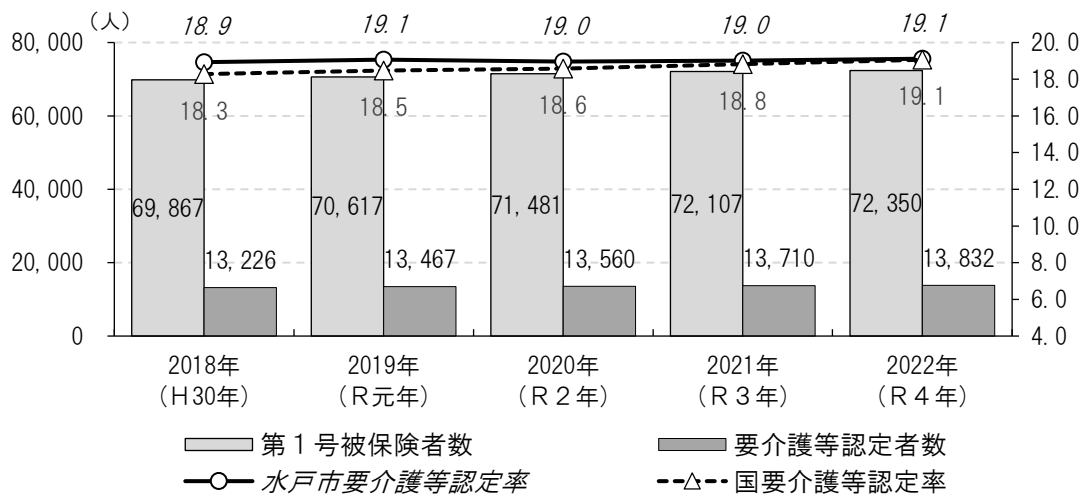
注 一般世帯数は，高齢者のいる世帯数を含む全世帯数を示したもの。

(3) 要介護等認定者数の推移

本市の第1号被保険者(65歳以上の者)における要介護等認定者数は、増加が続いており、2022(令和4)年9月末日現在の認定者数は13,832人と、2018(平成30)年と比べて606人増加しています。

本市の認定率は2022(令和4)年では国と同率の19.1%となっていますが、国は上昇傾向であるのに対し、本市は横ばいとなっています。

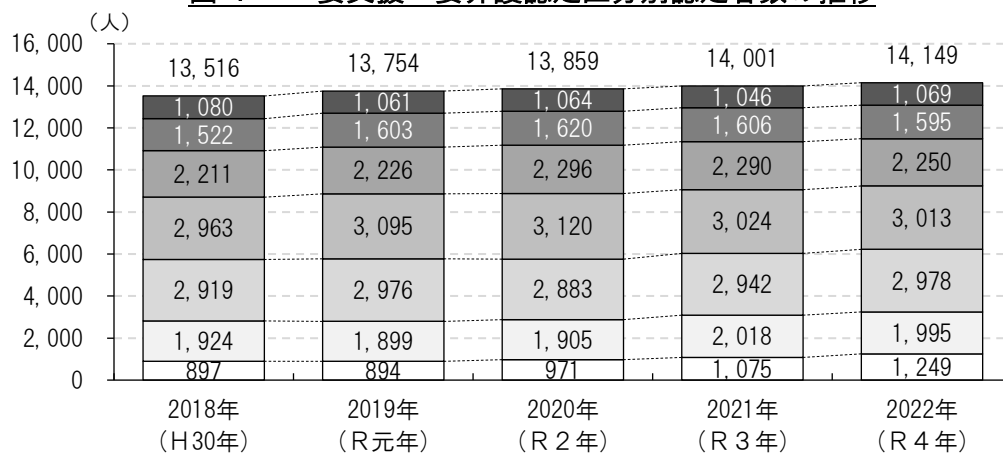
図-6 第1号被保険者数、要介護等認定者数及び認定率の推移



出典：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)、厚生労働省

第1号被保険者及び第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)における要支援・要介護認定区分別認定者数の推移をみると、認定区分のうち増加が大きいのは要支援1で、2022(令和4)年では1,249人となっており、2018(平成30)年と比べて352人増加しています。

図-7 要支援・要介護認定区分別認定者数の推移



□ 要支援1 □ 要支援2 □ 要介護1 □ 要介護2 □ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5

出典：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)、厚生労働省

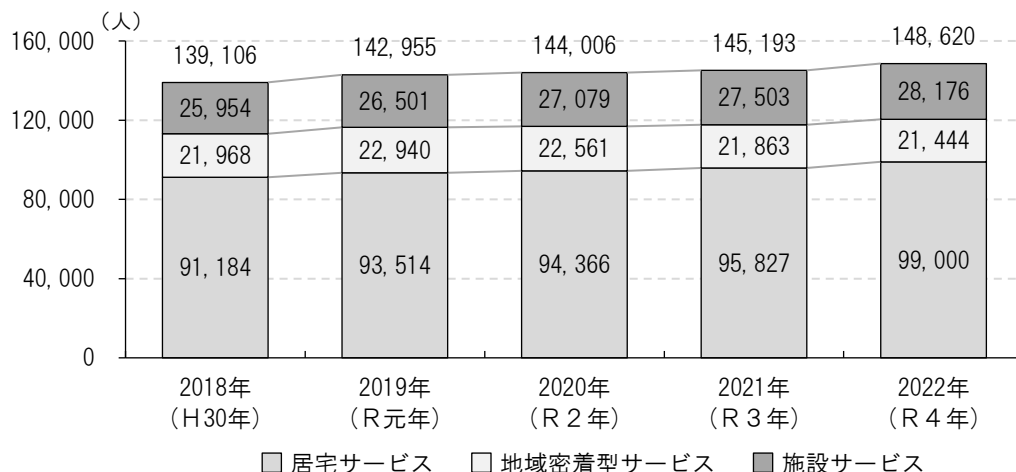
（４）介護保険サービスの利用状況

① 介護保険サービスの受給者数と給付費の推移

介護保険サービス受給者数（延べ）の推移をみると、2022（令和4）年は148,620人と2018（平成30）年に比べて、9,514人増加しています。

内訳をみると、居宅サービスは7,816人、施設サービスは2,222人増加しています。

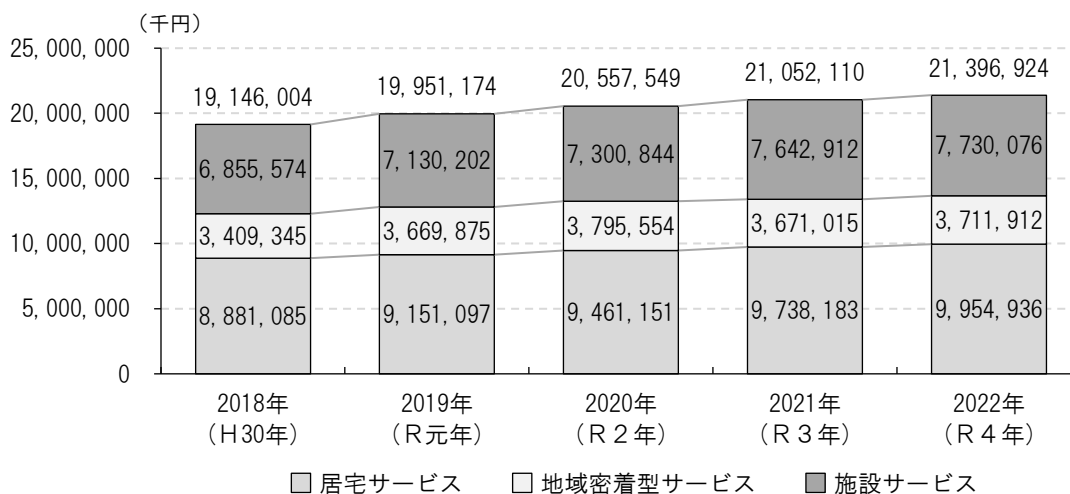
図-8 介護保険サービスの延べ受給者数の推移



出典：介護保険事業状況報告（各年度），厚生労働省

介護保険サービスの給付費の総額の推移をみると、2022（令和4）年は21,397百万円と2018（平成30）年に比べて、2,251百万円増加しています。

図-9 介護保険サービス給付費の推移



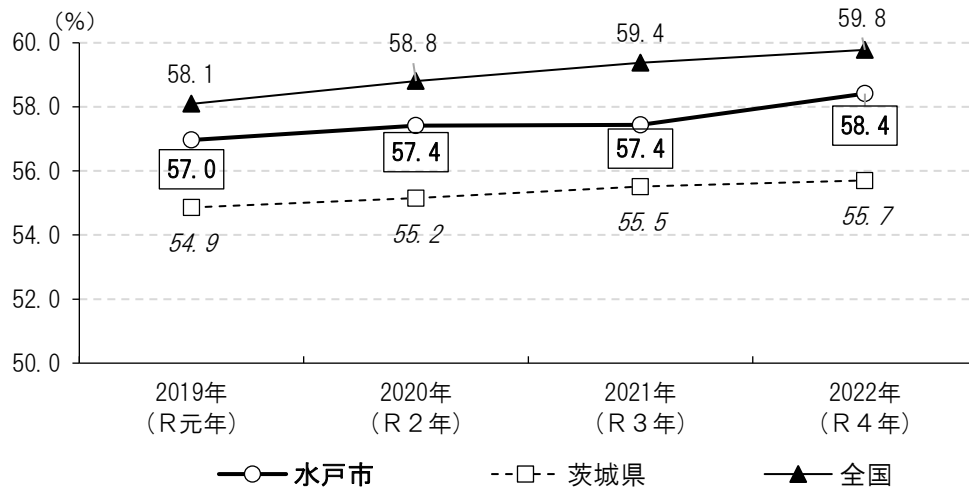
出典：介護保険事業状況報告（各年度），厚生労働省

② 居宅サービスの状況

受給率（要介護等認定者に占めるサービス利用者の割合）は、全国、茨城県、本市とも増加傾向にあり、本市は、2022（令和4）年に58.4%となっています。

全国、茨城県と比較すると、茨城県を上回っていますが、全国より下回っています。

図-10 居宅サービスの受給率の推移（全国・県比較）

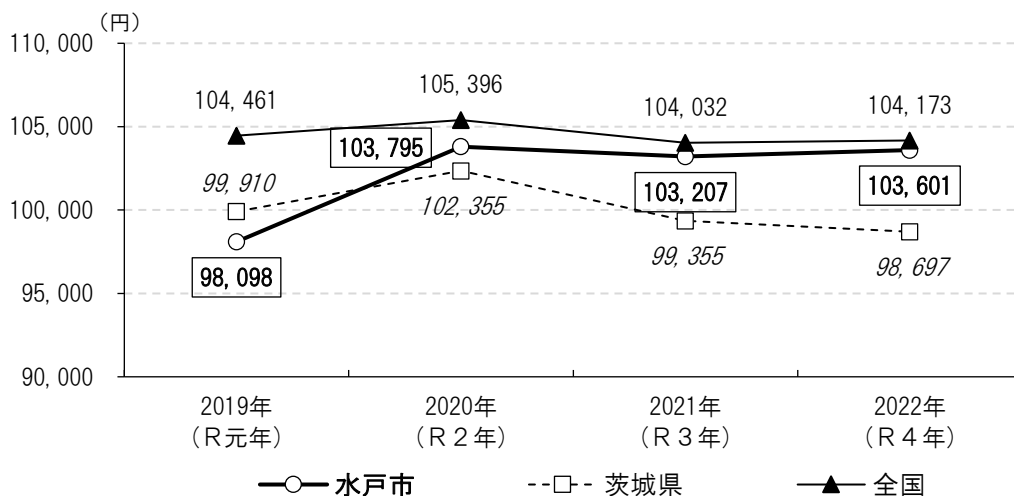


出典：介護保険事業状況報告（各年10月利用分），厚生労働省

一人当たり居宅サービス給付費は、2020（令和2）年は、全国、茨城県、本市とも増加しましたが、本市の2022（令和4）年の給付費は103,601円と2020（令和2）年以降は横ばいとなっています。

全国、茨城県と比較すると、2020（令和2）年以降は茨城県を上回っていますが、全国より下回っています。

図-11 一人当たり居宅サービス給付費の推移（全国・県比較）

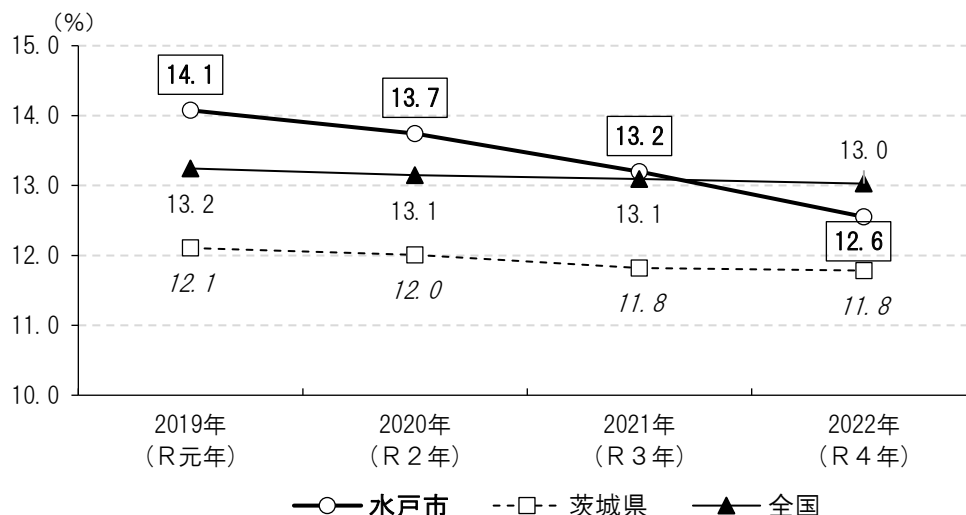


出典：介護保険事業状況報告（各年10月利用分），厚生労働省

③ 地域密着型サービスの状況

受給率は、2019（令和元）年以降、全国、茨城県は横ばいですが、本市は減少が続いています。全国、茨城県と比較すると、2022（令和4）年は12.6%と茨城県を上回っていますが、全国より下回っています。

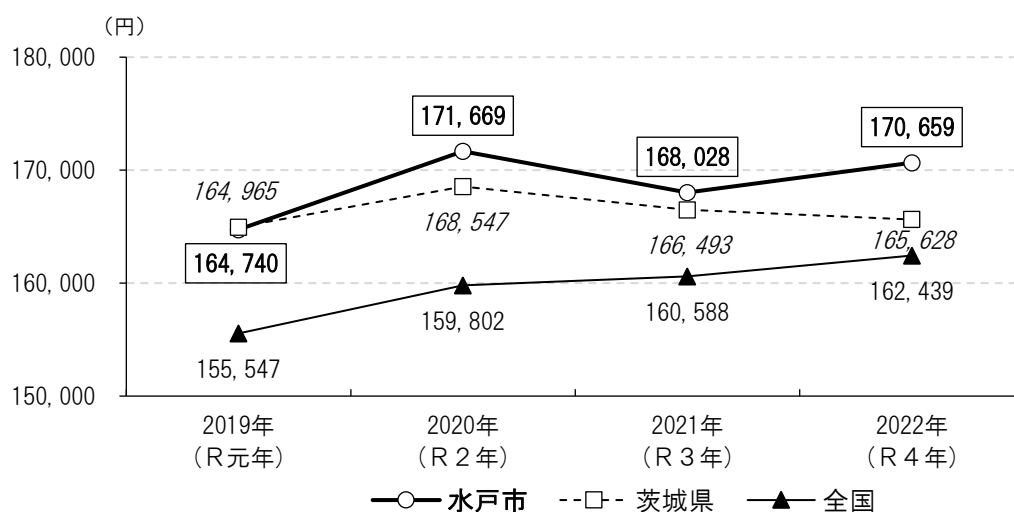
図-12 地域密着型サービスの受給率の推移（全国・県比較）



出典：介護保険事業状況報告（各年10月利用分），厚生労働省

一人当たり地域密着型サービス給付費は、2021（令和3）年から2022（令和4）年は、全国、本市では増加となっており、本市の2022（令和4）年の給付費は170,659円となっています。全国、茨城県と比較すると、本市の給付費は茨城県、全国を上回っています。

図-13 一人当たり地域密着型サービス給付費の推移（全国・県比較）



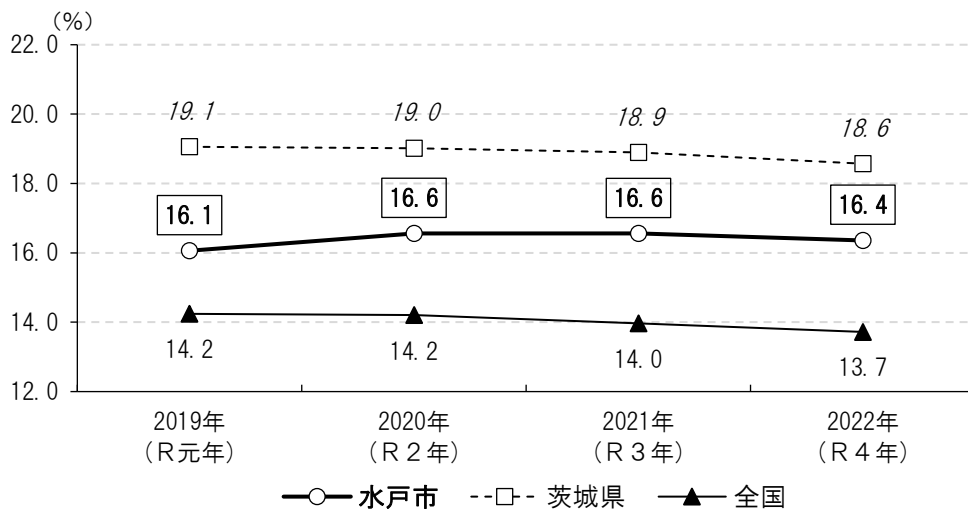
出典：介護保険事業状況報告（各年10月利用分），厚生労働省

④ 施設サービスの状況

受給率は、全国、茨城県とも減少傾向にあるものの、本市は横ばいで推移しており、2022（令和4）年は16.4%となっています。

全国、茨城県と比較すると、本市の受給率は茨城県より下回っていますが、全国を上回っています。

図-14 施設サービスの受給率の推移（全国・県比較）

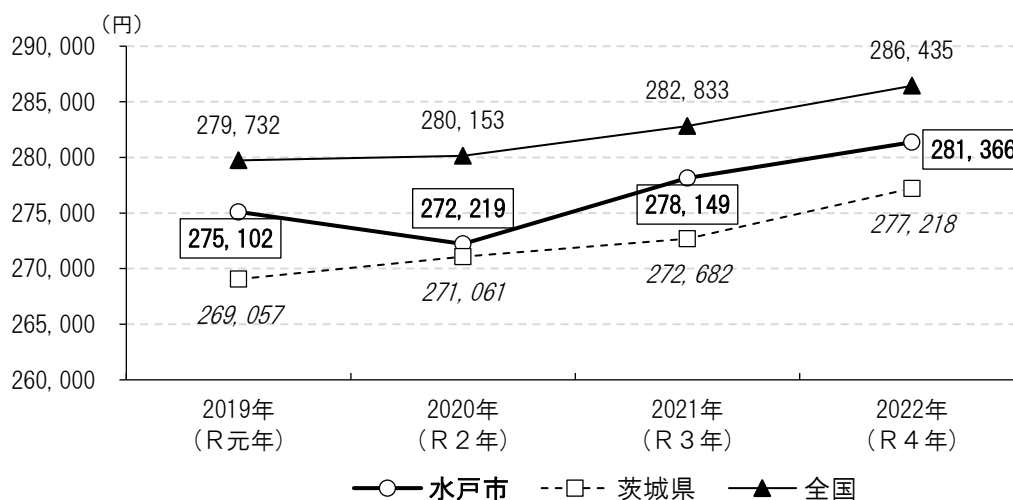


出典：介護保険事業状況報告（各年10月利用分），厚生労働省

一人当たり施設サービス給付費は、全国、茨城県、本市とも2020（令和2）年以降、増加が続いており、本市の2022（令和4）年の給付費は281,366円となっています。

全国、茨城県と比較すると、茨城県を上回っていますが、全国より下回っています。

図-15 一人当たり施設サービス給付費の推移（全国・県比較）



出典：介護保険事業状況報告（各年10月利用分），厚生労働省

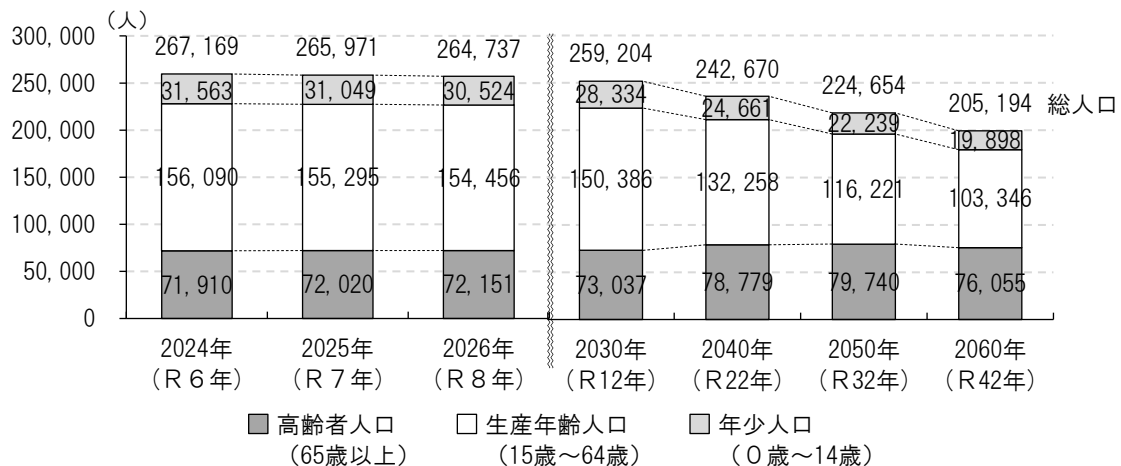
(5) 2040（令和22）年を見据えた推計

国において、高齢者人口は団塊ジュニアが高齢者となる2040（令和22）年にピークを迎えると見込まれています。本市においては、2050（令和32）年に高齢者人口のピークを迎える見込みですが、2040（令和22）年までは高齢者人口が急激に増加する見込みであるため、2040（令和22）年を見据えた推計としています。

① 人口推計

人口推計は、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年で265,971人、第9期計画の最終年に当たる2026（令和8）年で264,737人、団塊ジュニアが高齢者となる2040（令和22）年では242,670人となることを見込まれ、高齢者人口が増加するのに対し、生産年齢人口、年少人口ともに減少が続くと見込まれています。国の人口推計においても2040（令和22）年までは、生産年齢人口、年少人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれています。

図-16 年齢別人口の推計



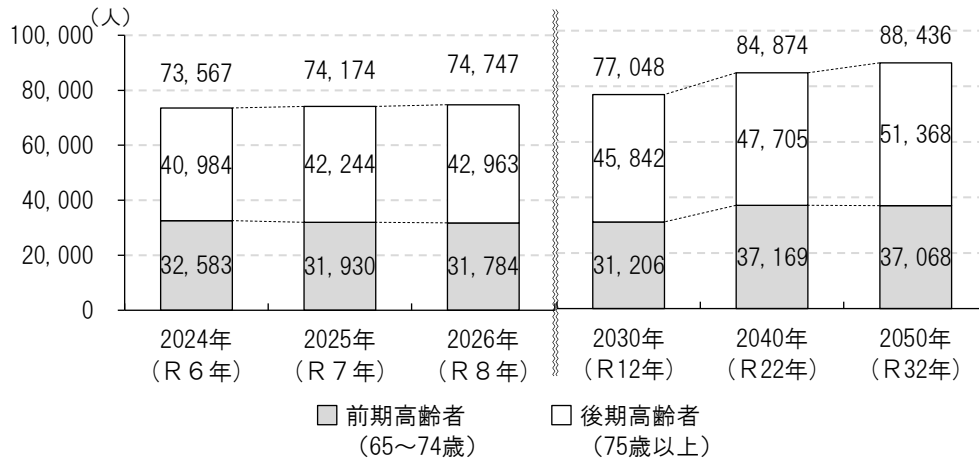
注1 茨城県常住人口（年齢不詳を除く）をもとにコーホート変化率法により算出

注2 「総人口」には年齢不詳分を含んでいます。

注3 社会的増減については、新たな開発等の要素を含まないものとします。

高齢者人口の推計では、2030（令和12）年まで前期高齢者の減少、後期高齢者の増加が見込まれています。その後、団塊ジュニアが高齢者となる2040（令和22）年では、前期高齢者、後期高齢者ともに増加すると見込まれています。

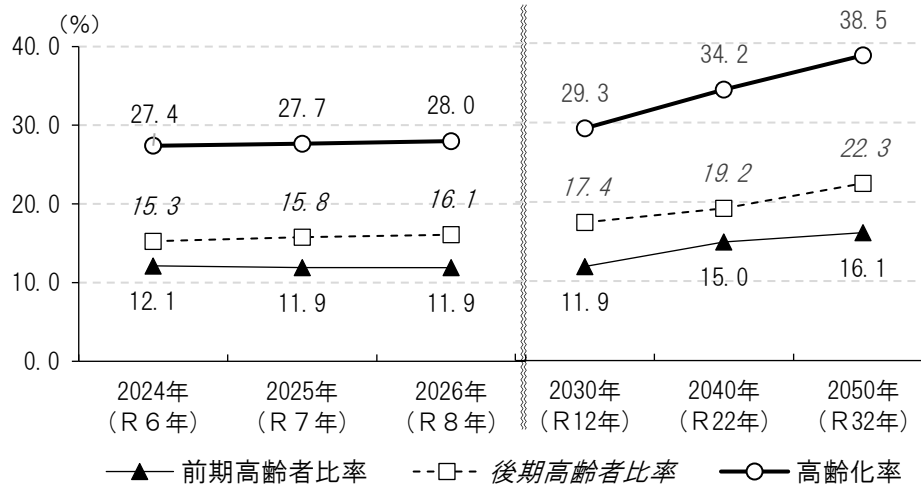
図-17 高齢者人口の推計



出典：地域包括ケア「見える化」システム，厚生労働省

高齢化率は、今後も上昇が見込まれ、2040（令和22）年では34.2%を見込んでおり、前期高齢者及び後期高齢者の比率も、上昇することが見込まれています。

図-18 高齢化率の推計

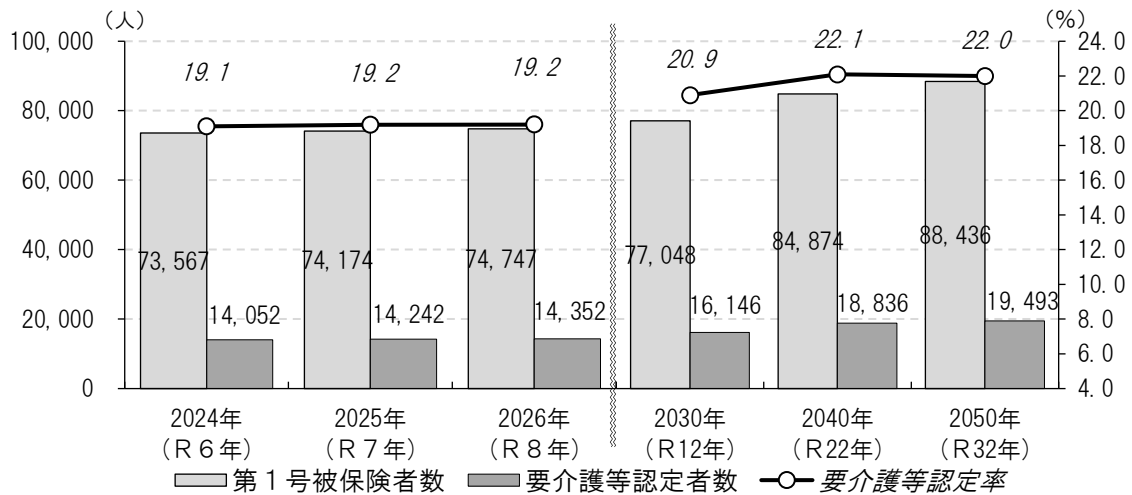


出典：地域包括ケア「見える化」システム，厚生労働省

② 要介護等認定者数の推計

第1号被保険者における要介護等認定者数は、増加が続くことが見込まれ、2040（令和22）年には18,836人となり、認定率は22.1%まで上昇すると見込まれています。

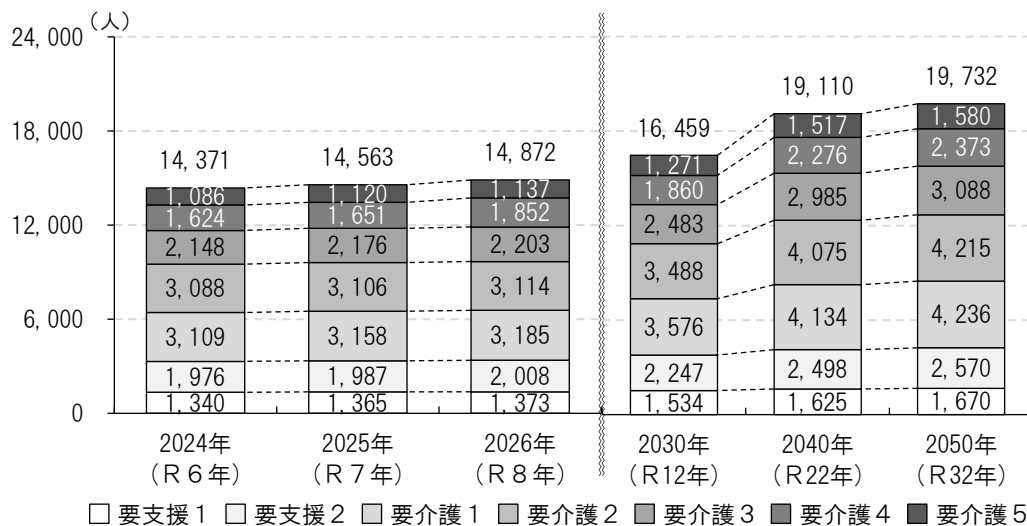
図-19 第1号被保険者数、要介護等認定者数及び認定率の推計



出典：地域包括ケア「見える化」システム，厚生労働省

第1号被保険者及び第2号被保険者における要支援・要介護状態区分別認定者数の推移をみると、全ての区分で増加が見込まれています。

図-20 要支援・要介護状態区分別認定者数の推計



出典：地域包括ケア「見える化」システム，厚生労働省

2 各種アンケート調査の結果

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

① 調査の概要

ア 調査の目的

本調査は、「からだを動かすこと」や「食べること」「地域での活動」などの高齢者の生活実態や健康、社会活動に関する状況を、日常生活圏域ごとに把握することにより、地域の課題を抽出し、本市の介護予防に関する取組を評価することを目的とします。

イ 調査対象者

次のいずれかの要件を満たす者から無作為抽出

- ・ 65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ・ 要支援認定者

ウ 調査基準日、調査方法、調査期間

調査基準日：令和4年9月1日

調査方法：郵送調査

調査期間：令和4年11月28日～令和5年1月16日

エ 回収結果

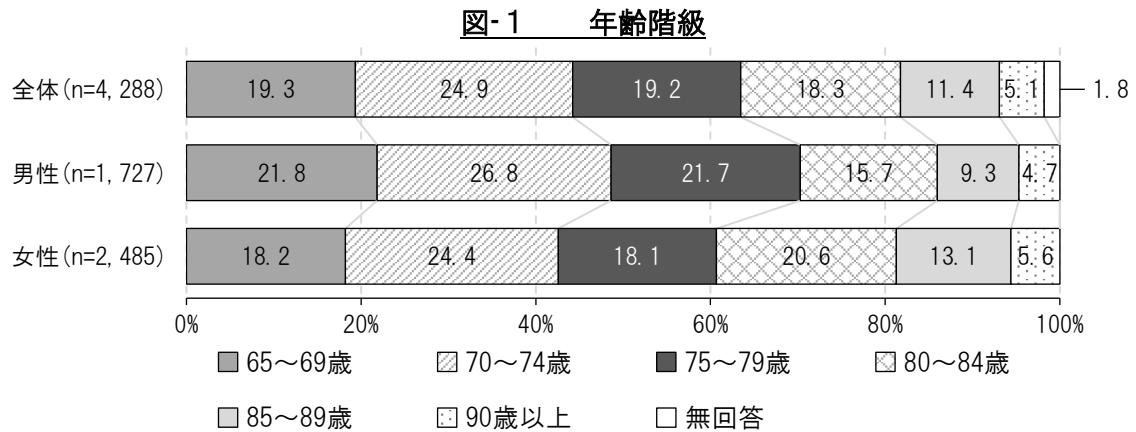
圏域	配布件数	回収件数	回収率（％）
中央	719	546	75.9
東部	707	537	76.0
南部第一	696	540	77.6
南部第二	803	624	77.7
北部	699	524	75.0
西部	718	554	77.2
常澄	564	426	75.5
内原	594	461	77.6
不明		76	
合計	5,500	4,288	78.0

注 本計画の各種アンケート結果において、構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

② 調査結果の概要

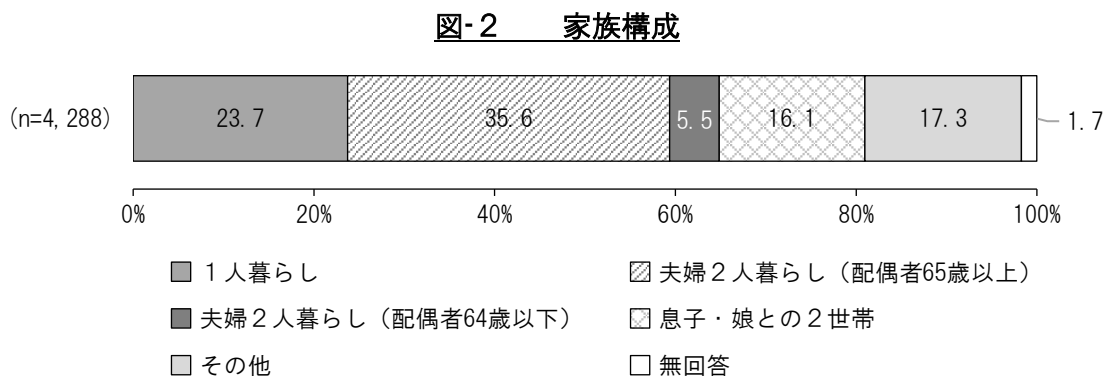
ア 回答者の状況

年齢階級は、全体では75歳以上が54.0%となっています。



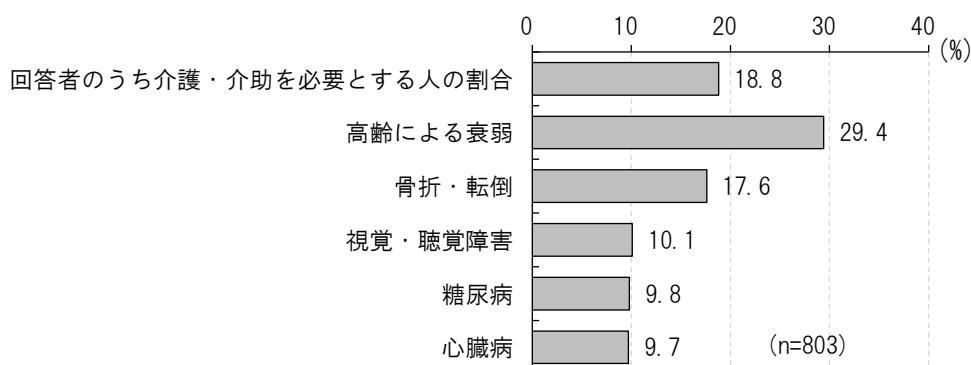
注 男性及び女性の人数は、無回答を除いた数

家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が35.6%、「1人暮らし」が23.7%となっています。



回答者のうち日常生活で介護・介助を必要とする人の割合は、全体の18.8%、803人となっています。そのうち介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が29.4%と最も多く、次いで「骨折・転倒」が17.6%、「視覚・聴覚障害」が10.1%となっています。

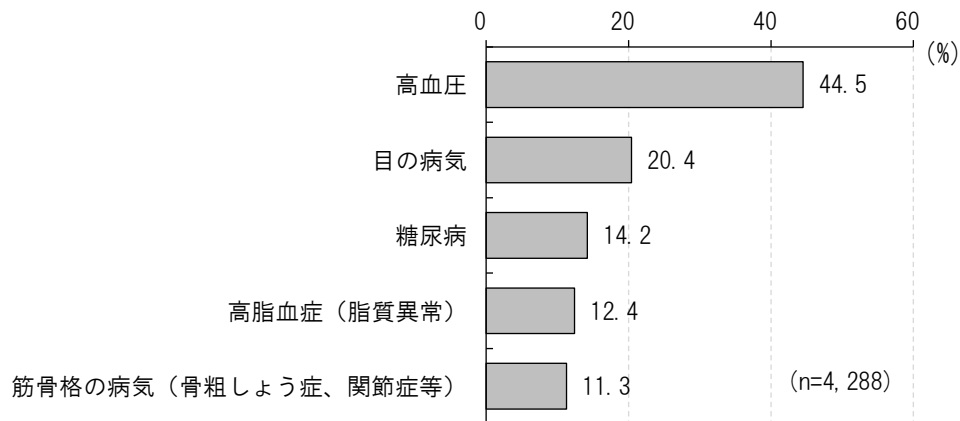
図-3 介護・介助が必要になった主な原因（上位5項目）



イ 傷病等の状況

回答者の有病率は80.8%、3,465人となっています。現在治療中または後遺症のある病気の内容は、「高血圧」が44.5%と最も多く、次いで「目の病気」が20.4%、「糖尿病」が14.2%となっています。

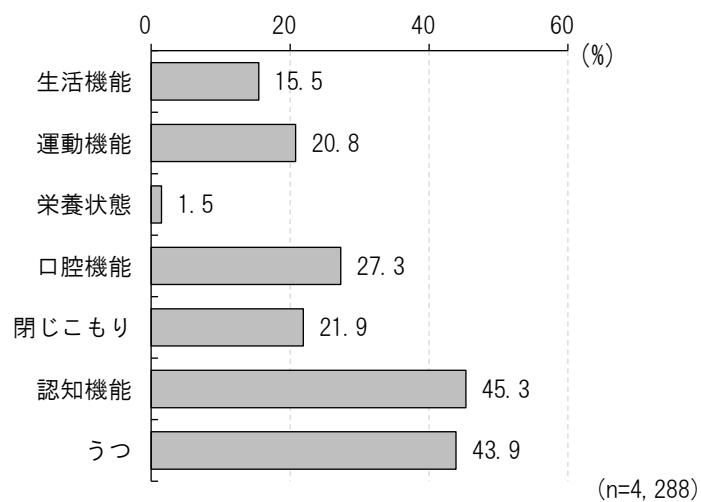
図-4 現在治療中、または後遺症のある病気（上位5項目）



ウ リスク別出現率の状況

事業対象者（7項目判定）注の出現率は75.0%、3,216人となっています。事業対象者のリスク別出現率は「認知機能」が45.3%、「うつ」が43.9%と高くなっています。

図-5 リスク別出現率



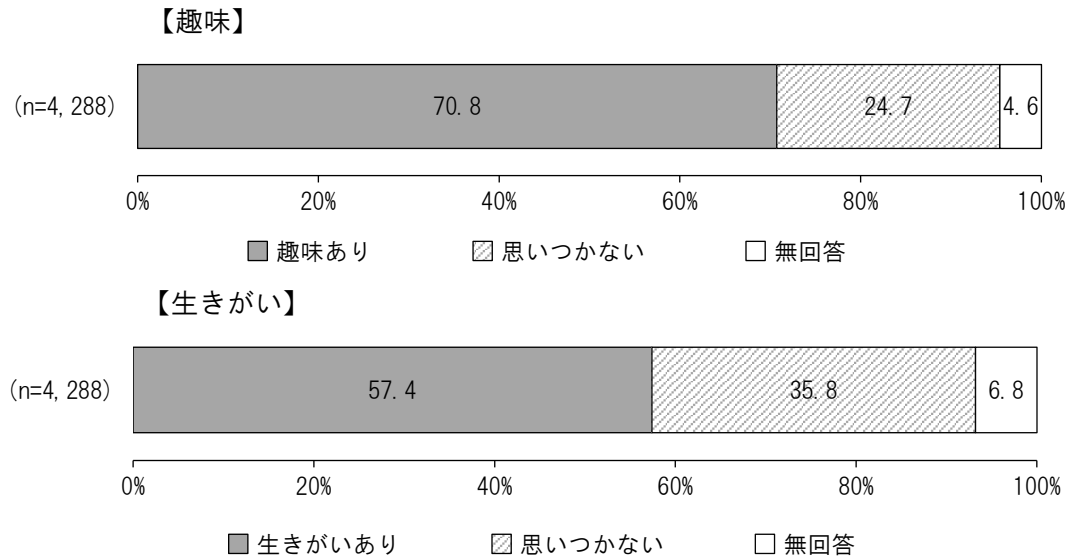
注 「事業対象者（7項目判定）」とは、基本チェックリストの生活機能、運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつのいずれかの項目に該当し、要介護状態等になるおそれの高い者のことをいう。

エ 趣味・生きがいの有無

趣味の有無は、「趣味あり」が70.8%となっています。

生きがいの有無は、「生きがいあり」が57.4%となっています。

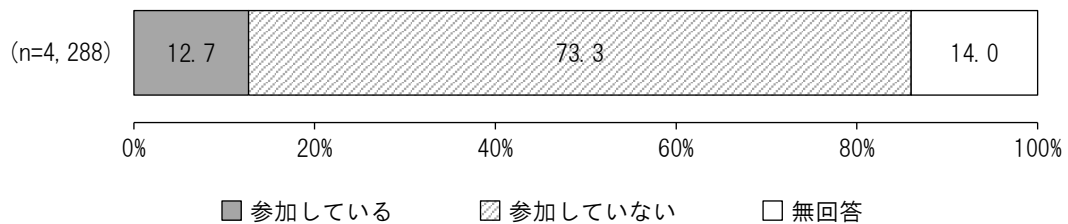
図-6 趣味・生きがいの有無



オ ボランティアのグループへの参加状況

ボランティアのグループへの参加状況は、「参加している」が12.7%、「参加していない」が73.3%となっています。

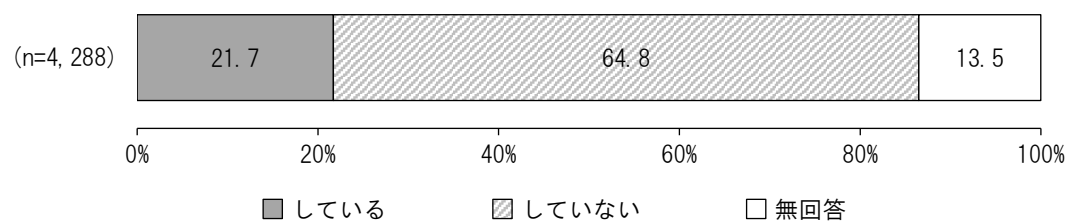
図-7 ボランティアグループへの参加状況



カ 就業状況

収入のある仕事を「している」が21.7%となっています。

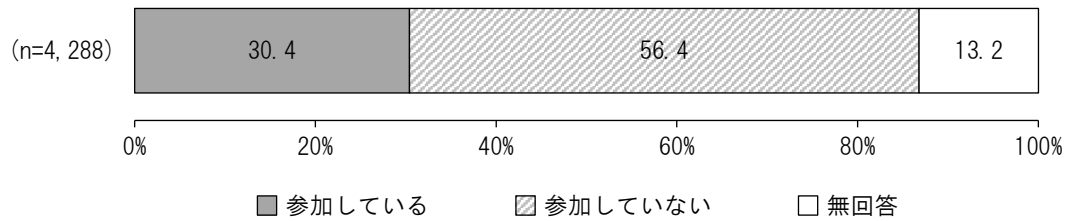
図-8 収入のある仕事への就業状況



キ 町内会・自治会への参加状況

町内会・自治会への参加状況は、「参加していない」が56.4%となっています。

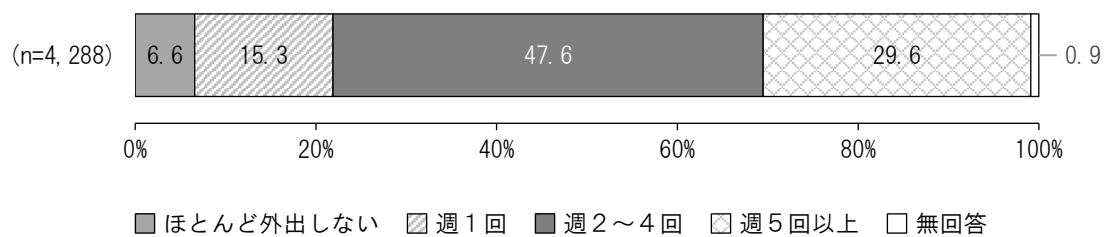
図-9 町内会・自治会への参加状況



ク 外出の頻度

外出の頻度は、「週2～4回」が47.6%、「ほとんど外出しない」が6.6%となっています。

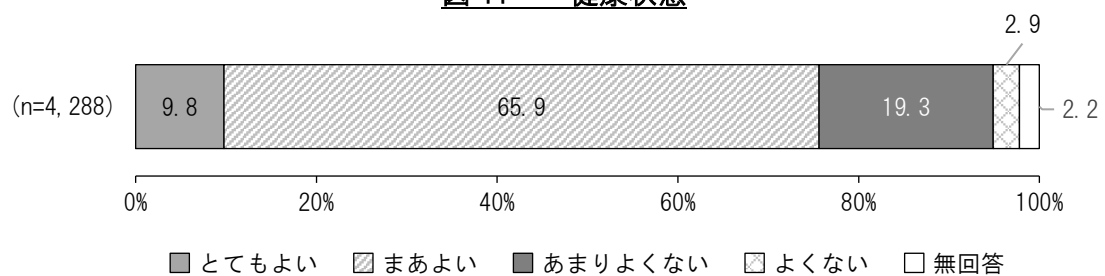
図-10 外出の頻度



ケ 健康状態

健康状態は、「とてもよい」、「まあよい」を合わせて75.7%がよいと回答しています。

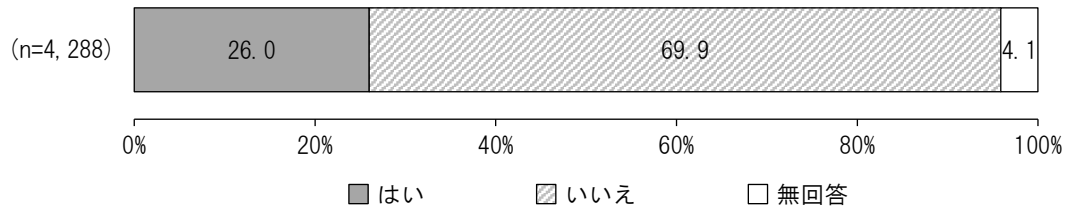
図-11 健康状態



コ 認知症に関する相談窓口の認知度について

認知症に関する相談窓口を知っているかとの問いに、「はい」という回答は 26.0%となっています。

図-12 認知症に関する相談窓口の認知度



③ ニーズ調査からわかった日常生活圏域ごとの特徴

圏域	特徴
中央	一人暮らしの割合が高く、外出の手段を徒歩、路線バスとする割合が高くなっています。趣味関係のグループや学習・教養サークルの地域の活動への参加率が高く、生きがいを感じている人が多くなっています。
東部	一人暮らしの割合が高く、高齢者クラブやスポーツ関係、介護予防のための通いの場の地域の活動への参加率が高くなっています。また、飲酒・喫煙の習慣がある人の割合が高くなっています。
南部第一	外出の目的を買い物としている人の割合が高い一方、バスや電車を使って1人で外出できないと感じている人が多くなっています。また、噛み合わせなど口腔機能に対する心配を感じている人の割合が高くなっています。
南部第二	8圏域の中で高齢化率は最も低いですが、高齢者人口及び一人暮らしの割合は最も高くなっています。現在、何らかの介護を受けている人や口腔機能や認知機能に対する心配を感じている人の割合が高く、また、生きがいを感じない、この一ヶ月間、気分の沈みや憂鬱を感じる人の割合が高くなっています。
北部	ほとんど外出しない人の割合が多く、昨年と比べて外出の頻度も減っています。また、口腔機能や認知機能に対する心配を感じている人やこの一ヶ月間、物事への興味や楽しみを感じない人の割合が高くなっています。
西部	高齢化率が8圏域の中で最も高く、かかりつけの医師（歯科医含む）がいる人の割合が高くなっています。一方で、健康に関する記事・番組への関心度が低く、介護予防のための生活機能判定結果で栄養状態に低下の傾向がみられると判定された人の割合が高くなっています。
常澄	外出手段を自分で自動車を運転とする割合が高くなっています。町内会・自治会への参加率や、収入のある仕事をしている割合が高く、また、健康状態が良い人、幸福感が高いと感じる人の割合が8圏域の中で最も高くなっています。一方、飲酒・喫煙の習慣がある人の割合が高くなっています。
内原	週1回以上、外出している人が多く、地域でのボランティアに参加している人の割合が高くなっています。また、友人・知人とよく会っている人が多い一方、健康に関する記事・番組への関心度が低くなっています。

(2) 在宅介護実態調査

① 調査の概要

ア 調査の目的

本調査は、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための基礎資料とすることを目的とします。

イ 調査対象者

在宅で生活をしている要介護等認定者のうち、要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請をして、令和4年2月から7月までの半年間に要介護等認定を受けた者

ウ 調査基準日、調査方法、調査期間

調査基準日：令和4年8月1日

調査方法：調査対象者を担当する居宅介護支援事業所（主任介護支援専門員が勤務し、特定事業所加算を算定している事業所）による配布・回収

調査期間：令和4年9月2日～令和4年10月31日

エ 回収結果

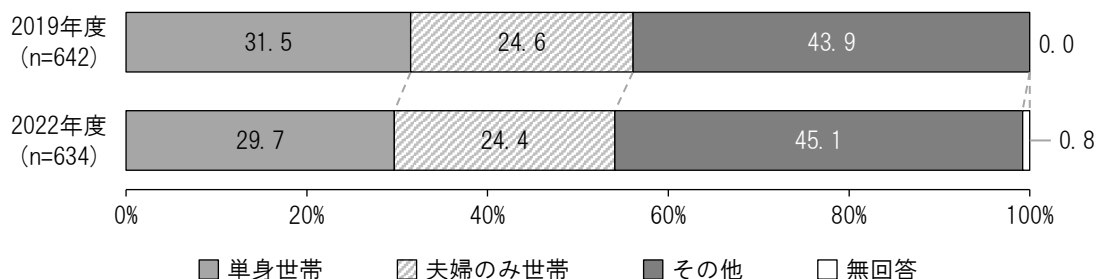
回答件数 634 件 / 調査対象件数 660 件 （回収率 96.1%）

② 調査結果の概要

ア 要介護等認定者本人の状況

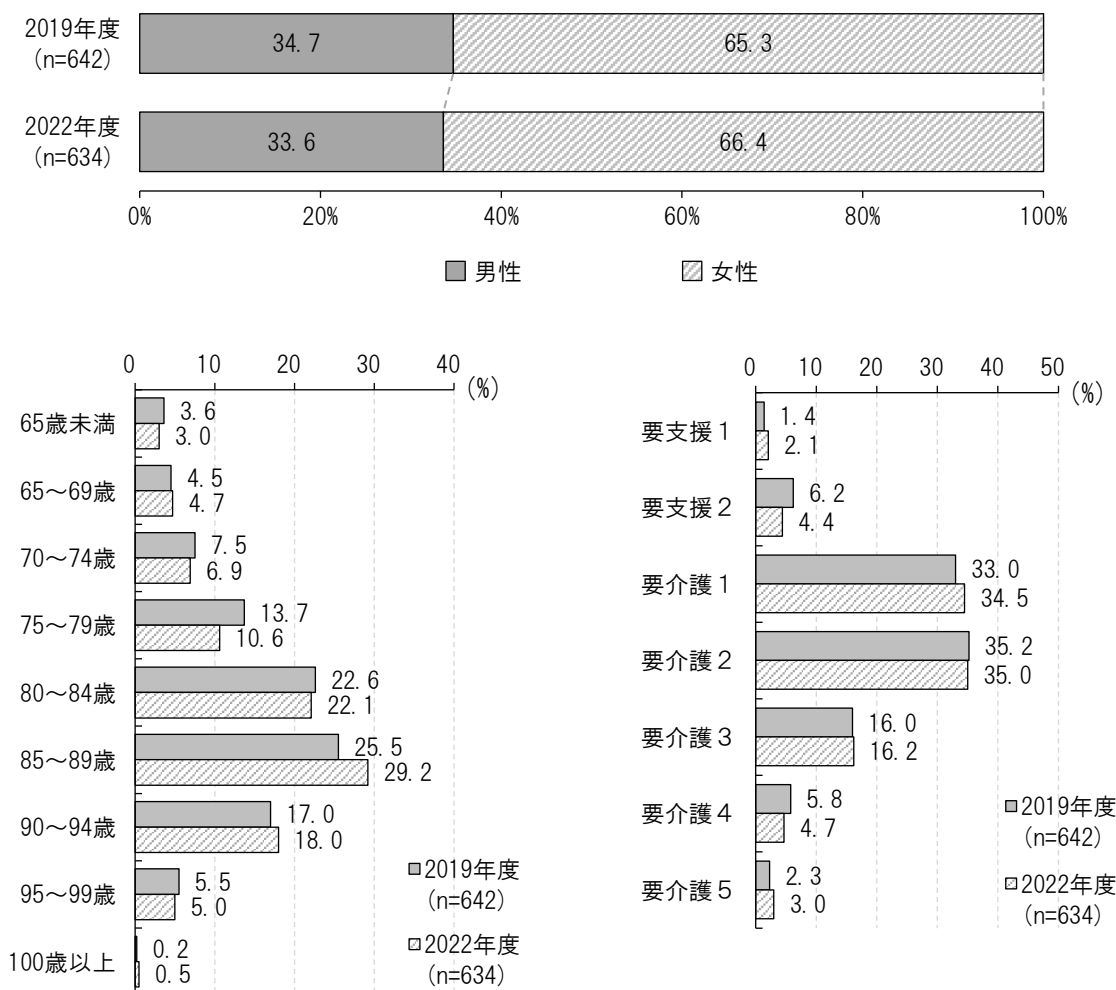
世帯類型は、「単身世帯」が29.7%、「夫婦のみ世帯」が24.4%となっています。

図-1 要介護等認定者の世帯類型



性別は男性が33.6%、女性が66.4%となっています。年齢は、「85～89歳」が29.2%、「80～84歳」が22.1%となっています。要介護度は「要介護2」が35.0%、「要介護1」が34.5%となっています。

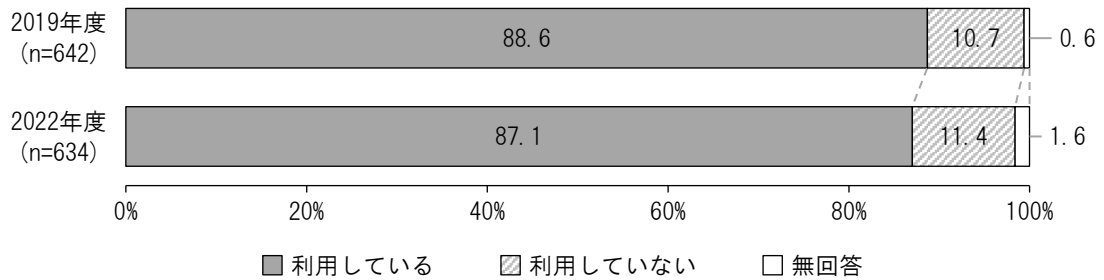
図-2 要介護等認定者の性別・年齢・要介護度



イ 要介護等認定者の介護保険サービスの利用状況

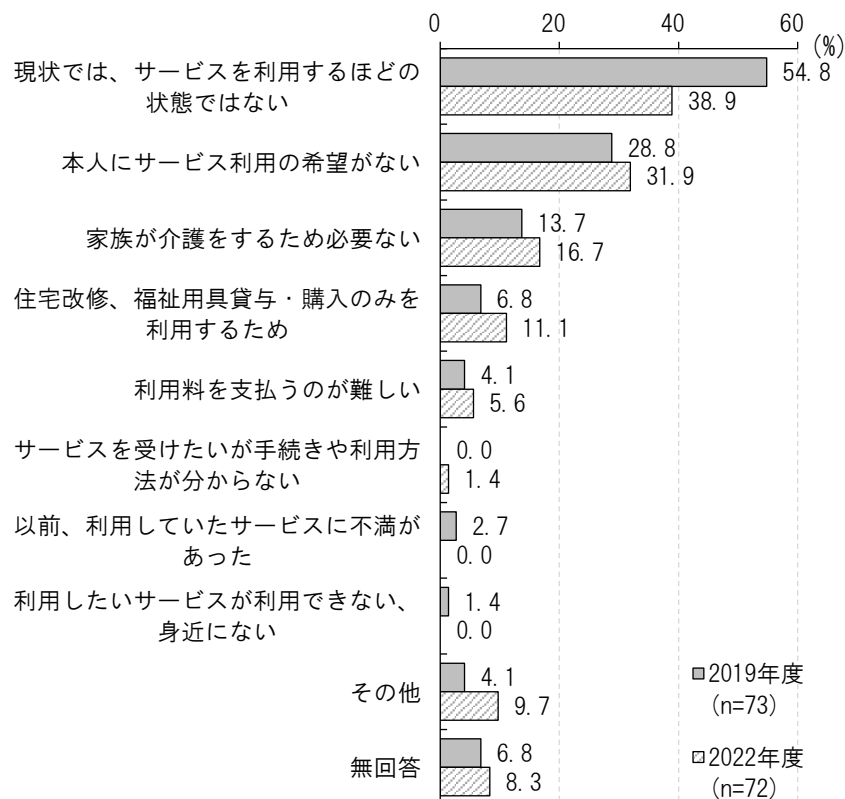
介護保険サービス利用の有無は、「利用している」が 87.1%と前回調査と大きな差はありません。

図-3 介護保険サービスの利用の有無



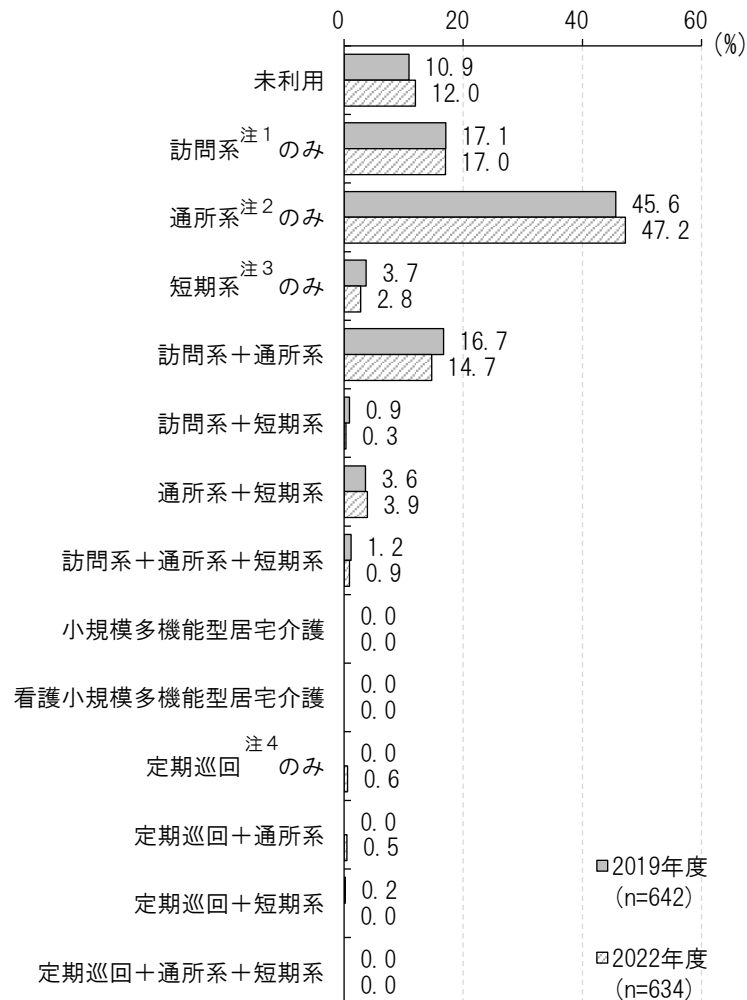
介護保険サービス未利用の理由は、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が 38.9%と最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が 31.9%、「家族が介護をするため必要ない」が 16.7%となっています。「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」は前回調査と比べ、15.9 ポイント減少しています。

図-4 介護保険サービス未利用の理由



介護保険サービス利用の組み合わせは、「通所系のみ」が47.2%と最も多く、次いで「訪問系のみ」が17.0%、「訪問+通所」が14.7%となっています。

図-5 介護保険サービス利用の組み合わせ



注1 「訪問系」は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護のことをいう（介護予防を含む）。

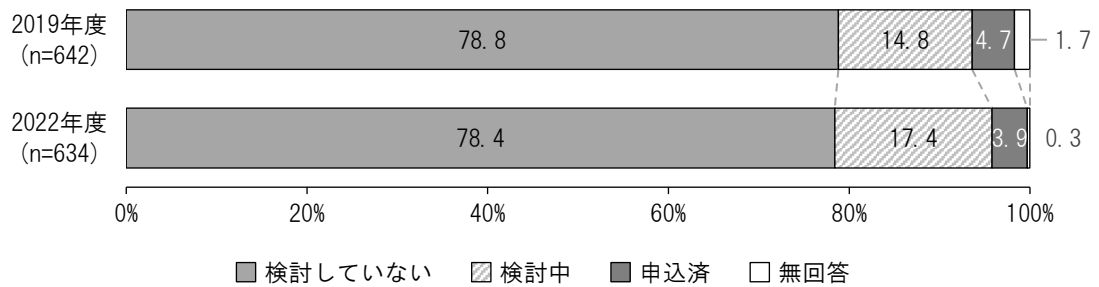
注2 「通所系」は、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護のことをいう（介護予防を含む）。

注3 「短期系」は、短期入所生活介護、短期入所療養介護のことをいう（介護予防を含む）。

注4 「定期巡回」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のことをいう。

施設等利用の検討状況は、「検討していない」が78.4%となっています。「検討中」は前回調査と比べて、2.6ポイント上昇しています。

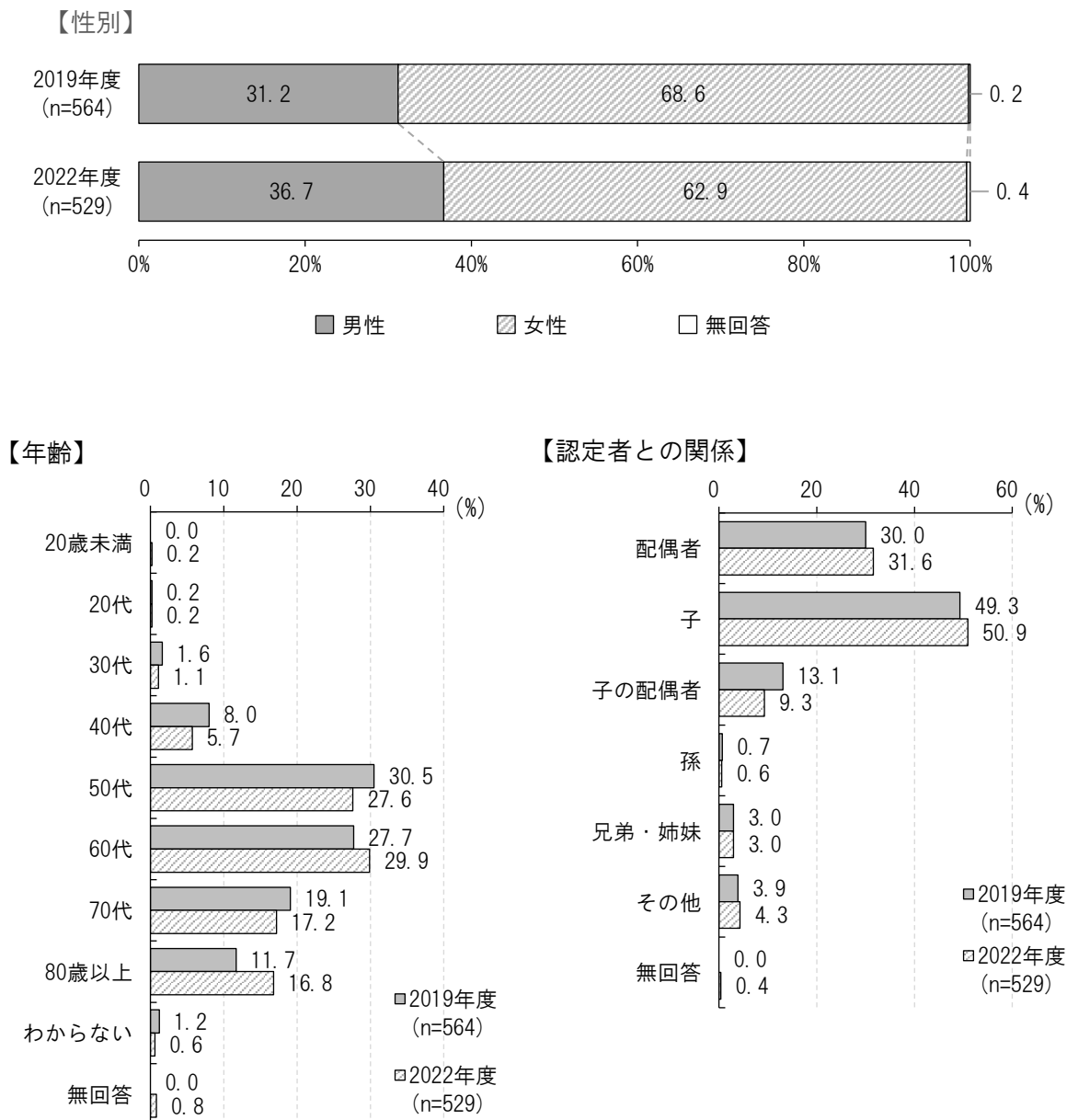
図-6 施設等利用の検討状況



ウ 主な介護者の状況

主な介護者の性別は、「男性」が 36.7%、「女性」が 62.9%となっています。年齢は「60代」が 29.9%、「50代」が 27.6%となっています。認定者との関係は「子」が 50.9%、「配偶者」が 31.6%となっています。

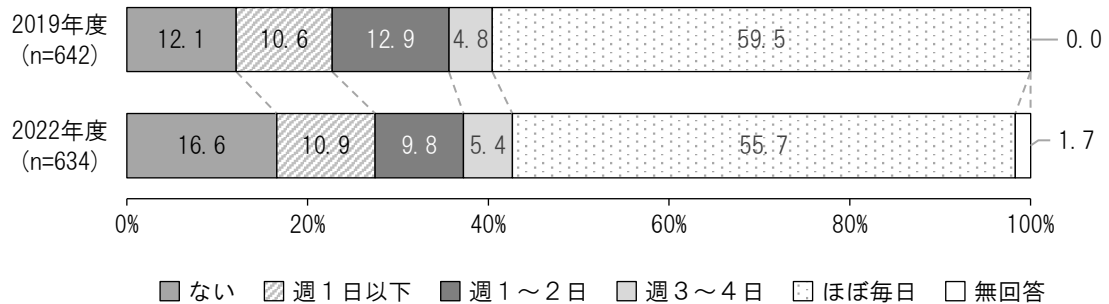
図-7 主な介護者の性別・年齢・認定者との関係



エ 介護者による介護の状況

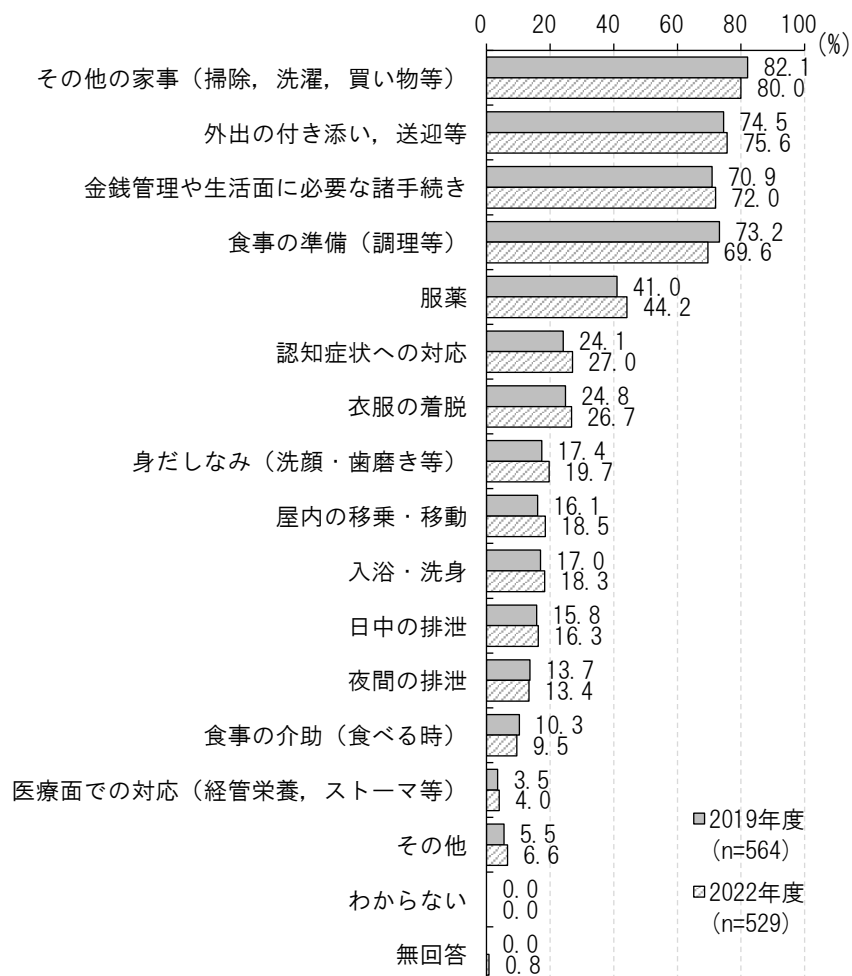
家族等による介護の頻度は、「ほぼ毎日」が55.7%と前回調査と比べて、3.8ポイント減少しています。

図-8 家族等による介護の頻度



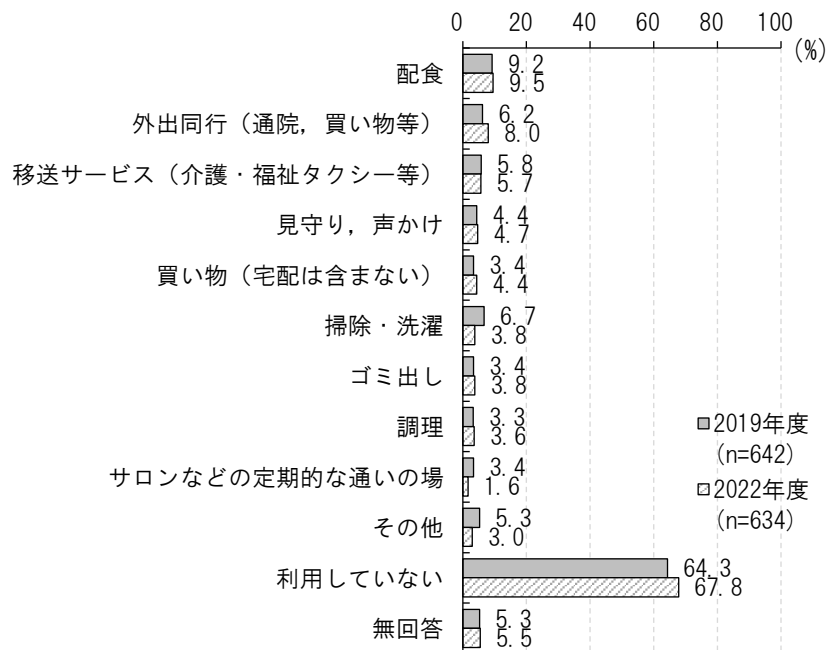
主な介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が80.0%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が75.6%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が72.0%、「食事の準備（調理等）」が69.6%となっています。

図-9 主な介護者が行っている介護



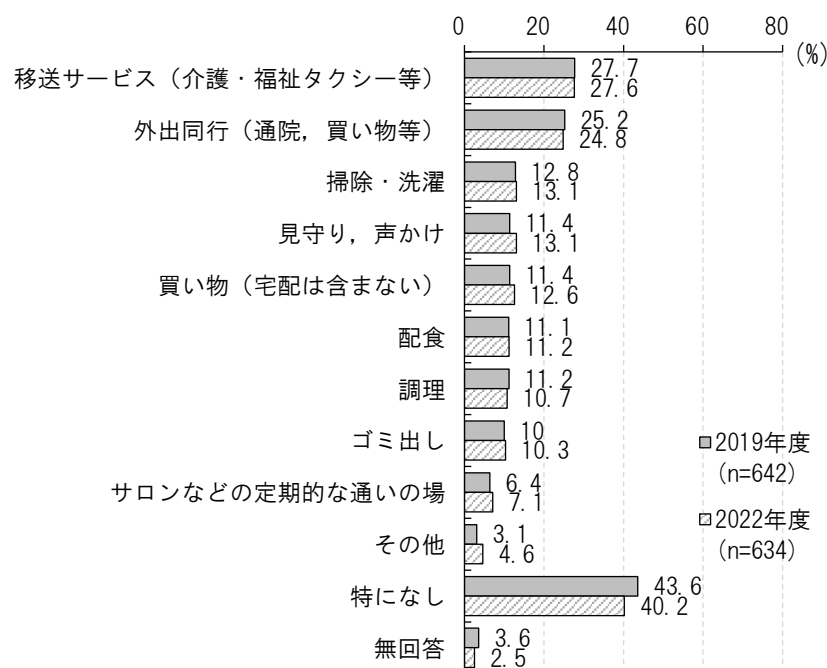
介護保険以外の支援・サービスの利用状況は、「配食」が9.5%、「外出同行（通院，買い物等）」が8.0%となっています。「利用していない」は67.8%と前回調査と比べて，3.5ポイント上昇しています。

図-10 介護保険以外の支援・サービスの利用状況



在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が27.6%と最も多く，次いで「外出同行（通院，買い物等）」が24.8%となっています。「特になし」は40.2%と前回調査と比べて，3.4ポイント減少しています。

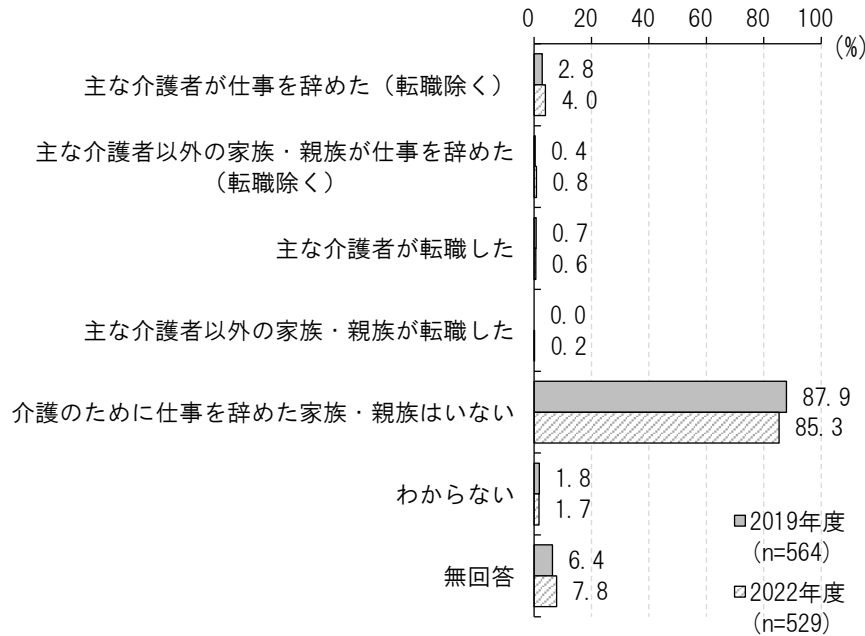
図-11 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス



オ 介護者の就労状況

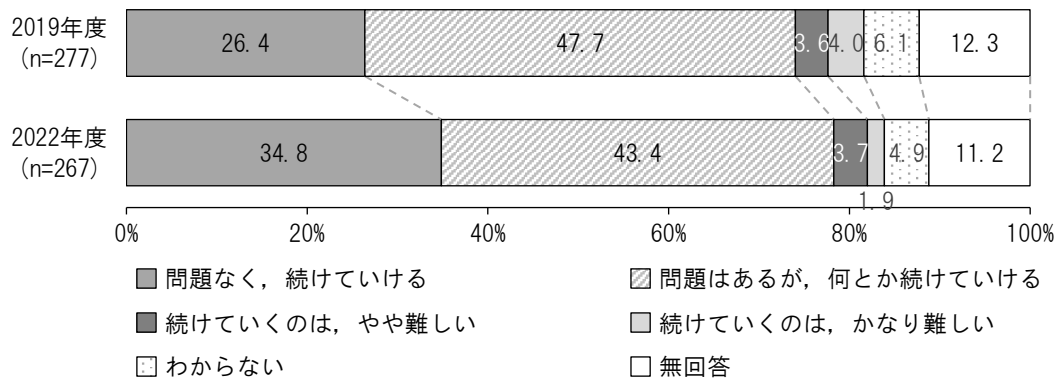
介護のために主な介護者又は家族・親族が退職又は転職した割合の合計は、前回調査の3.9%から今回調査は5.6%に微増しています。

図-12 介護のための離職の有無



主な介護者の就労継続の可否に係る意識は、「問題なく、続けていける」、「問題はあるが、何とか続けていける」合わせて78.2%と前回調査と比べて、4.1ポイント上昇しています。

図-13 主な介護者の就労継続の可否に係る意識



（3）介護人材の確保に関する事業所実態調査

① 調査の概要

ア 調査の目的

本市の介護サービス事業所の介護人材の雇用状況等を調査することにより、今後、水戸市が介護人材の確保のための環境整備に係る施策を推進するための基礎資料とすることを目的とします。

イ 調査対象者

市内介護サービス事業所（特定福祉用具・販売事業所を除く）

ウ 調査基準日，調査方法，調査期間

調査基準日：令和5年8月1日

調査方法：メール及び郵送により配布・回収

調査期間：令和5年8月7日～令和5年8月25日

エ 回収結果

回収事業所 302 事業所／対象事業所 464 事業所（回収率 65.1％）

② 調査結果の概要

ア 事業所の概要

事業所が提供するサービスの種類は、「居宅系サービス」が 56.0%、「居宅介護支援」が 23.2%、「入居系サービス」が 9.3%、「施設サービス」が 11.6%となっています。

図-1 事業所が提供するサービスの種類

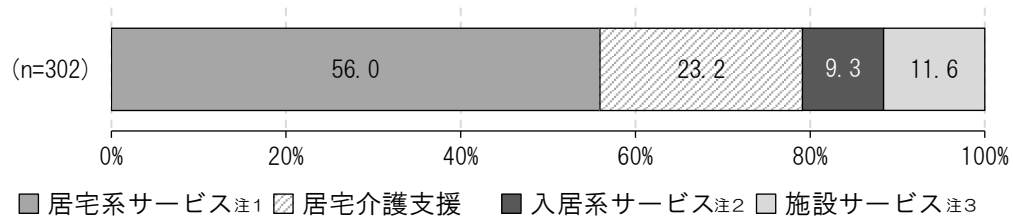
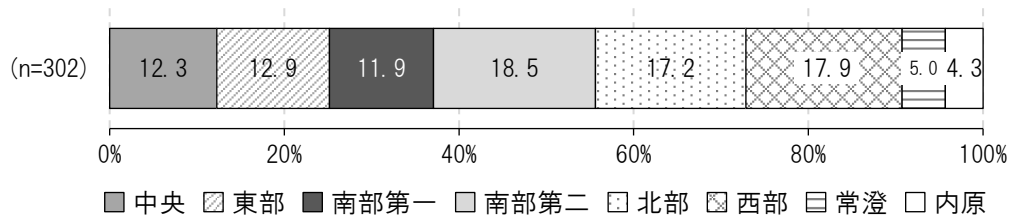


図-2 事業所が所在する日常生活圏域



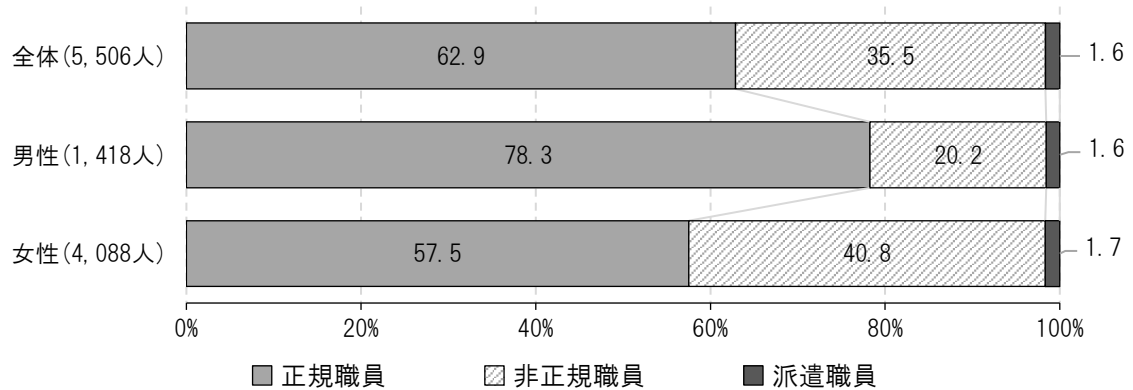
注1 「居宅系サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所者生活介護（介護老人福祉施設が提供するものを除く）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護のことをいう。

注2 「入居系サービス」とは、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護のことをいう。

注3 「施設サービス」とは、介護老人福祉施設（短期入所及び地域密着型サービスを含む）、介護老人保健施設（短期入所を含む）のことをいう。

職員の就労形態は、全体で「正規職員」が62.9%、「非正規職員」が35.5%となっています。
男性は「正規職員」が78.3%、「非正規職員」が20.2%、女性は「正規職員」が57.5%、「非正規職員」が40.8%となっています。

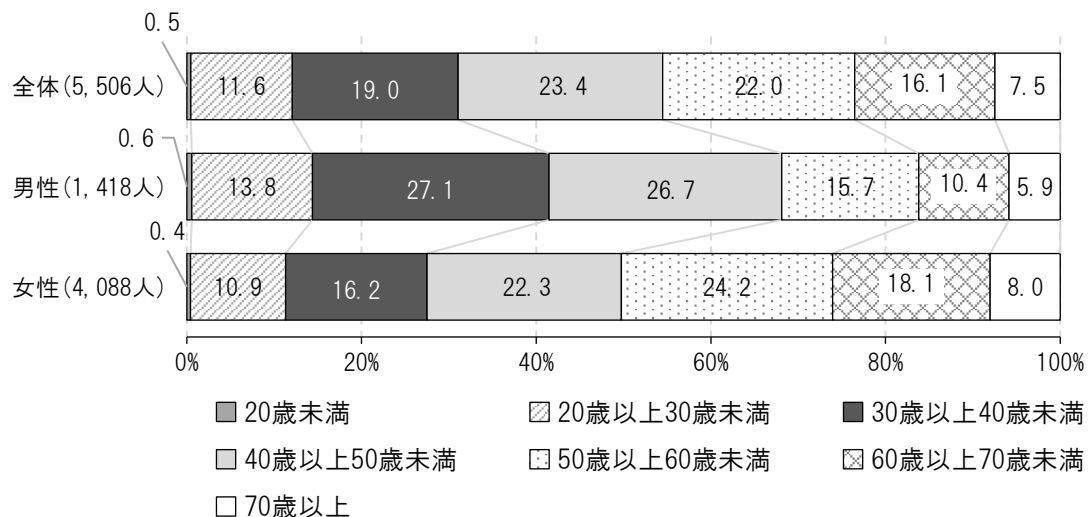
図-3 職員の就労形態



職員の年齢層は、全体で「40歳以上50歳未満」が23.4%、「50歳以上60歳未満」が22.0%、「30歳以上40歳未満」が19.0%となっています。

男性は「30歳以上40歳未満」が27.1%、「40歳以上50歳未満」が26.7%、女性は「50歳以上60歳未満」が24.2%、「40歳以上50歳未満」が22.3%となっています。

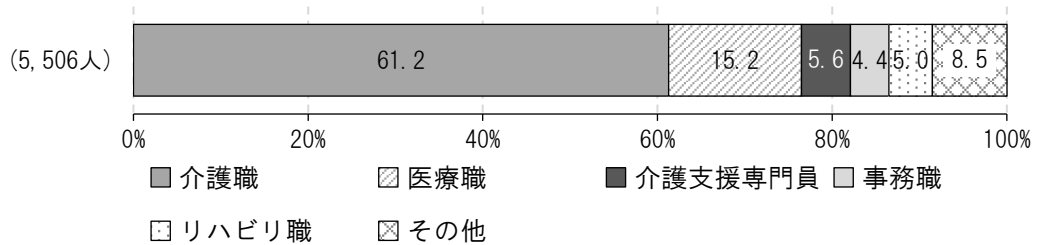
図-4 職員の年齢層



イ 職員の人員状況

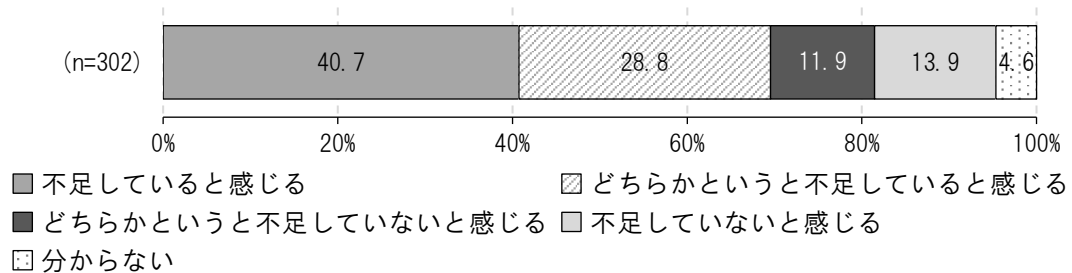
職員の職種は、「介護職」が 61.2%、「医療職」が 15.2%、「介護支援専門員」が 5.6%となっています。

図-5 職員の職種



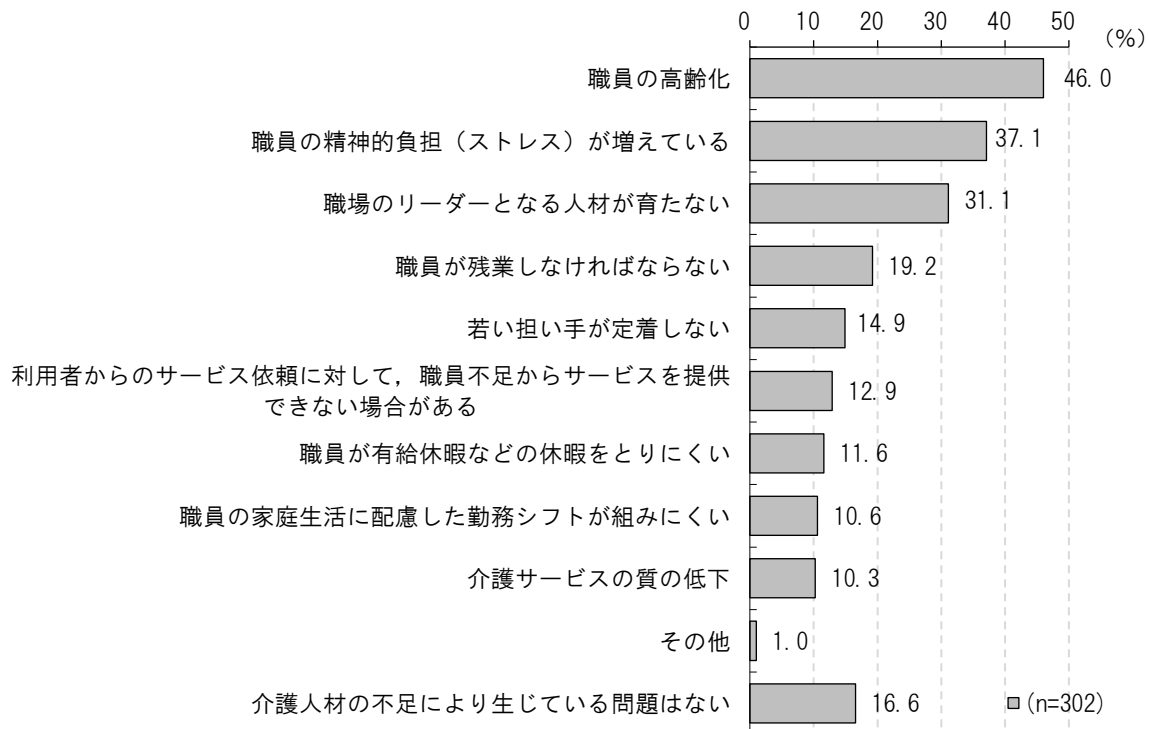
介護人材に対する不足感は、「不足していると感じる」、「どちらかというと不足していると感じる」を合わせて 69.5%の事業所が介護人材に対する不足感を訴えています。「不足していないと感じる」、「どちらかというto不足していないと感じる」を合わせた不足感のない事業所は 25.8%となっています。

図-6 介護人材に対する不足感



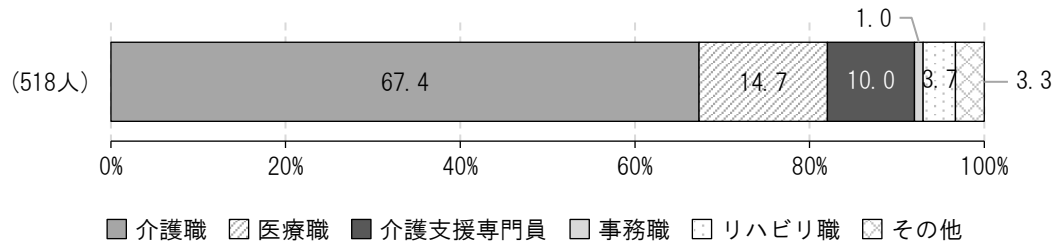
介護人材の不足により生じる問題は、「職員の高齢化」が46.0%と最も多く、次いで「職員の精神的負担（ストレス）が増えている」が37.1%、「職場のリーダーとなる人材が育たない」が31.1%となっています。

図-7 介護人材の不足により生じる問題



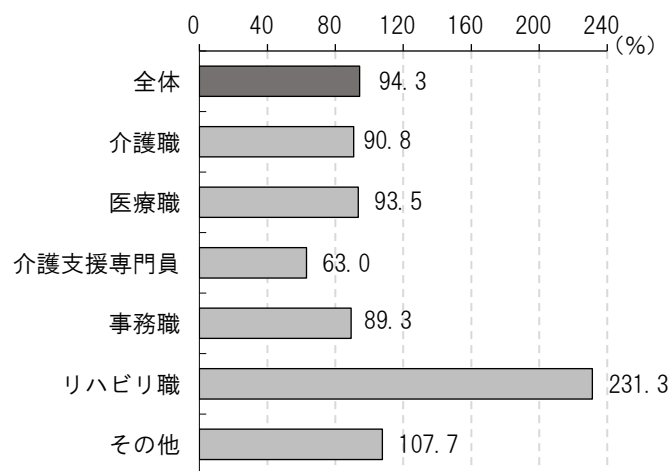
職員の募集状況は、「介護職」が67.4%、「医療職」が14.7%、「介護支援専門員」が10.0%となっています。

図-8 職員の募集状況



2022（令和4）年度中における職員の補充率は、全体で94.3%となっています。職種別では「介護支援専門員」が63.0%、「事務職」が89.3%、「介護職」が90.8%、「医療職」が93.5%と100%を下回っています。

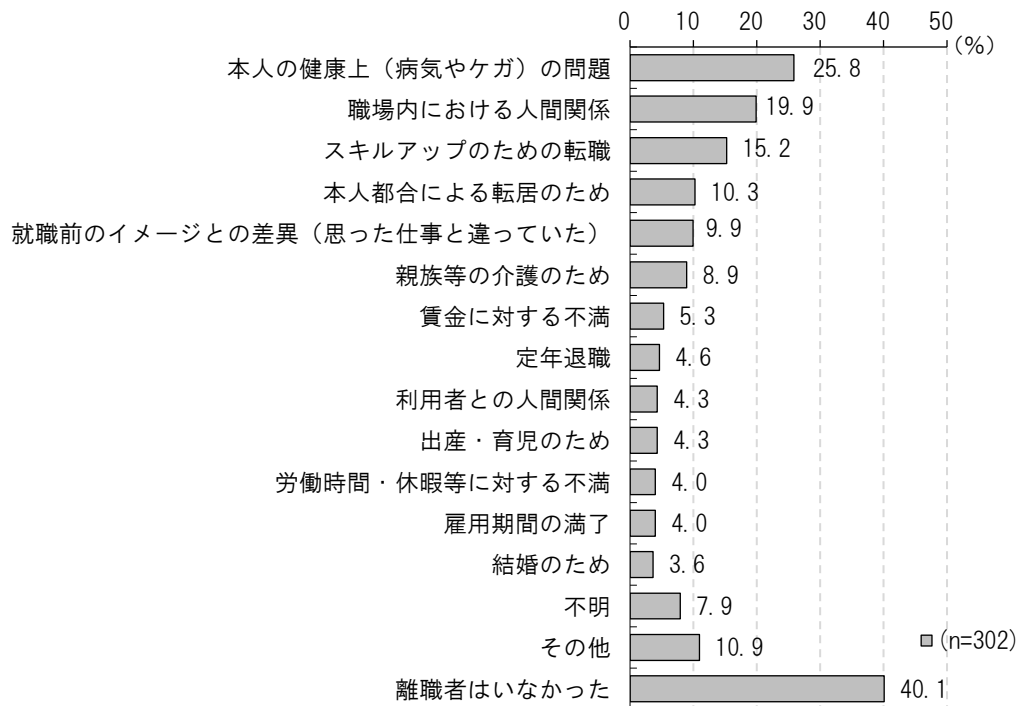
図-9 職員の補充率



注 「補充率」とは、離職者数に対する新規雇用者数の割合のことをいう。離職した人数と雇用した人数が同数の場合、補充率は100%となる。

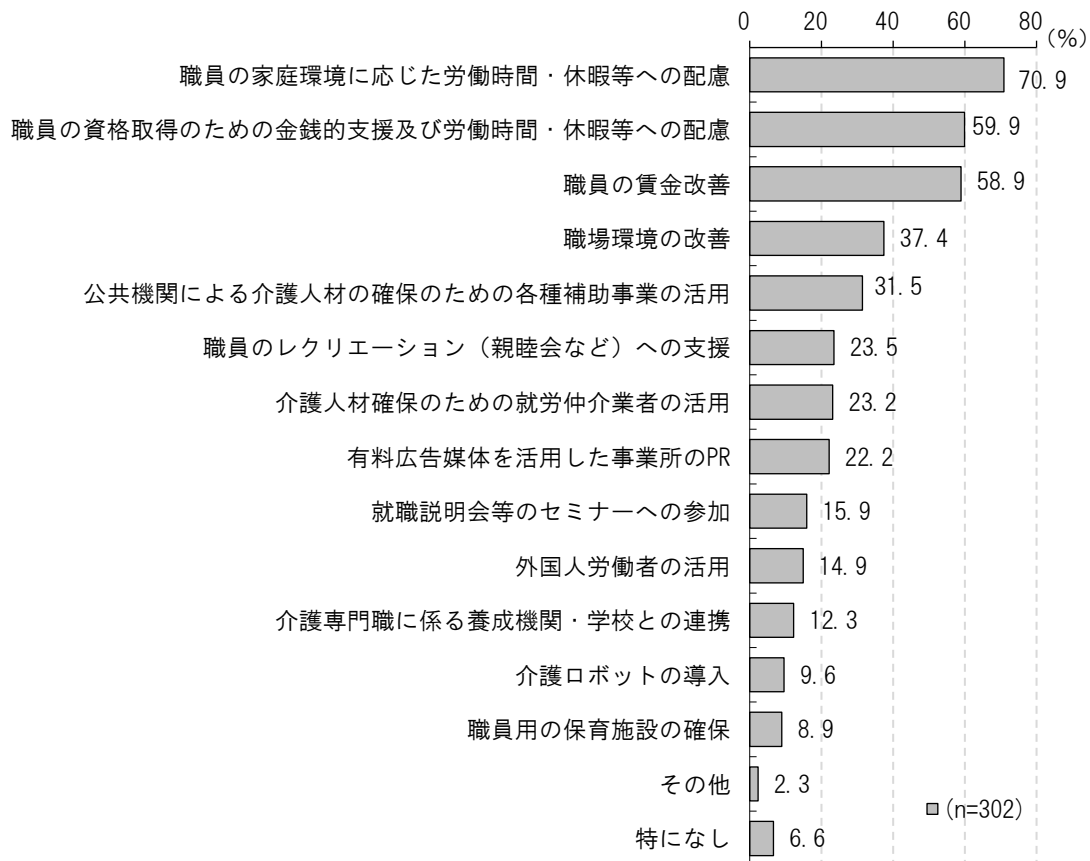
2022（令和4）年度中における職員の離職理由は、「本人の健康上（病気やケガ）の問題」が25.8%と最も多く、次いで「職場内における人間関係」が19.9%、「スキルアップのための転職」が15.2%となっています。

図-10 職員の離職理由



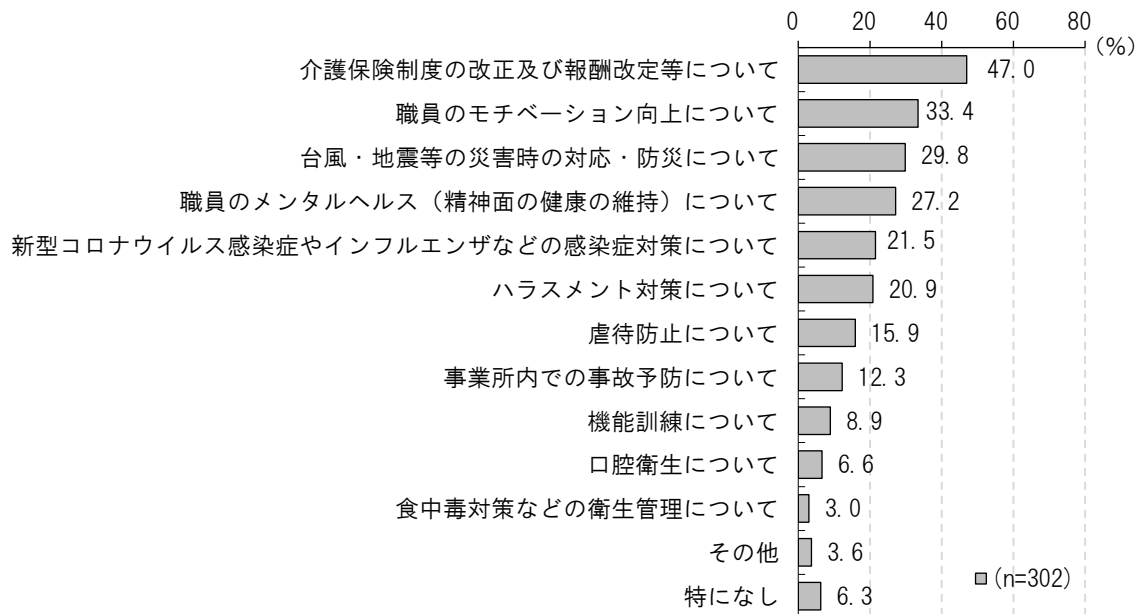
事業所における介護職員の確保策は、「職員の家庭環境に応じた労働時間・休暇等への配慮」が70.9%と最も多く、次いで「職員の資格取得のための金銭的支援及び労働時間・休暇等への配慮」が59.9%、「職員の賃金改善」が58.9%となっています。

図-11 事業所における介護職員の確保策



水戸市主催の研修会等で、取り上げてほしいテーマは、「介護保険制度の改正及び報酬改定等について」が47.0%と最も多く、次いで「職員のモチベーション向上について」が33.4%、「台風・地震等の災害時の対応・防災について」が29.8%となっています。

図-12 水戸市主催の研修会等で、取り上げてほしいテーマ



3 関係団体ヒアリングの結果

(1) ヒアリングの目的

本計画の策定に当たり、高齢者を取り巻く状況と課題について把握するために、関係する団体等に対してヒアリングを実施しました。

(2) ヒアリングの概要

① ヒアリングの方法及び実施状況

市職員による聞き取り等により、以下のとおり実施しました。

実施日	対象団体及び出席者
2023（令和5）年 7月12日	水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会に所属する市民団体等 （意見を聴く会） ・水戸市社会福祉協議会 ・水戸市民生委員児童委員連合協議会 ・水戸市高齢者クラブ連合会 ・水戸市住みよいまちづくり推進協議会 ・水戸市地域女性団体連絡会 ・水戸商工会議所 ・水戸女性フォーラム ・三の丸こだまの会
7月27日	介護労働安定センター茨城支部 ・介護労働安定センター茨城支部長
8月10日～31日 【書面回答】	水戸市介護認定審査会委員及び推薦団体 ・水戸市医師会 ・水戸市歯科医師会 ・水戸薬剤師会 ・茨城県理学療法士会 ・茨城県作業療法士会 ・茨城県看護協会 ・水戸市高齢者福祉施設連絡会 ・茨城県介護福祉士会
8月17日	茨城県介護支援専門員協会水戸地区会 ・会員（約40名）
8月18日～31日 【書面回答】	在宅訪問診療等を実施している医療機関

実施日	対象団体及び出席者
8月21日～31日 【書面回答】	水戸市歯科医師会
8月21日～31日 【書面回答】	水戸薬剤師会
8月28日	水戸市地域密着型介護サービス協議会 ・会員（約60名）
8月30日	水戸市高齢者福祉施設連絡会 ・会員（13施設）

② ヒアリングの内容

対象団体	主な意見
水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会に所属する市民団体等（意見を聴く会）	（1）免許返納後の移動支援について検討されたい。 （2）コミュニティバスのモデル地区を作って実施されたい。 （3）ボランティアの高齢化が進み、担い手が不足している。
介護労働安定センター茨城支部	（1）事業者支援事業について、多くの人に参加してもらえるように連携強化されたい。
水戸市介護認定審査会委員及び推薦団体	（1）要介護認定に係る事務の効率化を図るため、デジタル技術を積極的に活用されたい。 （2）要介護度の改善に目を向けるだけでなく、維持に対しても評価する必要がある。 （3）孤独死の問題に対する対応を検討されたい。 （4）適正なサービス利用となっているか利用状況等の確認の必要がある。 （5）新たな感染症や災害発生時には、速やかに施設に対する支援をされたい。 （6）理学療法士等リハビリテーション専門職のさらなる活用を検討されたい。 （7）高齢者支援センターのさらなる周知や機能強化の必要がある。
茨城県介護支援専門員協会	（1）新たにケアマネジャーになろうとする人が少ない。 （2）行政への提出書類を簡素化されたい。 （3）ケアマネジャーの本来業務以外の仕事が増えている。 （4）介護認定の申請に係る負担軽減を図られたい。 （5）ケアマネジャーと多職種との連携強化を図られたい。

対象団体	主な意見
在宅訪問診療等 を実施している 医療機関	(1) 研修会などを通じて、医療と介護の関係者がお互いを知り、顔の見える関係性を構築する必要がある。 (2) 日頃から情報共有を図ることが重要である。 (3) 人生の最終段階における本人の望む医療・ケアについての話し合いである「人生会議」については、住民と専門職を交えた講演会や多様な手法による周知など、工夫した取組が必要である。
水戸市歯科医師会	(1) 普段の食生活や日常生活などから感じられる口腔機能が低下する「オーラルフレイル」予防への周知啓発を向上していく事業を推進されたい。 (2) 世代を問わず、高齢者世代で提言する健康づくり・介護予防の情報を共有できる健康都市づくりをされたい。
水戸薬剤師会	(1) 高齢者や高齢者になる前の世代に薬の啓発を行っていくシステムが必要である。 (2) 多職種連携を図りながら残薬管理などを実施する必要がある。 (3) 市の高齢者施策に薬剤師や薬剤師会を上手に活用されたい。
水戸市地域密着型介護サービス協議会	(1) 若い世代が介護の仕事に関心を持つような取組を検討されたい。 (2) 介護の仕事に関する魅力を広く周知されたい。 (3) セミナー等について、事業所と連携して内容の検討をされたい。 (4) 複合型サービスについて、介護支援専門員や事業所、利用者へのサービス内容の周知の必要がある。 (5) 地域密着型サービスの他市町村利用について、柔軟な対応をされたい。 (6) 高齢者の移動手段がなく、高齢者支援センター主催の催し等に参加できないため、移動支援の必要がある。
水戸市高齢者福祉施設連絡会	(1) ショートステイ床から入所床への転換について次期計画に載せるよう検討されたい。 (2) 成年後見制度については、定期的な行政からの周知機会を作りながら、相談しやすい環境づくりをされたい。 (3) 施設ケアプラン点検について、施設の特性に応じた内容となるよう工夫されたい。 (4) 介護サービス相談員派遣事業について、他の施設の実施状況を共有されたい。 (5) 介護の魅力を知ってもらうため、高校生のボランティア等の活用を検討されたい。 (6) 人材確保のための水戸市独自の制度を検討されたい。

4 主な課題の整理

高齢者を取りまく現況やこれまでの調査による各種データや関係団体ヒアリングの結果から、次の6点を本市の主な課題として整理しました。

- **多様な主体の参画による介護予防・生活支援の推進**

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、自立支援・重度化防止の視点に立ち、市民・NPO・民間事業所等の多様な主体によるサービス提供体制を整備し、介護予防、移動支援等を含む生活支援を拡充する必要があります。

- **切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築**

医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれるため、医療機関と介護サービス事業所等の連携体制を構築する必要があります。

- **成年後見制度を含めた権利擁護支援の推進**

認知症等による判断能力が不十分な人の権利擁護を支える成年後見制度の更なる利用促進と、専門職等との連携、ネットワークづくりを推進するとともに、年々増加する高齢者虐待の防止を図る必要があります。

- **認知症バリアフリーの推進**

今後、認知症の人の増加が見込まれることから、認知症に対する社会の理解を更に深め、認知症であっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、希望を持って暮らすことができる共生社会を実現する必要があります。

- **介護人材の確保**

介護人材の確保が困難な状況にあって、新たな人材の確保と定着を図るためには、介護に関わる仕事の魅力を積極的に発信するとともに、働きやすい職場環境等の整備と職員の資質向上を目指して、関係機関とさらに連携する必要があります。

- **仕事と介護の両立の支援**

高齢者の生活や家族介護を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等を普及する必要があります。

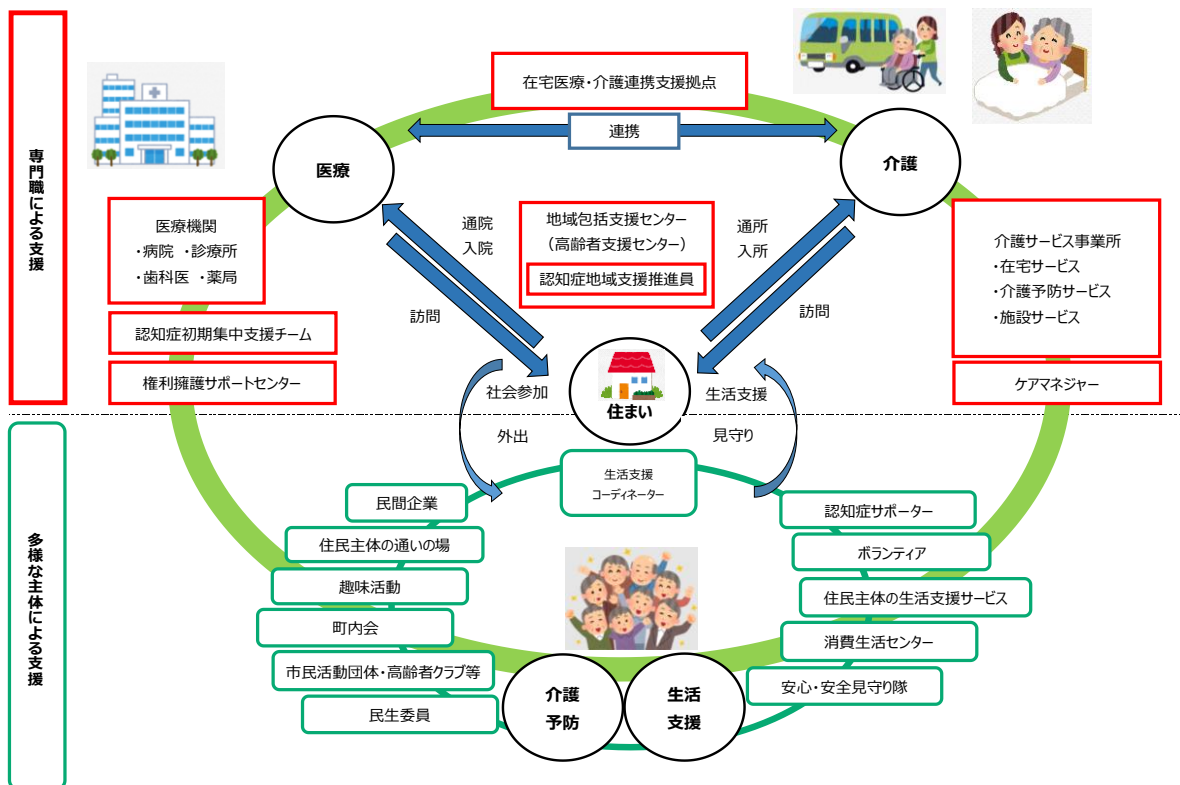
第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

高齢化が急速に進行する中、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、更に深化・推進していくことが重要です。「医療」「介護」「介護予防・生活支援」「住まい」に係る各種サービスの充実、医療・介護の専門職と介護予防・生活支援を担う地域の多様な主体との連携強化を図り、高齢者が地域において共に支えあい、生きがいをもって安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

＜目指す姿＞
地域で支えあい
いきいきと安心して
自分らしく暮らせるまち・水戸

図-1 水戸市の地域包括ケアシステム



8つの日常生活圏域ごとに設置している高齢者支援センターと、市高齢福祉課に設置している基幹型から構成する「地域包括支援センター」を中心に、地域包括ケアシステムを構築し、更に深化・推進します。

【水戸市の地域包括ケアシステム構築に向けた現在の主な取組】



2 日常生活圏域の設定

本市の目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区分として、中学校区を基に地理的状況、人口、交通事情等の社会的条件を勘案し、市域を8つの地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。本市においては、日常生活圏域ごとのニーズや特性等を踏まえながら、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立し、健やかに安心して生活することができるよう、地域密着型サービス等の介護サービス及び相談支援体制の充実を図ります。

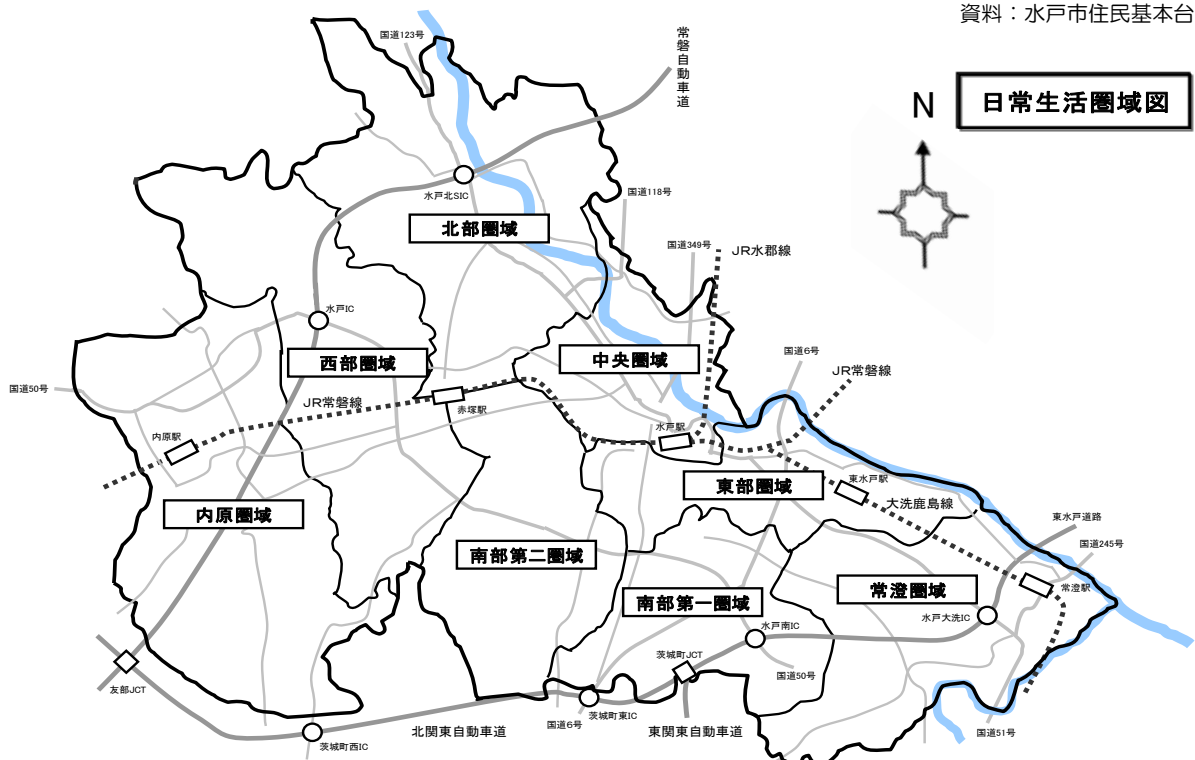
また、日常生活圏域の人口に不均衡が生じているため、本計画期間中に適切な圏域の設定を検討します。

図-2 日常生活圏域

【日常生活圏域の区分（2023（令和5）年10月1日現在）】

圏域	対象中学校区	人口 (人)	高齢者数 (人)	高齢化率 (%)
1 中央	第一中，第二中	34,383	10,320	30.0
2 東部	第三中，千波中	36,657	10,396	28.4
3 南部第一	第四中	37,285	8,732	23.4
4 南部第二	緑岡中，見川中，笠原中	66,013	15,117	22.9
5 北部	飯富中，国田義務教育学校，第五中，石川中	36,602	10,714	29.3
6 西部	赤塚中，双葉台中	28,673	9,383	32.7
7 常澄	常澄中	14,087	3,966	28.2
8 内原	内原中	15,338	4,510	29.4
合計		269,038	73,138	27.2

資料：水戸市住民基本台帳



3 基本方針

本計画では、目指す姿の実現に向け、4つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

（１）住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境の実現

支援が必要な高齢者やその家族などが抱える多様で複雑な生活課題に対応するため、障害福祉や児童福祉などの他分野との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めるとともに、地域住民やボランティア、各種団体等が地域ぐるみで高齢者を見守り・支えあうネットワークづくりや医療・介護の関係機関の連携体制の構築を図ります。また、自分らしく安心して生活できるよう成年後見制度の利用促進や虐待防止など、高齢者の権利擁護支援を重点的に推進します。

（２）介護予防と健康づくりの推進

高齢者が健康で、自分らしく自立した生活を続けられる健康長寿社会を実現するため、「元気な明日を目指す健康都市宣言」の趣旨を踏まえ、高齢者の健康づくりをサポートする介護予防や生活支援の充実に努めるとともに、高齢者自身がこれらの取組の担い手として活躍できる環境づくりをはじめとした地域貢献活動等への社会参加を促進します。

（３）認知症施策の総合的な推進

認知症の有無にかかわらず、できる限り住み慣れた地域で希望を持って暮らすことができる認知症バリアフリー社会を実現するため、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、共生と予防に取り組みます。また、認知症に関する正しい知識の普及・啓発とともに、必要な医療・福祉サービスにつなげるための初期集中支援推進事業や家族に対する支援の充実に努めます。あわせて、認知症の人の社会参加への支援など、認知症施策を総合的に推進します。

（４）持続可能な介護・福祉サービスの充実

高齢者が必要なときに適切なサービスを受けられるよう、事業者による人材確保やデジタル技術の活用による生産性向上の取組を支援し、介護・福祉サービスの維持・向上に努めます。また、給付適正化事業の充実に加え、仕事と介護の両立を促進するとともに、居宅要介護者の様々なニーズに柔軟に対応できる複合型サービスの普及及び利用機会の拡充を図ります。

4 施策の体系

		＜基本施策＞	＜具体的施策＞
《目指す姿》 地域で支えあい いきいきと安心して 自分らしく暮らせるまち・水戸	基本方針1 住み慣れた地域で いきいきと安心して 暮らせる環境の 実現	1 ともに支えあい、助けあう地域福祉の推進	1 地域福祉の推進 2 市民参加による福祉の推進 3 地域見守り・支えあいの推進
		2 相談支援体制の充実	1 地域包括支援センターの機能強化 2 高齢者の権利擁護支援体制の強化 3 家族介護者支援の充実
		3 切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築	1 切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築
		4 地域における住まいの適切な確保	1 暮らしやすい住まいの確保
		5 安心・安全な暮らしへの支援	1 人にやさしいまちづくりの推進 2 地域の安心・安全の確保
		6 権利擁護支援の総合的な推進 成年後見制度利用促進基本計画	1 高齢者の権利擁護支援体制の強化(再掲) 2 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用 3 安心して成年後見制度を利用できる環境の整備 4 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
	基本方針2 介護予防と 健康づくりの 推進	1 介護予防と生活支援の充実	1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2 生活支援体制整備事業の推進
		2 健康づくりの推進	1 健康の維持・向上の推進
		3 社会参加と生きがいづくりの促進	1 社会参加の促進 2 教養・レクリエーション活動等の推進
	基本方針3 認知症施策の 総合的な推進	1 認知症バリアフリーの推進	1 認知症への理解の促進 2 早期発見・早期対応や相談支援の充実 3 若年性認知症の人への支援の充実 4 認知症の人の介護者への支援の充実 5 認知症の人の社会参加活動の促進
	基本方針4 持続可能な 介護・福祉 サービスの充実	1 介護サービスの充実	1 介護サービスの充実 2 介護予防サービスの充実 3 介護サービス基盤の整備 4 介護サービスの質の向上 5 介護保険事業の円滑な推進
		2 福祉サービスの充実	1 福祉サービスの充実
		3 介護人材の確保	1 介護人材の確保
		4 仕事と介護の両立の支援	1 仕事と介護の両立の支援

第4章 重点施策

計画に位置付ける各種施策のうち、本市の主要課題に対応するため、次の6つの施策を重点施策として推進します。

重点施策1 切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築

医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療・介護の連携体制を構築するため、顔の見える関係づくりに向けた協議体を設置するなど、医療機関と介護サービス事業所等の連携を推進します。

重点施策2 権利擁護支援の総合的な推進

成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、支援が必要な高齢者等の早期発見・早期支援につなげていくため、地域連携ネットワークの強化を図ります。あわせて、成年後見制度を安心して利用できる支援の拡充に取り組みます。また、高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた関係機関との連携強化や市民に対する虐待防止の普及・啓発を図ります。

重点施策3 介護予防と生活支援の充実

健康寿命の延伸を図るため、介護予防の取組を推進するとともに、高齢者の主体的な介護予防活動を支援します。また、多様な主体による高齢者の生活支援の充実を図るとともに、サービス提供体制の整備を推進します。

重点施策4 認知症バリアフリーの推進

今後、認知症の人の増加が見込まれることから、認知症であっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて、認知症に対する社会の理解をさらに深め、認知症の早期発見・早期対応や相談支援体制の充実、認知症の人の社会参加活動の促進に取り組みます。

重点施策5 介護人材の確保

介護人材の確保のため、介護サービス事業者等と連携して幅広い世代に介護の魅力を伝えるとともに、介護職員が定着するよう、働きやすい環境への改善の支援に努めます。

重点施策6 仕事と介護の両立の支援

様々なニーズに対応できる複合型サービス等について、介護を必要とする方や家族介護者等へ周知を図り、適切なサービス利用を促進するなど、介護者の仕事と介護の両立の支援に努めます。

第2編 各論

第1章 施策の展開

基本方針1 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境の実現

基本施策1 とともに支えあい、助けあう地域福祉の推進

【現状と課題】

- 高齢化、核家族化、単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等に伴い、家庭や地域で相互に助け合う機能が弱まっています。住み慣れた地域で、ともに支えあい、助けあう地域共生社会を実現するために、住民同士の交流を促進するとともに、福祉に対する意識の向上を図る人材育成を進めることが求められています。さらには、複合化・複雑化した生活課題に対応できる重層的な支援体制を構築する必要があります。
- 地域をさりげなく見守るネットワーク「安心・安全見守り隊」には2023（令和5）年10月1日現在、地域団体や事業所など212団体が参加しており、連絡を受け人命救助につながった事例もありました。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、日常生活におけるさりげない見守り活動が求められています。
- 認知症の人など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するためには、地域団体や事業者が行政と連携して見守りを行うとともに、行方不明高齢者等の早期発見や事故の未然防止、安否確認などを目的としたネットワークを構築する必要があります。

【施策の基本的方向】

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政が協力・連携し、地域や個人が抱える生活課題を解決していく支援体制を整備します。
- 誰もが安心して暮らせる社会づくりに向け、地域福祉の多様な担い手を育成します。
- 認知症の人など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するため、行方不明高齢者等を早期発見するための体制を構築します。
- 安心・安全見守り隊などを通じ、地域団体や事業者と連携しながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の見守り活動を推進します。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
安心・安全見守り隊参加団体数	193団体	222団体	229団体	236団体

具体的施策1 地域福祉の推進

【主な取組】

事業名	事業内容
水戸市地域福祉計画に基づく施策の推進	・安全・安心な地域社会づくりの推進 ・重層的な支援体制づくりの推進 ・地域福祉活動の担い手の育成・支援や福祉人材の確保
水戸市社会福祉協議会との連携	・水戸市社会福祉協議会との連携による福祉のまちづくりの推進
民生委員との連携	・民生委員との連携による高齢者の見守りや相談・援助活動等の推進
市民との協働の推進	・市民、企業及び団体等との協働の推進 ・協働事業提案制度「わくわくプロジェクト」の実施
福祉ボランティア会館の活用	・福祉ボランティア会館における、ボランティアの人材育成や活動支援

具体的施策2 市民参加による福祉の推進

【主な取組】

事業名	事業内容
積極的な情報発信	・積極的な情報の発信や内容の充実による市民の福祉への理解促進 ・高齢者や高齢期をテーマにした啓発・広報活動の充実
市民センター等を核としたコミュニティ活動の推進	・高齢者クラブ、女性会や町内会などのコミュニティ活動の支援 ・指導者の育成のための地域リーダー研修会の実施 ・町内会・自治会の加入率向上に向けた取組の推進
学校教育などにおける福祉教育	・豊かな心と将来への夢を育む教育による社会福祉への理解促進
ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進	・性別にかかわらず介護や家事を担う男女平等参画社会に向けた、市民意識の醸成と行動変化の促進 ・ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策3 地域見守り・支えあいの推進

【主な取組】

事業名	事業内容
安心・安全見守り隊の推進	・地域団体や事業者等との連携による見守りの実施 ・未参加団体に対する参加勧奨の強化 ・参加団体に対する情報提供及び見守り意識の啓発
在宅見守り安心システム事業	・高齢者からの緊急通報による状況確認の実施 ・24時間365日体制での健康や介護についての相談の実施 ・月1回程度の電話による安否確認の実施

基本方針１ 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境の実現

事業名	事業内容
愛の定期便事業	・ひとり暮らし高齢者への乳製品の配付を通した安否確認等の実施
生活支援配食サービス事業	・食生活の改善等のための配食サービスによる安否確認の実施
SOSネットワークの推進	・行方不明となるおそれがある認知症高齢者等の把握，登録勧奨 ・行方不明になった認知症高齢者等の情報を共有し早期発見を図るSOSネットワークの運用 ・医療機関，介護サービス事業所及び「安心・安全見守り隊」参加団体に対するSOSネットワークへの参加勧奨 ・SOSネットワーク登録者に対し，不慮の事故等による損害賠償への備えとして，認知症保険への加入促進 ・認知症高齢者等見守り声かけ訓練の開催

基本施策2 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 日常生活圏域において相談支援業務等を行う8か所の高齢者支援センター及び高齢者支援センターの連絡調整等を担う基幹型から構成される地域包括支援センターの相談対応件数は、2015（平成27）年度の15,662件から2022（令和4）年度には25,943件へと増加しています。特に、認知症に関する相談は533件から1,605件へと急増していることから、これらの相談に適切に対応するため、地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の職員に加え、認知症地域支援推進員を適正に配置するとともに、センターを公正・中立に運営する必要があります。
- 日常生活圏域における人口について、最も多い南部第二圏域と最も少ない常澄圏域とでは5万人以上の差があり不均衡が生じているため、適切な圏域の設定を検討する必要があります。
- 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくことを目的とした「地域ケア会議」は、地域包括ケアシステムを構築する上で重要な取組です。これまで実施してきた、支援困難事例等の検討を行う地域ケア会議を通じて、介護支援専門員への支援や地域課題の把握に努めるほか、地域ケア会議の機能をより充実していく必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者を虐待や消費者被害等から守るため、地域包括支援センターを中心に相談支援体制を強化するとともに、地域や保健・医療・福祉等の関係機関や介護サービス事業所等と連携し、早期発見・早期対応や防止のための普及・啓発を行っていく必要があります。また、判断能力が不十分な高齢者の権利や財産が守られるよう、成年後見制度や水戸市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業などの権利擁護支援も推進していく必要があります。
- 家族介護者が抱える課題は複雑化しており、関係機関と連携し、多様な世代の家族介護者の支援を強化する必要があります。

【施策の基本的方向】

- 地域包括支援センターの効果的な運営を図るため、高齢者人口の推移に応じ、適切な日常生活圏域の検討を実施するとともに、適正に職員を配置します。また、事業実施方針を提示するとともに、地域包括支援センター運営協議会において評価を行いながら、センターを公正・中立に運営します。
- 地域包括支援センターに、認知症に関する相談に適切に対応できる認知症地域支援推進員を配置します。
- 地域の多職種が連携して地域包括ケアを実現するため、地域包括支援ネットワークの構築を推進します。
- 高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握を目的とする地域ケア会議を継続的に開催し、会議で抽出された地域課題の解決に向けて、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業などにおいて実施する取組との連携を図ります。また、高齢者の自立支援・介護予防の観点を踏まえた多職種連携によるケース会議の実施を検討し、地域ケア会議の充実を図ります。
- 地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、消費生活センター、警察等と連携を図りながら、高齢者虐待防止の啓発や相談・通報への対応、消費者被害に対する未然防止の啓発及び相談支援等を行います。

基本方針1 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境の実現

- 認知症高齢者等の権利を擁護するため、判断能力が不十分な高齢者が自立して生活できるよう、成年後見制度及び日常生活自立支援事業を活用し、支援します。
- ヤングケアラーを含む多様な家族介護者を支援するため、関係機関との連携を強化します。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
地域ケア会議の参加者数	1,631人	1,650人	1,700人	1,750人

具体的施策1 地域包括支援センターの機能強化

【主な取組】

新は新規事業

事業名	事業内容
地域包括支援センターの運営体制の充実	・日常生活圏域において相談支援業務等を行う8か所の高齢者支援センター及び高齢者支援センターの連絡調整等を担う基幹型1か所から構成される地域包括支援センターの運営 ・効果的な運営を図るためのさらなる民間活力の活用や適切な日常生活圏域の検討 ・専門職員の適正な配置 ・地域包括支援センター連絡会議における情報共有及び事例検討の実施 ・事業実施方針の提示及び地域包括支援センター運営協議会による評価の実施
地域包括支援センターの相談支援機能の強化	・地域に出向いての相談会等の開催 ・課題解決に向けた地域における多職種連携ネットワークの強化 新 ヤングケアラーを含む多様な世代の介護者への支援強化 ・認知症に関する相談に適切に対応できる認知症地域支援推進員の配置
地域包括支援ネットワークの構築の推進	・介護サービス事業所、医療機関、地域団体及び民間企業等が参画する交流会等の開催
地域ケア会議の充実	・高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握を目的とする地域ケア会議の周知及び開催 新 高齢者の自立支援・介護予防の観点を踏まえた多職種連携によるケース会議の実施 ・地域ケア会議を通じた支援者の資質向上のため、多職種ネットワークの拡充 ・地域ケア会議と生活支援体制整備事業における協議体との連携

■水戸市地域包括支援センターの運営体制

名称	担当日常生活圏域	対象中学校区
中央高齢者支援センター	中央	第一中、第二中

名称	担当日常生活圏域	対象中学校区
東部高齢者支援センター	東部	第三中，千波中
南部第一高齢者支援センター	南部第一	第四中
南部第二高齢者支援センター	南部第二	緑岡中，見川中，笠原中
北部高齢者支援センター	北部	飯富中，国田義務教育学校，第五中，石川中
西部高齢者支援センター	西部	赤塚中，双葉台中
常澄高齢者支援センター	常澄	常澄中
内原高齢者支援センター	内原	内原中
基幹型	全域	

具体的施策2 高齢者の権利擁護支援体制の強化

【主な取組】

事業名	事業内容
高齢者虐待の防止	・高齢者虐待防止のためのパンフレット配布や研修会の開催による専門職や市民への普及・啓発 ・高齢者虐待の早期発見・早期対応のための相談・通報体制の整備及び関係機関との連携強化 ・意思決定支援を重視した相談支援 ・高齢者の保護と権利擁護を含めた総合的な支援及び養護者に対する支援
消費者被害の防止	・消費生活センターによる出前講座等の消費者教育の実施 ・消費生活センターによる消費者被害の解消 ・成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用による消費者被害の未然防止
日常生活自立支援事業の推進	・日常的な金銭管理，福祉サービスの利用の支援 ・専門員，生活支援員の確保

具体的施策3 家族介護者支援の充実

【主な取組】

⑨は新規事業

事業名	事業内容
関係機関と連携した家族介護者への支援	・認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど，多様な課題を抱えるケースに対する，関係機関と連携した支援
ヤングケアラー支援の推進	⑨ こどもが相談できるオンライン相談窓口の開設の検討 ・早期発見・支援に向けた意識啓発 ・子育て世帯訪問支援事業の推進

基本施策3 切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築

【現状と課題】

- 今後、医療と介護の両方のニーズを有する慢性疾患及び認知症等の高齢者の増加が見込まれており、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが続けられるよう、住民ニーズに適切に対応した在宅医療・介護提供体制の構築が課題となっています。このため、医療機関と介護サービス事業所等の多職種連携を推進する必要があります。
- 単身世帯や高齢者のみの世帯の増加に伴い、人生の終末期における不安を抱える高齢者への支援が必要です。

【施策の基本的方向】

- 在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識した取組を推進します。
- 医療機関と介護サービス事業所等の多職種連携を推進するため、在宅医療・介護連携に関する相談支援拠点を設置するとともに、課題の抽出、研修等を実施します。
- 人生の終末期を迎えるにあたり、生きている今を大切にしながら、自分らしく、生きるための活動である「終活」が、市民にとってよりよいものとなるよう、終活支援の取組を強化します。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
市民等に向けた在宅医療・介護連携に係る講座等の実施回数	-	日常生活 圏域ごとに 2回以上	日常生活 圏域ごとに 2回以上	日常生活 圏域ごとに 2回以上
多職種連携による協議体の開催	-	実施	実施	実施

具体的施策1 切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築

重点施策1

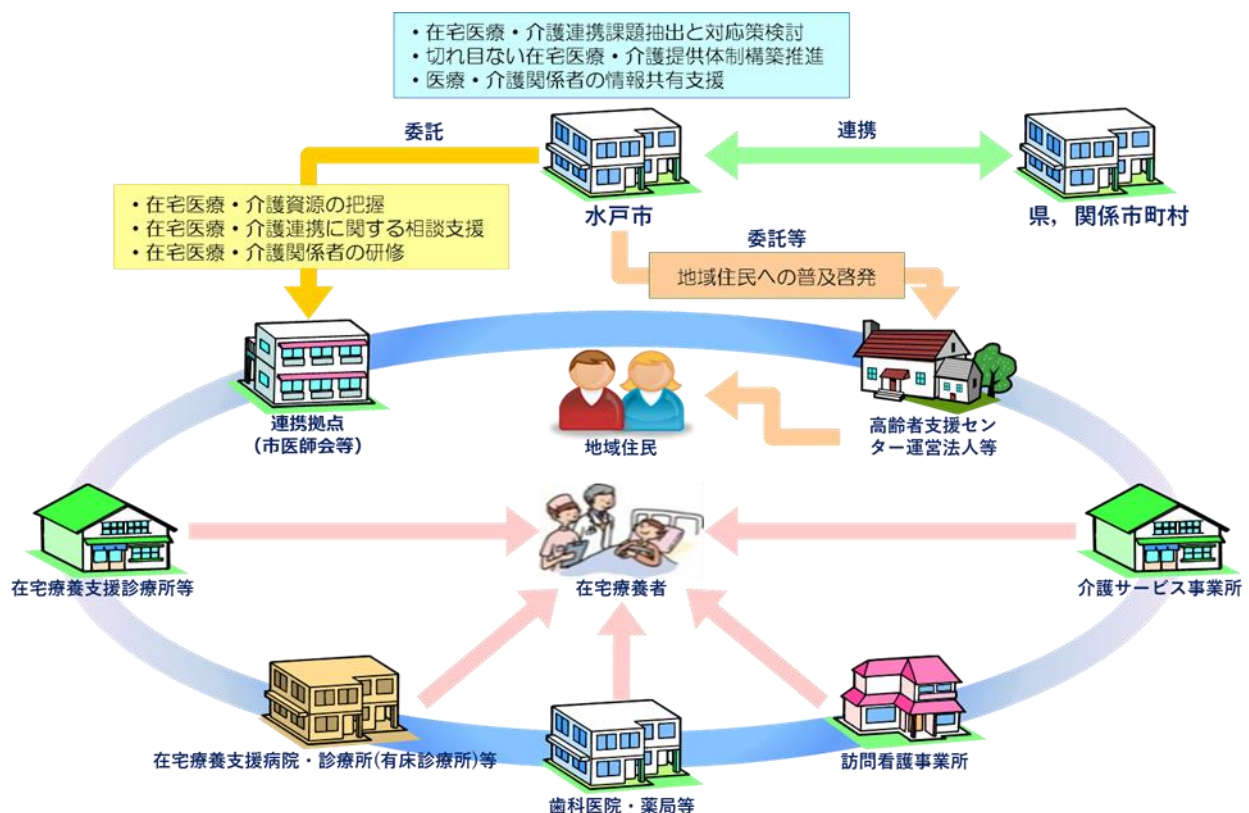
【主な取組】

 は新規事業

事業名	事業内容
地域の医療・介護の資源の把握	・ いばらき医療機関情報ネットや地域包括支援センター等を通じた医療・介護の資源の把握 ・ インターネットやガイドブック等を活用した、在宅医療実施機関（医科、歯科、薬局、訪問看護）に係る情報の提供
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討・実施	・ 医療・介護関係者に対するアンケートや地域ケア会議を活用した在宅医療・介護連携に関する課題の抽出 ・ 地域包括支援センター運営協議会等における対応策の検討 ⑨ 課題抽出及び対応策の検討を行う多職種による協議体の設置 ⑨ 茨城県第8次保健医療計画における「在宅医療における積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」との連携

事業名	事業内容
医療・介護関係者の情報共有の支援	- 在宅療養者の入退院又は介護サービス利用開始の際における医療・介護関係者との円滑な情報伝達を支援するツールの周知 - デジタル技術を活用した情報共有の推進
在宅医療・介護連携に関する相談支援	- 在宅医療・介護連携支援拠点の設置及び専門職員の配置 - 医療・介護関係者及び地域包括支援センター等に対する相談支援 - 退院時等における医療・介護関係者との連携の調整
医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者の相互理解や、多職種連携に資する在宅医療・介護連携に係る課題に対応した研修会や事例検討会等の企画及び運営
地域住民への在宅医療の普及・啓発	- 在宅医療の理解促進及び普及・啓発を目的とした講演会等の開催及び広報みと、SNSツールの活用 - 人生会議の普及・啓発
終活支援体制の強化	㊦終活情報の事前登録制度等の終活支援施策の実施 - エンディングノートの普及・啓発及び活用促進

図-1 本市における在宅医療・介護連携推進事業



基本施策4 地域における住まいの適切な確保

【現状と課題】

- 高齢者の住まいとしては、市内には住宅型有料老人ホーム^{注1}、サービス付き高齢者向け住宅^{注2}が整備されています。これらの施設において、低い入居率（入居者／定員）及び市外からの入居者の多さが課題となっていることから、高齢者向け住まいの適正数の把握が必要となっています。
- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における介護サービス提供のあり方が全国的な課題となっていることから、これらの施設に居住する人のケアプランの点検や立入調査等による指導・監督を実施していく必要があります。
- 未届有料老人ホーム等において、有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、適切な介護及び運営が行われるよう届出の勧奨を推進していく必要があります。
- 多くの高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで暮らし続けることを希望していることから、高齢者の身体機能の変化に対応できるよう市営住宅におけるバリアフリー化や住宅改修を行うことにより、在宅での生活を支援する必要があります。
- 介護保険の対象外サービスとして普及している通所介護における宿泊サービスは、実質的に住まいとして利用されている実態を考慮し、安全性の確保に向けた対応が必要となっています。

【施策の基本的方向】

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、基盤整備の枠は定められるものではありませんが、入居率等から判断して、現在の整備床数を維持する方針とします。
- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における適正なサービス提供が行われるよう指導を推進します。
- 高齢者が地域で安心して自宅で暮らし続けられるよう、住宅改修の助成を推進します。
- 通所介護における宿泊サービスの安全性の確保を図ります。

具体的施策1 暮らしやすい住まいの確保

【主な取組】

事業名	事業内容
住宅型有料老人ホームにおける適正な運営の確保	・介護保険サービスの適正な利用や地域社会との連携に配慮した運営 ・定期報告による住宅型有料老人ホームの入居状況及び運営状況の把握 ・未届有料老人ホームの把握及び届出の勧奨 ・安全性確保のための立入調査等による指導・監督 ・ケアプラン点検の実施
サービス付き高齢者向け住宅における適正な運営の確保	・定期報告によるサービス付き高齢者向け住宅の入居状況及び運営状況の把握 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録等 ・安全性確保のための立入調査等による指導・監督 ・ケアプラン点検の実施

事業名	事業内容
自宅で暮らし続けられるための住宅改修	・福祉住環境コーディネーターや介護支援専門員との連携による介護保険サービスの住宅改修及び介護予防住宅改善助成事業の利用促進
高齢者に配慮した市営住宅の整備及び運営	・市営住宅の新築工事における全ての住戸への手すりの設置や段差の解消による高齢者に配慮したバリアフリー住宅の整備 ・入居者等の安心を確保するためのひとり暮らし高齢者等への安否確認の実施
通所介護における宿泊サービスに対する指導・監督	・国の指針等に基づく安全性確保のための運営指導等による指導・監督

注1 「住宅型有料老人ホーム」とは、有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護を行わない居住施設で、入居者が介護を必要とする状態となった場合は、訪問介護その他の介護サービスを利用して入居を継続することができます。

注2 「サービス付き高齢者向け住宅」とは、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯の増加を見込み、安心して生活できる住まいの安定的な確保を目的として創設された民間住宅事業者等が供給する住宅で、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供するなど一定の基準を満たしています。

基本施策5 安心・安全な暮らしへの支援

【現状と課題】

- 高齢者が安全かつ快適に暮らすことができるよう、施設のバリアフリー化や高齢者への理解を促進する必要があります。
- 高齢者が外出する際の移動手段は「自動車（自分で運転）」が最も多い一方、その約6割が自分で運転ができなくなった場合の移動手段を「徒歩」と考えています。今後、自動車の運転ができなくなった高齢者の外出支援を拡充する必要があります。
- 高齢者を標的とした詐欺行為等の悪質な犯罪が増加の一途をたどっていることから、被害を未然に防止する体制を整備することが大切であり、高齢者自身も犯罪に対する知識を持つことが必要です。
- 高齢者が関係した交通事故や火災の防止に努めるとともに、災害や急病など緊急時の迅速な救援対策の確保も必要です。

【施策の基本的方向】

- 高齢者が安全かつ快適に暮らすことができるよう、日常生活圏域等における施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。あわせて、高齢者への理解を促進することで、地域社会全体が相互に協力し合うことができるよう、心のバリアフリーを推進します。
- 高齢者の移動手段の充実を図るとともに、水都（すいっと）タクシーの運行等による、公共交通の利便性の向上を図ります。
- 万一の災害や犯罪などから高齢者を守る対策を充実します。

具体的施策1 人にやさしいまちづくりの推進

【主な取組】

事業名	事業内容
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	・水戸市バリアフリー基本構想に基づくまちなかにおける道路や施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入 ・心のバリアフリーの推進
高齢者の外出支援	・通院等乗降介助の推進 ・通院等支援サービスの拡充 ・住民主体による生活支援サービスによる外出支援
公共交通の利便性向上	・バス路線の再編 ・公共交通空白地区における水都（すいっと）タクシーの運行 ・利用者に配慮したバス停留所施設の設置

具体的施策2 地域の安心・安全の確保

【主な取組】

事業名	事業内容
防犯対策の推進	・犯罪に遭わないための知識の普及・啓発及び家庭内又は地域でできる防犯対策

事業名	事業内容
	・自主防犯ボランティア活動の進め方などについて、いきいき出前講座による説明・情報提供
防災対策の推進	・高齢者を対象とした防災訓練・講話等の実施による防災意識の向上 ・特別養護老人ホーム等の福祉避難所の確保・拡充 ・洪水浸水想定区域等の区域内に位置する高齢者福祉施設及び介護保険施設等の避難確保計画作成支援及び訓練実施支援 ・災害時要配慮者安心安全行動マニュアルの作成及び対象者への配付 ・災害時避難行動要支援者名簿への登録促進
住宅防火対策の推進	・高齢者世帯を対象とした防火広報の実施
交通安全対策の推進	・高齢者交通安全推進委員に対する研修会の実施, 高齢者自身の安全意識の醸成と効果的な周知活動の推進
高齢者の救急対策の推進	・高齢者に対する救急時の受診の仕方, 救急受診ガイドブックなどによる周知活動の推進
感染症対策の推進	・感染症に対する正しい知識の普及・啓発 ・保健所における衛生資材の備蓄 ・予防接種法に基づく定期接種の実施及びその一部の公費助成

基本施策6 権利擁護支援の総合的な推進

成年後見制度利用促進基本計画

【現状と課題】

権利擁護支援とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の生活・権利を守るために、自らの意思を主張できるように支援することです。

（１）高齢者虐待の防止

- 配偶者又は子どもなど養護者による高齢者への虐待は年々増加していることから、早期発見・早期対応を推進していく必要があります。
- 虐待に対する正しい知識や虐待を発見した場合の対応等についての理解を、市民に広く求めていく必要があります。

（２）成年後見制度の利用促進

- 判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利や財産を守っていくため、家族や関係機関、地域の支援者に対し、成年後見制度を含めた権利擁護支援の取組について普及・啓発するとともに、相談窓口の周知を図っていく必要があります。
- 県央地域連携中枢都市圏^注事業として、水戸市と水戸市社会福祉協議会（権利擁護サポートセンター）が広域中核機関となり、支援が必要な高齢者等の早期発見・早期支援に向け、関係機関が連携して権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークの強化が必要となります。
- 安心して制度を利用できるよう、親族後見人への助言や相談支援等に取り組んでいくとともに、市長申立ての適切な実施及び申立て費用や後見人等に対する報酬助成の拡充などを推進する必要があります。
- 後見人等への支援のため、親族後見人等への学習会や相談会を開催するとともに、後見人同士が情報交換を行う場の創出などを推進する必要があります。

【施策の基本的方向】**（１）高齢者虐待の防止**

- 地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、消費生活センター、警察等と連携を図りながら高齢者虐待防止の啓発や相談・通報への対応、高齢者の保護や養護者に対する支援を行います。

（２）成年後見制度の利用促進

- 認知症高齢者等の権利を擁護するため、判断能力が不十分な高齢者が自立して生活できるよう、成年後見制度及び日常生活自立支援事業を活用し、支援します。
- 尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう成年後見制度の運用改善を図ります。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図ります。

注 水戸市が連携中枢都市となり、茨城県央地域の8市町村（笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、大洗町、城里町、茨城町、東海村）と連携して、地域の枠を超え、広い視野に立った効果的な施策を展開していくため、令和2年に形成された圏域。成年後見制度の利用促進を含む、医療、福祉、観光、地域公共交通など、様々な分野において広域連携事業を推進している。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
法人による成年後見の新規受任 件数	6 件	8 件	10件	12件
市長申立て受理件数	8 件	10件	12件	14件

具体的施策 1 高齢者の権利擁護支援体制の強化（再掲）

重点施策 2

【主な取組】

事業名	事業内容
高齢者虐待の防止（再掲）	・高齢者虐待防止のためのパンフレット配布や研修会の開催による専門職や市民への普及・啓発 ・高齢者虐待の早期発見・早期対応のための相談・通報体制の整備及び関係機関との連携強化 ・意思決定支援を重視した相談支援 ・高齢者の保護と権利擁護を含めた総合的な支援及び養護者に対する支援
日常生活自立支援事業の推進（再掲）	・日常的な金銭管理、福祉サービスの利用の支援 ・専門員、生活支援員の確保

具体的施策 2 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用

重点施策 2

【主な取組】

事業名	事業内容
成年後見制度の普及・啓発	・パンフレットや広報誌、ホームページを活用した制度及び相談窓口の周知 ・介護サービス事業所や医療機関、金融機関等への啓発 ・学習会や相談会等の開催による成年後見制度を知る機会の創出 ・任意後見制度の利用促進
成年後見制度の相談支援	・意思決定支援を重視した相談支援 ・親族後見を考えている方への申立て支援 ・親族後見人への相談会の開催及び定期報告書類作成等の活動支援 ・弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談支援や地域での相談会の実施 ・高齢者虐待や消費者被害等に関して、介護支援専門員や民生委員等の地域関係団体との連携による情報共有及びケース会議等の実施

基本方針１ 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境の実現

事業名	事業内容
市民後見人の養成及び法人後見等の活動支援	・ 市民後見人養成講座の開催と講座修了者へのフォローアップ研修会等の実施 ・ 日常生活自立支援事業の支援員等としての知識向上やスキルアップの実践 ・ 市民後見人等の後見監督人としての後見業務支援 ・ 法人後見実施団体の養成及び活動支援

具体的施策３ 安心して成年後見制度を利用できる環境の整備

重点施策２

【主な取組】

事業名	事業内容
市長申立ての適切な実施	・ 制度利用が必要な認知症高齢者等に対する市長による成年後見申立ての実施
後見報酬の助成	・ 後見人等に対する報酬の負担が困難な方に対する一部助成
後見人等への支援	・ 親族後見人への相談会の開催及び定期報告書類作成等の活動支援（再掲） ・ 後見人同士が情報交換を行う場の創出

具体的施策４ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

重点施策２

【主な取組】

事業名	事業内容
中核機関の運営及び強化	・ 法律、福祉等の専門職団体や地域の関係団体との意見交換の実施及び情報共有を行うためのネットワークの強化 ・ 受任候補者調整及び家庭裁判所との連携

基本方針2 介護予防と健康づくりの推進

基本施策1 介護予防と生活支援の充実

【現状と課題】

- 市民一人一人が主体的な介護予防・重度化防止の活動に取り組み、自立して健康に暮らせる期間である健康寿命の延伸を図ることが重要です。このため、介護が必要となる危険性が高まる状態であるフレイル^{注1}及びオーラルフレイル^{注2}等の知識や予防方法をさらに普及・啓発する必要があります。
- 「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」については、専門職によるホームヘルプサービスやデイサービスの利用が中心となっています。一方で、介護サービス事業所への実態調査によると、事業所の約7割が介護人材に対し不足感を感じており、今後、要介護者への支援を担う専門職が一層不足することが見込まれています。そのため、要支援者等の支援については専門職によるサービスだけではなく、多様な主体によるサービス提供体制を充実し、地域の支えあいの体制づくりを推進することが重要であり、総合事業の適切な実施に向けて、在り方を見直す必要があります。
- 要介護等認定者のうち、要支援1の認定者が大きく増加しています。軽度の認定者は自立の状態に回復できる可能性があるため、自立支援・重度化防止の視点に立ち、要支援者等^{注3}が早期に介護予防に取り組める仕組みが必要です。
- 高齢者の増加に伴い、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの日常生活上の支援ニーズが高まるが見込まれるため、高齢者が安心して生活できるよう、多様な主体による生活支援サービスを充実する必要があります。
- 地域での支えあいを推進するためには、支援を必要とする側と支援をする側を結びつける仕組みが必要です。

【施策の基本的方向】

- 健康寿命の延伸を図るため、フレイル及びオーラルフレイル等の知識や予防方法の普及・啓発を図ります。
- 総合事業は「できないことを補う」考え方ではなく、自分らしく、自立した生活を続けるため、生活機能の改善を図り「元の生活に戻る」考え方への転換を図ります。
- 要支援者等が総合事業のサービスを適切に選択し、主体的に介護予防を実践するとともに、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターによるケアマネジメントを通じ、適切に支援します。
- 介護予防・重度化防止を目的とした教室及び体操やレクリエーションを通じた交流の場など、住民主体の通いの場を拡充するため、リハビリテーション等の専門職による支援を実施するとともに、介護予防を目的とした住民主体の通いの場を担う住民ボランティアを育成します。
- 自立支援・重度化防止の視点に立ち、リハビリテーション専門職等が短期集中的に行う、訪問型介護予防事業及び通所型介護予防事業を推進します。
- 生活支援サービスを実施しているNPOやボランティア団体等の活動を補助することにより、住民主体の生活支援サービスの充実を図ります。
- NPO、民間企業、ボランティア等の多様な主体の連携による高齢者の生活支援・介護予防サービスの創出やニーズとサービスのマッチングを行うための生活支援体制整備事業を推進します。

注1 「フレイル」とは、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適当な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能な状態のことをいう。

注2 「オーラルフレイル」とは、嚥む・飲み込む・話すための口腔の機能が衰えることをいう。

注3 「要支援者等」とは、要支援認定者及び事業対象者のことをいう。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
65歳以上75歳未満の要支援・要介護認定率	4.3%	4.2%	4.1%	4.0%
75歳以上の要支援・要介護認定率	31.3%	31.3%	31.3%	31.3%
住民主体の生活支援サービス提供回数	1,837回	2,500回	2,600回	2,700回
運動教室等の一般介護予防事業への参加者数（年間）	88,015人	89,000人	89,500人	90,000人

具体的施策1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

重点施策3

【主な取組】

新は新規事業

事業名	事業内容																							
専門職によるサービスの推進	・ 自立支援・重度化防止の視点に立ち、リハビリテーション専門職等が短期集中的に指導等を行う，訪問型介護予防事業及び通所型介護予防事業の提供 ・ 訪問介護員による調理，掃除，洗濯等の日常生活に係る支援を行う介護予防ホームヘルプサービスの提供 ・ 通所施設における入浴，食事等の支援及び機能訓練等を行う介護予防デイサービスの提供																							
	<table><tr><th rowspan="2">計画値</th><th colspan="3">第9期計画</th></tr><tr><th>2024 年度</th><th>2025 年度</th><th>2026 年度</th></tr><tr><td>訪問型介護予防事業（件）</td><td>15</td><td>25</td><td>40</td></tr><tr><td>通所型介護予防事業（件）</td><td>50</td><td>60</td><td>75</td></tr><tr><td>介護予防ホームヘルプサービス（件）</td><td>6,000</td><td>5,950</td><td>5,900</td></tr><tr><td>介護予防デイサービス（件）</td><td>14,700</td><td>14,650</td><td>14,600</td></tr></table>	計画値	第9期計画			2024 年度	2025 年度	2026 年度	訪問型介護予防事業（件）	15	25	40	通所型介護予防事業（件）	50	60	75	介護予防ホームヘルプサービス（件）	6,000	5,950	5,900	介護予防デイサービス（件）	14,700	14,650	14,600
	計画値		第9期計画																					
		2024 年度	2025 年度	2026 年度																				
	訪問型介護予防事業（件）	15	25	40																				
	通所型介護予防事業（件）	50	60	75																				
	介護予防ホームヘルプサービス（件）	6,000	5,950	5,900																				
介護予防デイサービス（件）	14,700	14,650	14,600																					
住民主体の生活支援サービスの充実	・ 高齢者を対象とした生活支援サービスを実施しているNPO，ボランティア団体等に対する補助の実施 ・ 住民主体の生活支援サービスの担い手の育成，フォローアップ																							

事業名	事業内容			
適切な介護予防ケアマネジメントの実施	・利用者の意思に基づく適切なサービスの選択や介護予防・重度化防止，生きがいや役割の創出等を目的とした介護予防ケアマネジメントの実施			
	計画値	第9期計画		
		2024年度	2025年度	2026年度
	介護予防ケアマネジメント(件)	13,000	12,950	12,900
介護予防に関する知識及び活動の普及・啓発	・介護予防・フレイル予防に関する知識の普及・啓発			
	・高齢者サロン等地域における通いの場の情報収集及び発信			
	⑨ 高齢者の難聴について学ぶ講座の実施			
	⑨ フレイル予防のための講座の実施			
	・市歯科医師会と連携した，口腔ケア講習会及び在宅高齢者訪問歯科相談の実施			
	・歯科衛生士による口腔機能の維持・向上やオーラルフレイル予防を目的とした「歯つらつ講座」等の実施			
	・管理栄養士による低栄養の予防を目的とした「食善く講座」等の実施			
介護予防を目的とした住民主体の通いの場の充実	・筋力向上等を目的とした元気アップ・ステップ運動教室，シルバーリハビリ体操教室の普及及び担い手である住民ボランティアの育成			
	・体操やレクリエーションを通じた交流の場であるいきいき健康クラブの普及及び担い手である住民ボランティアの育成			
	・庁内関係部署及び各種団体との連携等を通じた事業の周知			
	・デジタル技術等を活用した介護予防の取組			
リハビリテーション専門職による介護予防の取組等の支援	・介護予防を目的とした住民主体の通いの場に対するリハビリテーション専門職による助言等の提供			
	・地域ケア会議等におけるリハビリテーション専門職による助言等の提供			

具体的施策2 生活支援体制整備事業の推進

重点施策3

【主な取組】

事業名	事業内容
生活支援コーディネーターの適切な配置及び協議体の設置運営	・県などが主催する研修を活用した生活支援コーディネーターの資質向上 ・市全域（第1層）又は日常生活圏域（第2層）を担当する生活支援コーディネーターの適切な配置の検討 ・NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の多様な主体が参画する協議体の設置及び定期的な開催 ・地域のニーズと社会資源の把握及び創出

基本施策2 健康づくりの推進

【現状と課題】

- 生涯を通じて心豊かに過ごすため、市民一人一人が主体的な健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ることが重要であることから、運動や生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための知識や予防方法の普及・啓発に取り組む必要があります。

【施策の基本的方向】

- 生活習慣病や運動器疾患を予防するため、正しい知識や予防方法の普及・啓発を図ります。
- 運動は、健康の維持・増進を図り生活習慣病等の予防につながることから、運動しやすい環境を整備するとともに運動習慣の定着を促進します。
- 健康づくりに対する意識の醸成に努め、生活習慣の改善に関する取組を推進します。
- 住民主体の通いの場等において、介護予防と生活習慣病等の発症予防・重症化予防を一体的に実施する取組を推進します。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
健康寿命の延伸	男性79.90歳 女性83.35歳	平均寿命の 増加分を上 回る健康寿 命の増加	平均寿命の 増加分を上 回る健康寿 命の増加	平均寿命の 増加分を上 回る健康寿 命の増加

具体的施策1 健康の維持・向上の推進

【主な取組】

事業名	事業内容
健康手帳の交付	・関係課、各保健センター窓口、健康相談及び健康教室の参加時における健康手帳の交付 ・健（検）診結果の保存や健（検）診履歴、体重・血圧等の記録を通じた自らの健康管理の促進
健康教育の推進	・広報もと、市ホームページ等によるがんや生活習慣病等に関する情報提供 ・生活習慣病予防に関わる日常生活の心得や食生活のあり方等に関する知識の普及・啓発
健康相談の実施	・健康に関する個別相談の実施 ・健（検）診結果の見方や生活習慣の改善に関する保健指導や栄養指導の実施
健康診査の実施	・疾病の早期発見・早期治療を目的としたがん検診の実施 ・生活習慣病の予防に着目した健康診査の実施 ・健（検）診の受診勧奨の強化及び受診しやすい環境の整備
歯と口腔の健康づくりの推進	・歯周病やオーラルフレイル等の予防に関する知識の普及・啓発 ・歯科健康診査の推進

事業名	事業内容
運動の推進	・市ホームページ，健康づくりガイドブック，ウォーキングマップ等によるヘルスロードの周知とウォーキングの推進
こころの健康づくりの推進	・こころの健康に関する知識の普及・啓発 ・保健師，精神保健福祉士，社会福祉士による面接・電話相談及び家庭訪問の実施 ・精神科医師，公認心理師，精神保健福祉士による面接・相談の実施 ・医師による専門相談，ひきこもり家族教室，居場所事業の実施 ・ゲートキーパーの養成
予防接種の受けやすい体制づくり	・予防接種法に基づく定期接種の実施及びその一部の公費助成
保健事業と介護予防等の一体的な取組の実施	・個別的支援の取組として，健診結果から，生活習慣病の重症化の恐れのある高齢者を把握し，受診勧奨や保健指導を実施 ・介護予防を目的とする住民主体の通いの場等において，生活習慣病等の発症予防・重症化予防のための健康教育の実施

基本施策3 社会参加と生きがいのづくりの促進

【現状と課題】

- 高齢者が自主的に活動し、心身ともに健康で豊かな老後を過ごすことができるよう、多様化する高齢者のライフスタイルや価値観に対応した活動の場を提供する必要があります。
- 介護を要しない高齢者のうち、外出を控えている方は3年前の約2割に比べ、3割強と増加しています。また、ボランティア等の社会活動への参加率は減少傾向にあります。そのため、社会参加や生きがいのづくりに高齢者が積極的に参加できる環境を整える必要があります。
- 高齢者の生活環境の多様化に伴い、高齢者クラブの会員数が減少傾向にあることから、会員制度の見直しや、各単位クラブへの助成を拡充するなど、高齢者にとって親しみやすく、参加しやすい体制づくりを支援していく必要があります。
- 高齢者の持つ経験や知識は、本市や地域を支える貴重な財産であり、これらの財産を生かすとともに、次の世代に伝える環境づくりが必要です。
- 要介護認定を受けていない方のうち2割以上の方が、収入を伴う仕事に就いています。高齢者が、ライフスタイルや意欲に応じて働くことができる環境の充実が必要です。

【施策の基本的方向】

- 高齢者が社会における自らの役割を見出し、積極的に社会参加できるよう、地域貢献活動や生きがいのづくりを行う高齢者クラブの活動を支援します。また、高齢者クラブの参加者数を増加させるため、会員増加に向けた取り組みを推進します。
- 高齢者が自らの知識や経験を生かし、働くことを通して健康で生きがいのある生活を実現するとともに、社会の担い手となって活躍する機会を提供できるよう、市シルバー人材センターの運営充実を図るとともに、ハローワーク等の関係機関や事業者等と連携しながら、高齢者の就労を支援します。
- 高齢者が生涯にわたって楽しく生きがいを持って過ごせるよう、高齢者のニーズも勘案しながら、スポーツ・レクリエーション活動や文化・生涯学習活動を幅広く展開します。また、2023（令和5）年10月にいきいき交流センターあかしあが開館し、市内8か所となったいきいき交流センターについて、多世代交流事業や子育て支援事業等の推進を図るなど、さらなる運営の充実を図ります。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
いきいき交流センターの利用者 延べ人数	108,516人	148,000人	156,000人	164,000人
高齢者クラブ事業への参加者数	1,025人	1,100人	1,150人	1,200人

具体的施策1 社会参加の促進

【主な取組】

⑨は新規事業

事業名	事業内容
高齢者クラブ活動の支援	・ 高齢者クラブの活動支援 ・ 高齢者と子どものふれあい事業やお達者クラブ事業等の各種事業の促進 ⑨ 会員制度の在り方の検討
ボランティア活動等の促進	・ 福祉ボランティア会館を活用したボランティアの人材育成と活動支援 ・ 市民活動情報サイト「こみっと広場」やこみっとフェスティバル等を通じたボランティア活動の周知と参加促進 ・ 市民活動団体情報コーナー（こみっとルーム等）を活用したボランティア活動状況の紹介と意識の向上
自らの経験や知識を生かせる環境づくり	・ 「あなたも師・達人制度」の普及及び利用促進
長寿をたたえる事業の実施	・ 長寿を祝うとともに地域交流を促進するために各地区において実施する福寿のつどいの開催支援 ・ 長寿をたたえるお祝金の贈呈 ・ 100歳の誕生日を迎える方に対し、長寿をたたえる褒状等の贈呈
水戸市シルバー人材センターの支援	・ シルバー人材センターの活動支援 ・ 受注拡大に向けた支援
就労の支援	・ 就職面接会や企業紹介WEBサイト等を通じた就労支援
農福連携事業の推進	・ ふるさと農場栽培体験事業等への高齢者の参加促進

具体的施策2 教養・レクリエーション活動等の推進

【主な取組】

事業名	事業内容
いきいき交流センターの運営の充実	・ いきいき交流センターの運営 ・ 多世代交流事業，子育て支援事業，介護予防事業の充実
スポーツ・レクリエーション活動の推進	・ シニア向けスポーツ教室や年齢を限定しないスポーツ・レクリエーション教室の開催 ・ 幅広い世代が参加できるスポーツイベントの開催
文化・生涯学習活動の推進	・ 寿大学や各種講座等の学びの環境づくり ・ 学びの成果を生かせる環境づくり ・ 芸術・文化にふれる機会の充実 ・ オセロ大会，講座への高齢者の参加促進

基本方針3 認知症施策の総合的な推進

基本施策1 認知症バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 認知症高齢者の割合は、厚生労働省によると2025（令和7）年には高齢者の約5人に1人にまで増加するものと見込まれています。本市においては、要介護等認定者のうち約6割の人に、認知機能において日常生活に支障をきたすような症状があります。認知症になってもできる限り地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、誤解や偏見のない社会を目指し、誰もがなりうる認知症への正しい理解や早期発見・早期対応による適切な支援が必要です。
- 2023（令和5）年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」が公布され、認知症の有無にかかわらず全ての人が個性と能力を十分に発揮し、支えあいながら共生社会の実現を目指すこととされ、認知症の予防から共生に重点が置かれることとなりました。本市においても、認知症基本法の基本理念に基づき、認知症の理解の促進、相談支援の充実、介護者への支援、認知症の人の社会参加活動の促進等、認知症施策を総合的に推進する必要があります。
- 厚生労働省によると、65歳未満で発症する若年性認知症の人は、全国で4万人近くいると言われています。その多くの人が現役で仕事や家事等をしていることから、身体に何らかの症状があっても認知症によるものと思わず、診断や治療開始までに時間がかかる場合があります。そのため、若年性認知症への正しい理解や企業等への普及・啓発、また、適切な支援が必要です。

【施策の基本的方向】

- 認知症は誰でもなりうるものであることから、認知症へのさらなる理解、パンフレット等を活用した周知や認知症サポーターの養成とその活動を支援します。
- 認知症の早期発見・早期対応のために、高齢者支援センターやかかりつけ医等地域の関係機関等が有機的に連携します。また、認知症の容態に応じた適切な相談窓口につながるよう支援します。
- 認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるとの観点に立って、介護者の精神的・身体的負担を軽減する取組を推進します。
- 若年性認知症の人は、就労や生活費、こどもの教育費等の経済的な問題が大きく、配偶者が主介護者となる場合が多いなどの特徴があることから、これらに対応した相談支援を実施します。
- 認知症になっても支えられる側だけでなく支える側として、役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりを促進します。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
認知症スクリーニング検査受検者数	－	600人	700人	800人
認知症サポーター数（累計）	18,871人	22,000人	23,500人	25,000人
認知症カフェ実施箇所数	16か所	16か所	16か所	17か所

具体的施策 1 認知症への理解の促進

重点施策 4

【主な取組】

事業名	事業内容
地域における認知症への理解の促進	・パンフレット「認知症123（いち・に・さん）」や教材「認知症456（すごろく）」、「認知症789（しち・はち・きゅう）」等を活用した，市民向け講座の開催 ・広報みと等を活用した「茨城県認知症を知る月間」の周知 ・「茨城県認知症を知る月間」における図書館等と連携した取組
認知症サポーターの養成と活動の促進	・中学生を含む市民を対象とした認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターの地域や職域における周知と活動促進 ・認知症サポーター養成講座修了者を対象としたステップアップ講座等の開催 ・認知症サポーターの集いの開催
認知症の人の本人発信 ^{注1}	・認知症の人が集う本人ミーティング^{注2}の開催 ・認知症の人による相談活動ピアサポーター^{注3}の活動支援 ・認知症の人がいきいきと活動している姿の発信支援

注1 「本人発信」とは，認知症の人自身が，認知症のこと，地域や生活のこと，自分や家族のことなどを伝えること。認知症の人と共に過ごす中で，認知症の人が自分らしく前向きに過ごす姿は地域における認知症の理解を深めることにつながる。

注2 「本人ミーティング」とは，認知症の人が集い，本人同士が主になって，自らの体験や希望，必要としていることや，自分たちのこれからのよりよい暮らしについて一緒に語り合う場のことをいう。

注3 「ピアサポーター」とは，認知症の人が，他の認知症の人の相談相手となったり，悩みや思いを共有したりすることで，様々な不安を抱える人の心や暮らしを支える担い手のことをいう。

具体的施策2 早期発見・早期対応や相談支援の充実

重点施策4

【主な取組】

新は新規事業

事業名	事業内容
早期発見・早期対応のための体制整備	⑧ 認知症の早期発見・早期対応を目的とした認知症スクリーニング検査の開催 ・ 認知症初期集中支援チームによる支援 ・ 認知症サポート医，水戸市医師会物忘れ相談医，認知症疾患医療センターとの連携及び相談機関の周知
認知症の容態に応じた相談支援の充実	・ 認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業者との連携強化 ・ 認知症の人や介護者への相談支援等を行う認知症地域支援推進員の配置 ・ 認知症地域支援推進員の資質向上及び情報共有等を目的とした認知症地域支援推進員会議の開催 ・ 認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れである認知症ケアパス（パンフレット認知症123（いち・に・さん）に掲載）を活用した，医療・介護の切れ目のないサービスの提供 ・ 本人ミーティングや認知症カフェ等の開催 ・ ピアサポーターの相談体制の整備

具体的施策3 若年性認知症の人への支援の充実

重点施策4

【主な取組】

事業名	事業内容
若年性認知症の人への相談支援	・ 若年性認知症の人や介護者への相談支援等を行う認知症地域支援推進員の配置 ・ 若年性認知症に関する相談窓口の周知 ・ 県が配置する若年性認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員との連携 ・ 障害年金，障害者手帳，自立支援医療制度及び就労・社会参加等に係る適切な情報の提供

具体的施策4 認知症の人の介護者への支援の充実

重点施策4

【主な取組】

事業名	事業内容
認知症の人の介護者の負担軽減	・認知症の人やその介護者、地域住民、専門職等が集い、認知症の人の介護者の相談に応ずる認知症カフェなど、認知症の人の介護者を支援する集いの場の拡充 ・認知症の人の介護者を支援する集いの場における認知症サポーターの活用 ・行方不明になった認知症高齢者等の情報を共有し早期発見を図るSOSネットワークの運用 ・認知症高齢者等の偶発的な事故などによる法律上の損害賠償に備えた認知症高齢者等おでかけあんしん保険の運用 ・認知症高齢者等見守り声かけ訓練の開催 ・安心・安全見守り隊等による見守りの実施 ・認知症初期集中支援チームによる支援

具体的施策5 認知症の人の社会参加活動の促進

重点施策4

【主な取組】

事業名	事業内容
認知症の人が役割と生きがいを持って生活できる環境づくり	・本人ミーティングや認知症カフェ等における役割の創出や運営への参画 ・ピアサポーターの相談体制の整備 ・認知症の人と家族の支援ニーズに合った具体的な活動を行うチームオレンジ^注の整備 ・認知症の人の地域活動への参画の促進 ・茨城県認知症の人にやさしい事業所の認定促進

注 「チームオレンジ」とは、認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーターと認知症の人やその家族等から構成するチームのことをいう。

基本方針4 持続可能な介護・福祉サービスの充実

基本施策1 介護サービスの充実

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴い、介護サービス利用者が増加する中、地域における介護ニーズの高まりが予想されることから、必要なときに適切なサービスを受けることができるよう、サービス量を確保しなければなりません。
- 要介護状態となっても、心身の状態の維持・改善を図るため、円滑にサービスを利用できるように支援が必要です。

【施策の基本的方向】

- 介護サービス利用者に必要なサービス量を確保するため、居宅サービスの安定した提供を図ります。
- 介護保険施設（介護老人福祉施設）は、待機者数及び退所者数のほかショートステイが長期間継続して利用されている実態を勘案して、整備の目標を設定します。
- 特定施設^注（有料老人ホーム等）は、特定施設入居者生活介護の給付対象であり、整備床数総量が給付額と密接に関連することから、整備の目標を設定します。
- 介護サービス施設・事業所等に出向いて、利用者や家族の疑問、不満や不安を受付し、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをするなど、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組として、介護サービス相談員派遣事業を推進します。
- デジタル技術の活用による介護サービスの情報発信や事務改善の取組を推進します。
- 利用者が良質なサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン点検のほか、客観的で公正な要介護認定を遅滞なく実施するなど、介護給付の適正化に努めます。
- 低所得者のサービス利用については、負担軽減のための事業等を推進します。

注 特定施設の対象となる施設は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームのことをいう。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
職能団体との連携によるケアプラン点検参加事業所数 (施設ケアマネジメント等 ^{注1} を含む)	42事業所	55事業所	55事業所	55事業所
介護サービス相談員の通所，入所， 入居系事業所 ^{注2} 訪問数	24回	180回	180回	180回

注1 「施設ケアマネジメント等」とは，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，認知症対応型共同生活介護，特定施設入居者生活介護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメントのことをいう。

注2 「通所，入所，入居系事業所」とは，通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護，特定施設入居者生活介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスを実施する事業所並びに介護老人福祉施設，介護老人保健施設のことをいう。

具体的施策1 介護サービスの充実

(1) 居宅介護サービスの充実**① 訪問介護（ホームヘルプサービス）**

介護福祉士などが、入浴、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

高齢者人口の増加、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯が増えていることから、必要に応じたサービス量を見込むとともに、今後もサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	502,734	505,838	510,988	572,762	576,196	578,204
	実績（回）	560,990	556,633	557,021			
人数	計画（人）	24,144	24,384	24,624	24,528	24,660	24,720
	実績（人）	24,800	24,552	24,120			

② 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。

家族介護者による在宅介護の負担の軽減を図るためにも必要なサービスであり、今後もサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	6,679	6,731	6,851	6,506	6,566	6,626
	実績（回）	6,346	6,298	6,173			
人数	計画（人）	1,212	1,224	1,248	1,308	1,320	1,332
	実績（人）	1,245	1,254	1,248			

③ 訪問看護

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者に、看護師などが居宅を訪問して、床ずれの手当てや点滴の管理など、療養上の必要な医療行為を行います。

医療との連携を強化し、居宅での医療が安定的に提供できるよう、今後もサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	68,995	69,576	70,566	102,731	104,996	105,598
	実績（回）	85,343	93,158	100,801			
人数	計画（人）	9,276	9,360	9,492	12,408	12,672	12,744
	実績（人）	10,709	11,689	12,180			

④ 訪問リハビリテーション

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

サービス利用は、回数・人数ともに増加しています。在宅生活の継続には、利用が望ましいサービスであり、必要なサービスを提供できるよう、サービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	43,699	43,976	44,638	48,277	48,544	48,544
	実績（回）	43,341	45,807	47,393			
人数	計画（人）	3,984	4,008	4,068	4,416	4,440	4,440
	実績（人）	3,878	4,165	4,332			

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが、通院が困難な要介護者の居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境などを把握し、療養上の管理及び指導を行います。口腔ケアや栄養状態の改善など、要介護者の身体的機能の維持を図るうえで重要なサービスであるため、必要なサービスが提供できるよう、サービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	14,796	14,904	15,108	18,984	19,560	19,992
	実績（人）	16,856	17,520	18,756			

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、在宅の要介護者に入浴及び食事の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練を行い、心身機能の維持とともに、介護者の精神的負担の軽減を図ります。

サービスの利用は、利用者やその家族の精神的負担の軽減にもつながることから、必要なサービスを提供できるよう、サービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	367,847	371,609	376,784	345,775	350,622	355,378
	実績（回）	327,445	328,278	341,678			
人数	計画（人）	34,308	34,680	35,160	32,772	33,192	33,600
	実績（人）	30,205	30,869	32,400			

⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などで、在宅の要介護者に、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立を支援します。

要介護者の身体状態の維持のためにも重要なサービスであることから、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	93,782	94,760	96,004	99,190	100,296	101,510
	実績（回）	98,199	97,845	98,288			
人数	計画（人）	12,552	12,684	12,852	12,756	12,900	13,056
	実績（人）	12,233	12,606	12,636			

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活で必要な支援及び機能訓練を行います。利用者の心身の機能維持だけではなく、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

在宅介護の負担を軽減する効果も大きいことから、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（日）	149,126	149,938	152,126	127,807	130,410	133,624
	実績（日）	132,084	134,590	124,151			
人数	計画（人）	8,760	8,808	8,940	8,160	8,304	8,484
	実績（人）	7,632	7,955	7,932			

⑨ 短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護及び医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他の医療、日常生活上の介護を行います。

医療ケアに対するニーズに適切に対応できるよう、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（日）	9,229	9,229	9,463	9,250	9,524	9,653
	実績（日）	9,084	8,589	8,851			
人数	計画（人）	1,296	1,296	1,332	1,152	1,188	1,200
	実績（人）	1,108	1,062	1,104			

⑩ 特定施設入居者生活介護

入居者が要介護状態になった場合でも、入居している特定施設（有料老人ホーム等）において、身体状況に応じて自立した日常生活を継続できるよう、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

今後も適切にサービスを提供できるよう、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	3,636	3,684	3,732	3,084	3,132	3,240
	実績（人）	3,335	3,226	3,060			

⑪ 福祉用具貸与

福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

要介護者の自立支援に効果が得られることから、必要な福祉用具が利用者へ適切に貸与されるようサービス内容の適正化を図るとともに、福祉用具に関する相談に適切に対応できるよう、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	44,616	45,012	45,648	49,632	50,700	51,468
	実績（人）	46,483	48,101	49,332			

⑫ 特定福祉用具販売

在宅の要介護者に、福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられるポータブルトイレや入浴用椅子など、貸与になじまないもののほか、固定用スロープ等の選択制対象の福祉用具注の購入費を支給します。

要介護者の自立支援に効果が得られることから、サービス内容の適正化を図るとともに、福祉用具に関する相談に適切に対応できる体制の確保に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	960	984	984	696	744	756
	実績（人）	900	744	684			

⑬ 住宅改修

住宅内におけるより安全な生活環境を整えるために、住宅に手すりなどを設置する費用の一部を支給します。

要介護者の自立支援に効果が得られることから、サービス内容の適正化を図るとともに、住宅改修に関する相談に適切に対応できる体制の確保に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	492	492	492	348	360	360
	実績（人）	428	386	336			

注 「選択制対象の福祉用具」とは、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）、多点つえなどを、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できる福祉用具のことをいう。

⑭ 居宅介護支援

介護サービスの適切な利用がされるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者、家族等に各種サービス情報の提供を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいたサービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業所との連絡調整、実施状況の把握・評価等を行います。

今後も適切なケアプランの作成をケアマネジャーに対し働きかけ、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	79,344	80,172	81,276	77,892	79,044	80,136
	実績（人）	75,050	75,994	76,992			

⑮ 高額介護サービス費^{注1}

介護保険における保険給付対象サービスを利用した際に自己負担（食費、居住費などは除く。）が上限を超えた場合、その超えた分を申請により支給します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
計画（千円）		514,581	521,960	529,448	663,741	679,001	696,016
実績（千円）		637,395	612,423	627,930			

⑯ 高額医療合算介護サービス費^{注2}

介護保険における保険給付対象サービスにあわせて、医療保険サービスを利用したときの自己負担（食費、居住費などは除く。）の合算額が上限額を超えた場合、その超えた分について申請により介護保険及び医療保険から支給します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
計画（千円）		53,724	54,495	55,277	74,792	76,404	78,318
実績（千円）		72,810	71,718	70,242			

注1 高額介護サービス費の見込みについては、高額介護予防サービス費（P96を参照）と合わせて算定

注2 高額医療合算介護サービス費の見込みについては、高額医療合算介護予防サービス費（P96を参照）と合わせて算定

(2) 地域密着型サービスの充実

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護又は訪問看護を定期的に、また、利用者からの通報に 24 時間体制により随時対応するサービスです。

利用者のニーズを踏まえたサービス量を見込み、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第 8 期計画			第 9 期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	768	816	864	684	708	708
	実績（人）	755	770	660			

② 夜間対応型訪問介護

夜間を含め 24 時間安心して在宅で生活できるよう、夜間の定期的な巡回や通報により訪問介護を提供します。

実績値と計画値		第 8 期計画			第 9 期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	12	12	12	12	12	12
	実績（人）	0	0	0			

③ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

在宅で生活する認知症の高齢者を対象にデイサービスセンターで介護や趣味活動、食事、入浴サービス等を提供し、心身機能の維持とともに、介護者の精神的負担の軽減を図ります。

利用者のニーズを踏まえたサービス量を見込み、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第 8 期計画			第 9 期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	8,089	8,089	8,428	3,762	4,020	4,242
	実績（回）	5,368	3,770	3,714			
人数	計画（人）	492	492	516	264	276	288
	実績（人）	339	272	264			

④ 小規模多機能型居宅介護

通いを中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、訪問、泊まりを組み合わせ提供し、心身機能の維持とともに、介護者の精神的負担の軽減を図ります。

利用者のニーズを踏まえたサービス量を見込み、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	1,932	1,944	1,980	1,524	1,584	1,596
	実績（人）	1,682	1,512	1,548			

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある高齢者などを対象に、共同生活の住居（グループホーム）において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援を行います。

現状のサービス基盤を基本としつつ、必要なサービス量の確保を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	6,144	6,216	6,216	5,844	5,952	6,096
	実績（人）	5,814	5,677	5,820			

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設（有料老人ホーム等）に入居する居住系サービスです。現在のところサービスの実施は予定していませんが、その他のサービスの整備状況を踏まえて検討します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	0	0	0	0	0	0
	実績（人）	0	0	0			

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

身体上・精神上に著しい障害があるため、自宅での生活が困難な要介護者を対象に、定員 29 人以下の小規模の介護老人福祉施設において常時介護を提供します。

利用希望を適切に把握し、その他のサービスの整備状況を踏まえて、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第 8 期計画			第 9 期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	516	516	516	516	516	516
	実績（人）	508	501	504			

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模な居住型の施設への「通い」、自宅への介護、看護としての「訪問」、又は施設に「泊まる」サービスを複合的に提供するサービスで、医療的なサービスのほか心身機能の維持を図るとともに、介護者の精神的負担の軽減を図ります。

利用者のニーズを踏まえたサービス量を見込み、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第 8 期計画			第 9 期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	1,116	1,188	1,248	1,620	1,680	1,704
	実績（人）	1,173	1,446	1,572			

⑨ 地域密着型通所介護

18 人以下の定員で在宅の要介護者に入浴及び食事の提供、その他日常生活の世話、機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持とともに、介護者の精神的負担の軽減を図るサービスです。

利用者のニーズを踏まえたサービス量を見込み、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第 8 期計画			第 9 期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	167,728	169,103	171,302	134,576	136,602	138,233
	実績（回）	138,737	134,482	133,013			
人数	計画（人）	13,596	13,716	13,896	11,052	11,220	11,364
	実績（人）	11,681	11,340	10,932			

(3) 施設サービス等の充実

① 介護老人福祉施設

身体上及び精神上に著しい障害があるために、自宅での生活が困難な要介護者を対象に、施設に入所することにより常時介護を提供します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画(人)	16,752	16,920	17,136	17,100	17,136	17,496
	実績(人)	17,017	16,950	17,064			

② 介護老人保健施設

入院治療の後、要介護者に対して、医学的管理のもとでの介護や看護、リハビリテーションなど医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、在宅復帰を目指す施設です。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画(人)	10,620	11,244	11,820	10,800	11,040	11,280
	実績(人)	10,156	10,846	10,452			

③ 介護医療院

長期間にわたり療養が必要な要介護者に対し、医療・介護及び日常生活上の世話を一体的に提供する施設です。

なお、他市町村に所在する施設の利用は想定しますが、今期計画での本市内における施設整備は予定していません。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画(人)	12	24	36	216	216	216
	実績(人)	72	106	216			

④ 特定入所者介護サービス費^注

介護保険施設へ入所した場合（短期入所を含む）の食事と居住費（滞在費）については、所得の状況により、これらの費用の負担限度額（自己負担の上限額）が定められ、それを超えた分が保険給付の対象となります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
計画(千円)		673,767	683,429	693,233	609,132	623,048	638,660
実績(千円)		586,576	505,980	490,006			

注 特定入所者介護サービス費の見込みについては、特定入所者介護予防サービス費（P96を参照）と合わせて算定

具体的施策2 介護予防サービスの充実

(1) 居宅介護予防サービスの充実

① 介護予防訪問入浴介護

介護予防を目的として、浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。

家族介護者による在宅介護の負担の軽減を図るためにも必要なサービスであり、今後もサービス量の確保と質の向上を図るとともに、要支援から要介護状態にならないよう、効果的なサービス提供に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画(回)	96	96	96	106	106	106
	実績(回)	135	45	53			
人数	計画(人)	12	12	12	24	24	24
	実績(人)	22	12	12			

② 介護予防訪問看護

介護予防を目的として、病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援者に、看護師などが居宅を訪問して、床ずれの手当てや点滴の管理など、療養上の必要な医療行為を行います。

医療との連携を強化し、居宅での医療が安定的に提供できるよう、今後もサービス量の確保と質の向上を図るとともに、要支援から要介護状態にならないよう、効果的なサービス提供に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画(回)	5,030	5,096	5,162	9,744	9,802	9,802
	実績(回)	6,763	8,197	9,653			
人数	計画(人)	960	972	984	1,560	1,572	1,572
	実績(人)	1,232	1,421	1,536			

③ 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防を目的として、病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

サービス利用は、回数・人数ともに増加しています。在宅生活の継続には、利用が望ましいサービスであり、必要なサービスを提供できるよう、サービス量の確保と質の向上を図るとともに、要支援から要介護状態にならないよう、効果的なサービス提供に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	3,827	3,998	3,998	5,678	5,807	5,890
	実績（回）	3,394	4,233	5,807			
人数	計画（人）	288	300	300	552	564	576
	実績（人）	321	450	564			

④ 介護予防居宅療養管理指導

介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが、通院が困難な要支援者の居宅を訪問して心身の状況、置かれている環境などを把握し、療養上の管理及び指導を行います。

口腔ケアや栄養状態の改善など、要支援者の身体的機能の維持を図るうえで重要なサービスであるため、必要なサービスが提供できるよう、サービス量の確保と質の向上を図るとともに、要支援から要介護状態にならないよう、効果的なサービス提供に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	360	372	372	492	516	516
	実績（人）	426	428	480			

⑤ 介護予防通所リハビリテーション

介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所等で、在宅の要支援者に、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立を支援します。

要支援者の身体状態の維持のためにも重要なサービスであることから、必要なサービス量の確保と質の向上を図るとともに、要支援から要介護状態にならないよう、効果的なサービス提供に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	2,376	2,424	2,448	4,944	4,980	5,028
	実績（人）	3,529	4,237	4,848			

⑥ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護予防を目的として、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活に必要な支援及び機能訓練を行います。利用者の心身の機能維持だけでなく、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

在宅介護の負担を軽減する効果も大きいことから、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（日）	749	749	749	757	757	757
	実績（日）	408	539	706			
人数	計画（人）	96	96	96	156	156	156
	実績（人）	66	89	144			

⑦ 介護予防短期入所療養介護

介護予防を目的とする介護老人保健施設等において、看護及び医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他の医療、日常生活上の介護を短期間行います。

医療ケアに対するニーズに適切に対応できるよう、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	72	72	72	72	72	72
	実績（回）	13	14	0			
人数	計画（人）	36	36	36	36	36	36
	実績（人）	4	1	0			

⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防を目的として、特定施設（有料老人ホーム等）に入居している利用者を対象に入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送るうえで必要となる支援、機能訓練及び療養上のサービスを行います。

要支援から要介護状態にならないよう、効果的なサービス提供と、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	360	384	384	372	372	372
	実績（人）	337	341	348			

⑨ 介護予防福祉用具貸与

介護予防を目的として、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

要支援者の自立支援に効果が得られることから、必要な福祉用具が利用者へ適切に貸与されるようサービス内容の適正化を図るとともに、福祉用具に関する相談に適切に対応できるよう、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	5,736	5,820	5,904	8,388	8,460	8,532
	実績（人）	6,886	7,332	8,316			

⑩ 特定介護予防福祉用具販売

介護予防を目的として、在宅の要支援者に、福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられるポータブルトイレや入浴用椅子など、貸与になじまないもののほか、固定用スロープ等の選択制対象の福祉用具注の購入費を支給します。

要支援者の日常生活の自立を支援する事業として、今後も継続し適正な支給に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	156	156	156	144	144	144
	実績（人）	165	175	132			

⑪ 介護予防住宅改修

介護予防を目的として、要支援者を対象に、より安全な生活環境を整えるために、住宅に手すりなどを設置する費用の一部を支給します。

要支援者の日常生活の安全な生活を確保する事業として、今後も継続し、適正な支給に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	156	156	156	144	144	144
	実績（人）	147	153	144			

⑫ 介護予防支援

介護予防サービスの適切な利用がされるよう、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が、利用者、家族等に各種サービス情報の提供を行い、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいたサービスが適切に提供されるよう、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。また、サービス提供事業所と連絡調整、実施状況の把握・評価等を行います。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	8,244	8,364	8,484	13,668	13,800	13,920
	実績（人）	10,651	11,815	13,488			

注 「選択制対象の福祉用具」とは、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉づえを除く）、多点つえなどを、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できる福祉用具のことをいう。

⑬ 高額介護予防サービス費^{注1}

介護保険における保険給付対象サービスを利用した際に自己負担（食費、居住費などは除く）が上限を超えた場合、その超えた分を申請により支給します。

⑭ 高額医療合算介護予防サービス費^{注2}

介護保険における保険給付対象サービスにあわせて、医療保険サービスを利用したときの自己負担（食費、居住費などは除く）の合算額が上限額を超えた場合、その超えた分について申請により介護保険及び医療保険から支給します。

⑮ 特定入所者介護予防サービス費^{注3}

介護保険施設へ入所した場合（短期入所を含む）の食事と居住費（滞在費）については、所得の状況により、これらの費用の負担限度額（自己負担の上限額）が定められ、それを超えた分が保険給付の対象となります。

注1 高額介護予防サービス費の見込みについては、高額介護サービス費（P86を参照）と合わせて算定

注2 高額医療合算介護予防サービス費の見込みについては、高額医療合算介護サービス費（P86を参照）と合わせて算定

注3 特定入所者介護予防サービス費の見込みについては、特定入所者介護サービス費（P90を参照）と合わせて算定

(2) 地域密着型介護予防サービスの充実

① 介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

在宅で生活する認知症の高齢者を対象に介護予防を目的として、デイサービスセンターで介護や趣味活動、食事、入浴サービス等を提供し、心身機能の維持とともに、介護者の精神的負担の軽減を図ります。

利用者のニーズを踏まえたサービス量を見込み、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	48	48	48	48	48	48
	実績（回）	0	0	0			
人数	計画（人）	12	12	12	12	12	12
	実績（人）	0	0	0			

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防を目的として、通いを中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、訪問、泊まりを組み合わせ提供し、心身機能の維持とともに、介護者の精神的負担の軽減を図ります。

利用者のニーズを踏まえたサービス量を見込み、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。また、適切な供給体制の確保に努めるとともに、要支援から要介護状態にならないよう、効果的なサービス提供に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	120	120	120	132	132	132
	実績（人）	96	90	108			

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防を目的として、身近な地域で、比較的安定状況にある要支援者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴や食事などの介護や機能訓練などを提供します。また、適切な供給体制の確保に努めるとともに、必要なサービス量の確保を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	48	48	48	60	60	60
	実績（人）	30	40	60			

具体的施策3 介護サービス基盤の整備

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

これまでも計画的に整備を進めてきましたが、今期計画では、新規施設の整備を行わず、ショートステイ床から入所床への転換による整備を進めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
計画	整備目標(床)	0	0	40	0	0	30
	延べ整備床数(床)	1,791	1,791	1,831	1,801	1,801	1,831
実績	整備床数(床)	0	0	10			
	延べ整備床数(床)	1,791	1,791	1,801			

注 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の延べ整備床数には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29名以下の特別養護老人ホーム）の床数を含む。

(2) 介護老人保健施設

急性期医療を終え病状が安定した方の在宅復帰への支援・リハビリテーションを行う介護老人保健施設は、今期計画での施設整備は予定していません。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
計画	整備目標(床)	0	0	0	0	0	0
	延べ整備床数(床)	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138
実績	整備床数(床)	0	0	0			
	延べ整備床数(床)	1,138	1,138	1,138			

(3) 特定施設（有料老人ホーム等）

本市においては、整備（指定）床数に対し入所者数が下回っている状況であることから、今期計画での施設整備は予定していません。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
計画	整備目標(床)	0	0	0	0	0	0
	延べ整備床数(床)	691	691	691	691	691	691
実績	整備床数(床)	0	0	0			
	延べ整備床数(床)	691	691	691			

(4) ケアハウス

軽費老人ホームともいい、無料又は低額な料金で老人を入居させ、食事の提供等、日常生活上の便宜を図る施設のことです。

茨城県全体として入居率が低いことから整備が見送られているため、今期計画での施設整備は予定していません。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
計画	整備目標(床)	0	0	0	0	0	0
	延べ整備床数(床)	240	240	240	240	240	240
実績	整備床数(床)	0	0	0			
	延べ整備床数(床)	240	240	240			

(5) 養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由によって自宅での生活が困難な高齢者を対象として、措置により入所を行う施設です。

低所得者の住まい対策、ホームレスや虐待ケースの対応など重要な役割を担っていることから、今後も養護老人ホームの積極的な活用に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
計画	整備目標(床)	0	0	0	0	0	0
	延べ整備床数(床)	170	170	170	170	170	170
実績	整備床数(床)	0	0	0			
	延べ整備床数(床)	170	170	170			

(6) 有料老人ホーム（住宅型）

有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護を行わない居住施設です。入居者が介護を必要とする状態となった場合は、訪問介護その他の介護サービスを利用して入居を継続することができます。

定期報告による入居状況及び運営状況等により市民ニーズの把握に努めるとともに、未届有料老人ホームに対する届出指導を推進します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
床数	整備目標(床)	—	—	—	—	—	—
	延べ整備床数(床)	562	571	571			

注 「—」は、基盤整備の枠を定めないもの

(7) サービス付き高齢者向け住宅

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。定期報告による入居状況及び運営状況等により市民ニーズを把握するとともに、適正な登録管理に努めます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
床数	整備目標(床)	—	—	—	—	—	—
	延べ整備床数(床)	915	915	915			

注 「—」は、基盤整備の枠を定めないもの

（８）地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスのうち、整備床数に対し、入居者数が下回っている認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のほか、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、本計画での施設整備は予定していません。

●第８期計画整備状況

既存整備数	2021年度	2022年度	2023年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）	80	80	80
夜間対応型訪問介護（事業所）	1	1	1
地域密着型通所介護（人）	905	840	802
認知症対応型通所介護（人）	24	12	12
小規模多機能型居宅介護（人）	169	169	169
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（床）	522	522	522
地域密着型特定施設入居者生活介護（床）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（床）	43	43	43
看護小規模多機能型居宅介護（人）	145	170	199

●第９期計画整備目標

新規整備数	2024年度	2025年度	2026年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）	—	—	—
夜間対応型訪問介護（事業所）	—	—	—
地域密着型通所介護（人）	—	—	—
認知症対応型通所介護（人）	—	—	—
小規模多機能型居宅介護（人）	—	—	—
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（床）	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護（床）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（床）	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（人）	—	—	—

注 「—」は、基盤整備の枠を定めないもの

具体的施策4 介護サービスの質の向上

【主な取組】

事業名	事業内容
介護給付適正化事業	・認定調査及び審査判定に係る要介護認定の適正化 ・職能団体との連携によるケアプラン点検（施設ケアマネジメント等を含む）の実施 ・事前申請による書類審査や改修後の事後調査等による住宅改修等の点検 ・「国保連合会介護給付適正化システム」の活用による医療情報との突合と縦覧点検及び点検結果の公表
介護サービス事業者に対する指導・監査の実施	・介護サービス事業者に対する人員、設備、運営基準についての法令遵守を図るための統一的かつ効率的な運営指導 ・不正請求等の違法性が疑われる事業者に対する監査
介護サービスの情報共有	・利用者の円滑なサービス利用を促進するためのデジタル技術等を活用した介護サービス事業所に係る関連情報の発信 ・事業者団体などの関係機関等との情報共有の推進
介護サービス事業所の安全性の確保	・介護サービス事業所における災害及び感染症対策の充実 ・国県補助を活用した施設・設備の修繕に向けた連携支援

具体的施策5 介護保険事業の円滑な推進

【主な取組】

⑨は新規事業

事業名	事業内容
介護保険に係る事務手続の改善	・デジタル技術の活用等による事務手続等の利便性の向上
客観的で公正な要介護等認定の実施	・認定調査員の確保と資質の向上による客観的で公平な調査の実施 ・医療・保健・福祉の各分野で豊富な学識経験のある委員の選任による介護認定審査会の運営 ⑨ デジタル技術の活用等による要介護認定事務の効率化
介護サービス相談員派遣事業	・介護保険施設等へ訪問することで利用者と事業者及び行政との橋渡しによる介護サービスの質の向上と地域との連携強化
低所得者対策	・保険料の納付が困難であると認められる一定の要件を満たす生活困窮者への介護保険料の軽減 ・社会福祉法人利用者負担軽減制度の普及・促進

基本施策2 福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 日常生活を送るうえで何らかの困りごとを抱えるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び要介護者を介護する家族に対し、高齢者の生活環境や身体状況に応じた、きめ細かな福祉サービスを提供し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう支援する必要があります。

【施策の基本的方向】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが続けられるよう、高齢者の状況に応じた生活支援サービスをきめ細かに提供します。また、要介護者を介護する家族の負担を軽減するため、家族介護支援の充実を図るとともに、事業の周知に努めます。

具体的施策1 福祉サービスの充実

（1）生活支援サービスの充実

① 軽度生活援助事業

日常生活上の支援を必要としている虚弱な高齢者を対象として、入院時の洗濯や敷地内の除草など、介護保険以外の生活援助を行います。

また、事業の実績の状況を踏まえ、今後の事業の在り方について検討します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
時間	計画（時間）	900	950	1,000	100	100	100
	実績（時間）	223	88	64			

② 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

高齢者の生活習慣や体調の改善、高齢者虐待等による緊急避難の受け入れを目的として、老人ホームで短期間の宿泊を行い、自立した生活を継続できるよう支援します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
日数	計画（日）	1,030	1,060	1,090	1,200	1,330	1,480
	実績（日）	775	1,254	1,078			

③ 生活支援配食サービス事業

調理が困難な高齢者を対象として、食生活の改善と健康増進を図るため、配食サービスを行い、あわせて安否の確認を行います。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
食数	計画（食）	12,000	12,000	12,000	10,460	10,470	10,480
	実績（食）	12,467	10,450	10,461			

④ 通院等支援サービス事業

要介護度の高い高齢者を対象に、リフト付きタクシーで医療機関等への送迎を行います。また、利用回数が年々増加していることから、事業の拡充について検討します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	500	500	500	1,090	1,185	1,290
	実績（回）	909	1,025	996			

⑤ 介護予防住宅改善助成事業

手すりの取付けや段差の解消など、簡易な住宅改善の費用を助成することにより、自宅での転倒等を防止し、要介護状態になることを予防します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	40	45	50	30	30	30
	実績（人）	30	25	28			

⑥ さわやか理美容事業

寝たきり等、外出困難な要介護度の高い高齢者を対象に、理容師又は美容師が自宅に出張して理美容サービスを提供し、衛生的な生活の支援を図ります。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	190	190	190	230	240	250
	実績（回）	199	204	222			

⑦ 日常生活用具給付事業

日常生活上の安全の確保と利便性の向上を図るため、電磁調理器、自動消火器、安全杖等の日常生活用具を給付します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
点数	計画（点）	10	10	10	10	10	10
	実績（点）	12	11	10			

⑧ 白内障補助眼鏡等購入費用助成

老人性白内障の治療で水晶体摘出手術を受けた場合、必要な眼鏡等の購入費用を助成します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	100	100	100	90	90	90
	実績（人）	94	121	88			

⑨ はり、きゅう、マッサージ施術費助成

健康の維持と心身の安定を図るため、保険適用外の施術について、施術費用を助成します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	4,200	4,250	4,300	3,910	3,910	3,910
	実績（回）	3,806	3,881	3,902			

⑩ 外国人福祉手当

公的年金を受給していない外国人の方を対象に手当を支給します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画（人）	1	1	1	1	1	1
	実績（人）	8	0	0			

(2) ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯への支援の充実

① 在宅見守り安心システム事業

高齢者が自宅で突然の病気や不慮の事故にあったときに、緊急通報機器（設置型・ペンダント型）のボタンを押すと民間の受信センターに通報が入り、速やかな状況確認とともに消防本部へ通報します。また、24時間365日体制で健康や介護についての相談に応じるほか、月1回程度、電話による安否確認をあわせて実施します。近隣の協力者とも連携を取り、高齢者を支援します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
世帯	計画（世帯）	620	620	620	680	695	710
	実績（世帯）	640	648	664			

② 訪問ふとん乾燥サービス事業

ふとん干しが困難なひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、専用のふとん乾燥車で自宅を訪問して寝具の乾燥を行い、衛生的で快適な生活を送ることができるよう支援します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画（回）	435	440	445	420	420	420
	実績（回）	397	404	420			

③ 愛の定期便事業

協力員がひとり暮らし高齢者を訪問し、乳製品を配付しながら安否確認や孤独感の解消を図ります。

また、協力員の確保が困難となっていることから、今後の事業の在り方について検討します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
本数	計画（本）	64,000	64,000	64,000	36,345	32,290	28,700
	実績（本）	52,873	46,451	41,028			

(3) 家族介護支援の充実

① 家族介護用品給付事業

要介護者及び要介護者を介護する家族の負担軽減を図るため、紙おむつ等の介護用品を給付します。

また、国において、介護用品の給付に係る事業の廃止・縮小に向けた見直しを進めるなか、本市では必要な見直しを行い、要介護者及び家族への支援を継続します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
回数	計画(回)	8,900	8,900	8,900	6,630	5,795	6,085
	実績(回)	8,971	9,038	9,472			

② 家族介護慰労金支給事業

要介護度の高い高齢者を介護する家族に慰労金を支給します。

また、事業の実績の状況を踏まえ、今後の事業の在り方について検討します。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画(人)	3	3	3	3	3	3
	実績(人)	2	3	0			

③ 認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成事業

認知症等により帰宅が困難になるおそれのある高齢者を対象に、高齢者の行方が分からなくなったときに位置情報システム付き携帯端末機により所在位置を探索し、家族に知らせます。

実績値と計画値		第8期計画			第9期計画		
		2021年度	2022年度	2023年度 見込み	2024年度	2025年度	2026年度
人数	計画(人)	30	30	30	30	30	30
	実績(人)	23	19	21			

基本施策3 介護人材の確保

【現状と課題】

- ハローワーク（水戸管内）によると、2022（令和4）年7月現在の介護職の有効求人倍率は、4.45と他の職種（全職種1.31）と比較しても特に高く、人材の確保に苦慮している状況が続いていることから、職場環境の改善と介護の仕事に対するイメージの向上を図る必要があります。
- 介護人材の確保が困難な状況にあつて、本市は、人材確保と継続した勤務に従事するための職員の資質の向上に向けて、関係機関等との連携を深める必要があります。
- 子育て中の介護職員が安心して働けるための環境整備が必要です。

【施策の基本的方向】

- 介護人材の確保及び資質の向上のため、事業者団体などとの情報交流の場を活用し、介護人材の就労支援及び処遇改善を実施します。
- 地域団体との連携により、若い世代の介護への関心を高めること及び元気な高齢者を介護助手として社会参加を促すことにより、介護人材の確保だけでなく市民・事業者を含む地域の活力につなげます。
- 介護職場の改革により、事務の効率化とサービスの質の向上を図るとともに、介護職の魅力を発信することで、介護現場への人材の誘導や定着を図ります。
- 子育て中の介護職員が安心して働けるよう、施設内保育施設の整備を支援します。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
介護人材確保のための就労支援	—	実施	実施	実施
介護職員の職場環境改善に向けたセミナー等への事業所参加率	58%	60%	62%	65%

具体的施策1 介護人材の確保

重点施策5

【主な取組】

事業名	事業内容
介護人材の確保	・ 介護人材の確保に関する事業所実態調査の実施 ・ 介護職員が安心して働くことができる職場環境改善に関するセミナーの開催 ・ 介護職員処遇改善加算の実施 ・ 介護人材の就労支援 ・ 官民連携による介護助手養成の推進 ・ 介護の仕事を広く知ってもらうための取組
施設内保育施設の整備支援	・ 子育て中の介護職員が安心して働けるための介護施設内における保育施設の整備支援

基本施策4 仕事と介護の両立の支援

【現状と課題】

- 高齢化の進行とともに、介護サービス利用者が増加する中、地域における介護ニーズの高まりが予想されることから、必要なときに適切なサービスを受けることができるよう、サービス量を確保しなければなりません。
- ひとり暮らし高齢者の生活や家族介護を支えるとともに、就労意欲はあっても介護のために離職せざるを得ない介護離職を防止するため、施設サービスの整備をはじめ、在宅医療と介護の連携した柔軟なサービスを提供できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の介護・医療連携型サービスの普及を図り、市民や事業者のサービスに対する理解を促進する必要があります。

【施策の基本的方向】

- 必要なサービス量の確保に努めるとともに、在宅医療と介護の連携した柔軟なサービス提供を図ることができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスの円滑な利用が進むよう支援します。
これらのサービスに対する理解を深めるため、広報紙での紹介やセミナーの開催など、市民や事業者への周知に努めます。
- 既存の訪問看護ステーションの人員体制の強化により、在宅介護における医療と介護の連携を推進するため、大規模化やサテライト型事業所（出張所）の設置を支援します。
- 離職せず仕事と介護を両立できるよう、事業者及び従業者等にワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。

【目標指標】

項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の稼働率 ^注	82%	84%	87%	90%
看護小規模多機能型居宅介護事業所の稼働率 ^注	78%	80%	85%	90%

注 「稼働率」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、受入れ想定数（20人）に対する利用者の割合のことを、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、定員（29人）に対する利用者の割合のことをいう。

具体的施策1 仕事と介護の両立の支援

重点施策6

【主な取組】

事業名	事業内容
介護・医療連携型サービス等の普及支援	・既存訪問看護ステーションの大規模化等のための整備支援 ・広報紙、セミナー等による市民や事業者への周知
介護離職防止に係る事業者への啓発	・事業者及び従業者等に向けたワーク・ライフ・バランスや長時間労働の削減など働き方に関する意識改革 ・非正規雇用労働者も含めた従業者の権利（介護休業、労働時間等）に関わる関係法令の内容の中小規模事業者に向けた理解促進

第2章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の目指す姿である「地域で支えあい いきいきと安心して自分らしく暮らせるまち・水戸」の実現のため、市や事業者、地域、市民等が協働し、それぞれ次のような役割を果たしながら、計画の推進を図ります。

また、本市は、2020（令和2）年4月に都市としての事務権限が強化された中核市へ移行したことから、介護福祉サービス事業者の許認可・指導・監督といった事務が市に移譲されるなど、市の業務も広がっており、事業者との連携を一層強化しながら、介護保険事業も含めた高齢者福祉の充実に努めます。

（1）役割分担の明確化

① 水戸市の役割

国における制度改正や高齢者を取り巻く環境の変化、ニーズの多様化など、時代に応じた様々な課題への対応が求められています。そのため、今後も、高齢者のニーズの的確な把握に努めるとともに、事業者、地域、市民等との連携を強化しながら、施策の推進を図ります。

② 事業者の役割

高齢化の進展に伴い、介護（予防）サービスや各種高齢者福祉施策の充実がより一層求められることとなります。そのため、地域の一員として、行政や関係機関等との連携を図りながら、介護・福祉サービスの充実に努めます。

③ 地域の役割

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活を続けられるようにするためには、地域の主体的な取組に基づいた支援やサービスの提供が必要です。そのため、地域の支えあい活動等を通し、地域全体で高齢者の安心・安全な暮らしを支援します。

④ 市民の役割

要介護状態にならないよう、自ら健康づくりや介護予防に取り組むとともに、要介護状態になった場合でも、有する能力の維持・向上に努めます。また、地域住民の一員として、互いに見守り、支えあいながら、高齢者が安心・安全に暮らせる地域づくりに努めます。

(2) 多様な連携の推進

① 国・県との連携

本計画の推進に当たっては、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望します。

② 庁内組織との連携

本計画において求められる取組は福祉分野に限られるものではなく、様々な分野において適切な取組を実施することが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置付け、計画の進行管理については、関係各課等との幅広い連携を図り、市全体で取り組みます。

③ 関係機関・団体との連携

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

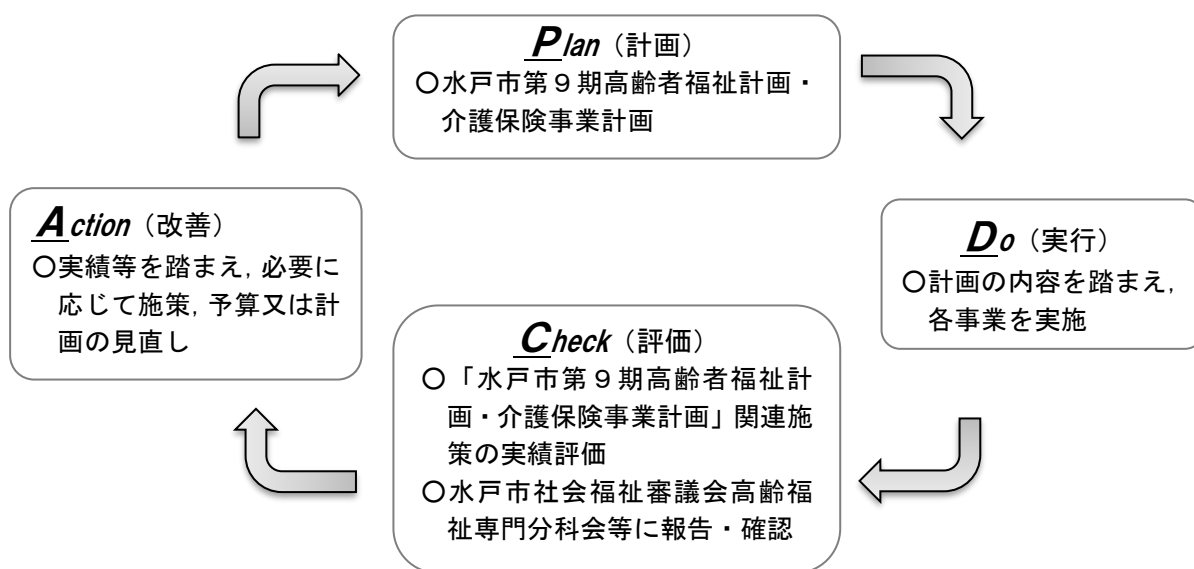
2 進行管理

（１）計画の進行管理体制

計画の推進に当たっては、本計画の目指す姿の実現に向けた目標の達成状況や各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。

具体的には、水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会（保健医療機関，学識経験者，福祉関係機関，関係団体により構成）において、本計画の進捗状況を検証・評価して本計画の推進を図るとともに、水戸市地域包括支援センター運営協議会等と連携して適切な進行管理を図ります。

図-1 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



（２）計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的実施する実施状況や計画の達成状況，介護保険の運営状況などの点検・評価について，定期的に公表し，本計画に対する市民の理解を深められるように努めるとともに，進捗に問題や課題がある点については，改善に向けた対応策の検討につなげます。

（３）計画の普及・啓発

本計画の取組が，実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには，その主旨や仕組みを広く市民に理解してもらい，積極的に活用してもらうことが重要です。

そのため，広報紙やホームページ等を通じて，本市における高齢者福祉，介護保険事業の考え方や施策内容をわかりやすく情報発信します。

多様な手段により，計画の普及・啓発を図り，高齢者福祉施策，介護保険事業への理解を深め，積極的な市民参加と施策の活用の促進に努めます。

資料編

1 目標指標

基本方針 1 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境の実現

基本施策	項 目	現状値 (2022 年度)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
1 とともに支えあい、助けあう地域福祉の推進	安心・安全見守り隊参加団体数	193 団体	222 団体	229 団体	236 団体
2 相談支援体制の充実	地域ケア会議の参加者数	1,631 人	1,650 人	1,700 人	1,750 人
3 切れ目のない在宅医療・介護連携体制の構築	市民等に向けた在宅医療・介護連携に係る講座等の実施回数	—	日常生活圏域ごとに2回以上	日常生活圏域ごとに2回以上	日常生活圏域ごとに2回以上
	多職種連携による協議体の開催	—	実施	実施	実施
6 権利擁護支援の総合的な推進	法人による成年後見の新規受任件数	6 件	8 件	10 件	12 件
	市長申立て受理件数	8 件	10 件	12 件	14 件

基本方針 2 介護予防と健康づくりの推進

基本施策	項 目	現状値 (2022 年度)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
1 介護予防と生活支援の充実	65 歳以上 75 歳未満の要支援・要介護認定率	4.3%	4.2%	4.1%	4.0%
	75 歳以上の要支援・要介護認定率	31.3%	31.3%	31.3%	31.3%
	住民主体の生活支援サービス提供回数	1,837 回	2,500 回	2,600 回	2,700 回
	運動教室等の一般介護予防事業への参加者数（年間）	88,015 人	89,000 人	89,500 人	90,000 人
2 健康づくりの推進	健康寿命の延伸	男性 79.90 歳 女性 83.35 歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
3 社会参加と生きがいづくりの促進	いきいき交流センターの利用者延べ人数	108,516 人	148,000 人	156,000 人	164,000 人
	高齢者クラブ事業への参加者数	1,025 人	1,100 人	1,150 人	1,200 人

基本方針3 認知症施策の総合的な推進

基本施策	項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
1 認知症バリアフリーの推進	認知症スクリーニング検査受検者数	—	600人	700人	800人
	認知症サポーター数（累計）	18,871人	22,000人	23,500人	25,000人
	認知症カフェ実施箇所数	16か所	16か所	16か所	17か所

基本方針4 持続可能な介護・福祉サービスの充実

基本施策	項目	現状値 (2022年度)	2024年度	2025年度	2026年度
1 介護サービスの充実	職能団体との連携によるケアプラン点検参加事業所数 （施設ケアマネジメント等 ^{注1} を含む）	42事業所	55事業所	55事業所	55事業所
	介護サービス相談員の通所、入所、入居系事業所 ^{注2} 訪問数	24回	180回	180回	180回
3 介護人材の確保	介護人材確保のための就労支援	—	実施	実施	実施
	介護職員の職場環境改善に向けたセミナー等への事業所参加率	58%	60%	62%	65%
4 仕事と介護の両立の支援	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の稼働率 ^{注3}	82%	84%	87%	90%
	看護小規模多機能型居宅介護事業所の稼働率 ^{注3}	78%	80%	85%	90%

注1 「施設ケアマネジメント等」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメントのことをいう。

注2 「通所、入所、入居系事業所」とは、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスを実施する事業所並びに介護老人福祉施設、介護老人保健施設のことをいう。

注3 「稼働率」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、受入れ想定数（20人）に対する利用者の割合のことを、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、定員（29人）に対する利用者の割合のことをいう。

2 保険料算定ワークシート

(1) 総給付費の見込

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
合計	22,289,216	22,644,320	23,035,494	30,282,745
在宅サービス	11,841,674	12,060,250	12,215,324	15,943,990
居住系サービス	2,263,783	2,306,604	2,368,227	3,083,380
施設サービス	8,183,759	8,277,466	8,451,943	11,255,375

(単位：千円)

(2) 介護予防給付見込量

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	952 8.8 2	954 8.8 2	954 8.8 2
介護予防訪問看護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	44,685 812.0 130	45,015 816.8 131	45,015 1015.6 162
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	14,974 473.2 46	15,330 483.9 47	15,562 597.8 48
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円) 人数(人)	4,087 41	4,289 43	4,289 43
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円) 人数(人)	174,403 412	175,672 415	177,231 419
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円) 日数(日) 人数(人)	5,563 63.1 13	5,570 63.1 13	5,570 71.7 15
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円) 日数(日) 人数(人)	233 2.0 1	233 2.0 1	233 2.0 1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円) 日数(日) 人数(人)	196 2.0 1	196 2.0 1	196 2.0 1
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円) 日数(日) 人数(人)	144 2.0 1	144 2.0 1	144 2.0 1
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円) 人数(人)	48,023 699	48,434 705	48,845 711
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円) 人数(人)	3,162 12	3,162 12	3,162 12
介護予防住宅改修	給付費(千円) 人数(人)	15,652 12	15,652 12	15,652 12
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円) 人数(人)	27,115 31	27,150 31	27,150 31
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円) 回数(回) 人数(人)	427 4.0 1	428 4.0 1	428 4.0 1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円) 人数(人)	10,560 11	10,573 11	10,573 11
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円) 人数(人)	14,906 5	14,924 5	14,924 5
(3) 介護予防支援	給付費(千円) 人数(人)	67,935 1,139	68,678 1,150	69,276 1,160
合計	給付費(千円)	433,017	436,404	439,204
				539,490

(3) 介護給付見込量

			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)		1,680,357	1,692,708	1,698,598	2,264,215
	回数(回)		47,730.2	48,016.3	48,183.7	64,266.0
	人数(人)		2,044	2,055	2,060	2,736
訪問入浴介護	給付費(千円)		84,105	84,986	85,760	115,051
	回数(回)		542.2	547.2	552.2	740.7
	人数(人)		109	110	111	149
訪問看護	給付費(千円)		557,897	571,785	575,077	753,382
	回数(回)		8,560.9	8,749.7	8,799.8	11,544.7
	人数(人)		1,034	1,056	1,062	1,393
訪問リハビリテーション	給付費(千円)		133,827	134,737	134,737	179,154
	回数(回)		4,023.1	4,045.3	4,045.3	5,378.5
	人数(人)		368	370	370	492
居宅療養管理指導	給付費(千円)		190,995	197,063	201,489	260,506
	人数(人)		1,582	1,630	1,666	2,155
通所介護	給付費(千円)		2,764,689	2,810,237	2,851,391	3,724,517
	回数(回)		28,814.6	29,218.5	29,614.8	38,704.8
	人数(人)		2,731	2,766	2,800	3,661
通所リハビリテーション	給付費(千円)		793,212	803,172	813,109	1,065,839
	回数(回)		8,265.8	8,358.0	8,459.2	11,075.3
	人数(人)		1,063	1,075	1,088	1,423
短期入所生活介護	給付費(千円)		1,157,015	1,183,054	1,212,976	1,561,403
	日数(日)		10,650.6	10,867.5	11,135.3	14,354.5
	人数(人)		680	692	707	913
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)		108,340	111,588	113,125	148,108
	日数(日)		750.8	773.7	784.4	1,024.8
	人数(人)		94	97	98	128
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)		923	924	924	924
	日数(日)		10.0	10.0	10.0	10.0
	人数(人)		1	1	1	1
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)		1,051	1,052	1,052	1,052
	日数(日)		10.0	10.0	10.0	10.0
	人数(人)		1	1	1	1
福祉用具貸与	給付費(千円)		625,229	641,821	652,102	849,179
	人数(人)		4,136	4,225	4,289	5,595
特定福祉用具購入費	給付費(千円)		19,276	20,649	21,042	26,308
	人数(人)		58	62	63	79
住宅改修費	給付費(千円)		34,203	35,365	35,365	44,775
	人数(人)		29	30	30	38
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)		642,431	653,782	676,562	881,656
	人数(人)		257	261	270	351
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)		112,843	116,257	116,257	152,193
	人数(人)		57	59	59	77
	人数(人)		1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)		353	354	354	354
	回数(回)		11,214.7	11,383.5	11,519.4	15,106.5
	人数(人)		921	935	947	1,238
地域密着型通所介護	給付費(千円)		1,157,631	1,176,745	1,189,867	1,564,211
	回数(回)		11,214.7	11,383.5	11,519.4	15,106.5
	人数(人)		921	935	947	1,238
認知症対応型通所介護	給付費(千円)		50,430	54,512	57,468	69,251
	回数(回)		313.5	335.0	353.5	430.5
	人数(人)		22	23	24	30
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)		339,370	353,724	357,771	466,161
	回数(回)		127	132	133	173
	人数(人)		127	132	133	173
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)		1,579,331	1,610,748	1,649,591	2,151,202
	回数(回)		487	496	508	662
	人数(人)		487	496	508	662
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	回数(回)		0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)		156,364	156,562	156,562	211,715
	回数(回)		43	43	43	58
	人数(人)		43	43	43	58
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)		440,341	456,858	464,516	594,396
	回数(回)		135	140	142	182
	人数(人)		135	140	142	182
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)		4,745,097	4,761,227	4,862,479	6,629,915
	回数(回)		1,425	1,428	1,458	1,983
	人数(人)		3,196,599	3,273,869	3,347,094	4,295,026
介護老人保健施設	給付費(千円)		85,699	85,808	85,808	118,719
	回数(回)		18	18	18	25
	人数(人)		18	18	18	25
介護医療院	給付費(千円)		1,198,591	1,218,329	1,235,214	1,614,043
	回数(回)		6,491	6,587	6,678	8,714
	人数(人)		6,491	6,587	6,678	8,714
(4) 居宅介護支援						
合計	給付費(千円)		21,856,199	22,207,916	22,596,290	29,743,255
	回数(回)					
	人数(人)					

(4) 保険料収納必要額

	合計	第9期		
		2024年度	2025年度	2026年度
標準給付費見込額	72,166,304,330	23,655,834,335	24,042,134,750	24,468,335,245
総給付費	67,969,030,000	22,289,216,000	22,644,320,000	23,035,494,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	1,870,840,209	609,132,053	623,047,900	638,660,256
特定入所者介護サービス費等給付額	1,843,225,376	600,652,837	613,598,483	628,974,056
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	27,614,833	8,479,216	9,449,417	9,686,200
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	2,038,757,639	663,741,005	679,001,100	696,015,534
高額介護サービス費等給付額	2,005,276,471	653,460,514	667,544,304	684,271,653
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	33,481,168	10,280,491	11,456,796	11,743,881
高額医療合算介護サービス費等給付額	229,512,998	74,791,523	76,403,477	78,317,998
算定対象審査支払手数料	58,163,484	18,953,754	19,362,273	19,847,457
審査支払手数料一件当たり単価		57	57	57
審査支払手数料支払件数	1,020,412	332,522	339,689	348,201
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
地域支援事業費	3,476,218,016	1,131,928,000	1,158,260,304	1,186,029,712
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,199,289,799	716,254,000	732,744,655	750,291,144
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	1,208,926,217	392,142,000	403,280,649	413,503,568
包括的支援事業（社会保障充実分）	68,002,000	23,532,000	22,235,000	22,235,000
第1号被保険者負担分相当額	17,397,780,140	5,701,185,337	5,796,090,862	5,900,503,940
調整交付金相当額	3,718,279,706	1,218,604,417	1,238,743,970	1,260,931,319
調整交付金見込額	3,420,261,000	1,133,302,000	1,147,077,000	1,139,882,000
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0
調整交付金見込交付割合		4.65%	4.63%	4.52%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9939	0.9946	0.9991
所得段階別加入割合補正係数		1.0216	1.0216	1.0216
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0			
保険料収納必要額	16,495,798,846			
予定保険料収納率	98.50%			

(単位：円)

(5) 所得段階別第1号被保険者数

	合計	第9期		
		2024年度	2025年度	2026年度
第1号被保険者数	222,488	73,567	74,174	74,747
前期(65～74歳)	96,297	32,583	31,930	31,784
後期(75歳～)	126,191	40,984	42,244	42,963
後期(75歳～84歳)	82,538	26,922	27,708	27,908
後期(85歳～)	43,653	14,062	14,536	15,055
所得段階別加入割合				
第1段階	18.4%	18.4%	18.4%	18.4%
第2段階	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
第3段階	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%
第4段階	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
第5段階	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%
第6段階	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
第7段階	16.1%	16.1%	16.1%	16.1%
第8段階	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
第9段階	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
第10段階	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
第11段階	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
第12段階	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
第13段階	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	40,866	13,513	13,624	13,729
第2段階	18,519	6,123	6,174	6,222
第3段階	16,228	5,366	5,410	5,452
第4段階	25,961	8,584	8,655	8,722
第5段階	26,528	8,772	8,844	8,912
第6段階	25,940	8,577	8,648	8,715
第7段階	35,742	11,818	11,916	12,008
第8段階	16,764	5,543	5,589	5,632
第9段階	5,851	1,935	1,950	1,966
第10段階	2,870	949	957	964
第11段階	1,518	502	506	510
第12段階	941	311	314	316
第13段階	4,760	1,574	1,587	1,599
合計	222,488	73,567	74,174	74,747
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入割合				
第1段階	18.4%	18.4%	18.4%	18.4%
第2段階	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
第3段階	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%
第4段階	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
第5段階	11.9%	11.9%	11.9%	11.9%
第6段階	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
第7段階	16.1%	16.1%	16.1%	16.1%
第8段階	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
第9段階	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
第10段階	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
第11段階	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
第12段階	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
第13段階	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別被保険者数				
第1段階	40,866	13,513	13,624	13,729
第2段階	18,519	6,123	6,174	6,222
第3段階	16,228	5,366	5,410	5,452
第4段階	25,961	8,584	8,655	8,722
第5段階	26,528	8,772	8,844	8,912
第6段階	25,940	8,577	8,648	8,715
第7段階	35,742	11,818	11,916	12,008
第8段階	16,764	5,543	5,589	5,632
第9段階	4,968	1,643	1,656	1,669
第10段階	3,312	1,095	1,104	1,113
第11段階	1,709	565	570	574
第12段階	2,879	952	960	967
第13段階	3,072	1,016	1,024	1,032
合計	222,488	73,567	74,174	74,747
所得段階別加入割合補正後被保険者数	227,284	75,153	75,773	76,358
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数	228,640	75,601	76,225	76,813

(単位：人)

(6) 保険料の基準額に対する弾力化

		第9期		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
保険料段階設定数		13	13	13
基準額に対する割合	第1段階	0.455	0.455	0.455
	第2段階	0.685	0.685	0.685
	第3段階	0.690	0.690	0.690
	第4段階	0.900	0.900	0.900
	第5段階	1.000	1.000	1.000
	第6段階	1.200	1.200	1.200
	第7段階	1.300	1.300	1.300
	第8段階	1.500	1.500	1.500
	第9段階	1.700	1.700	1.700
	第10段階	1.900	1.900	1.900
	第11段階	2.100	2.100	2.100
	第12段階	2.400	2.400	2.400
	第13段階	2.700	2.700	2.700
基準所得金額	第6段階と第7段階を区分	1,200,000		
	第7段階と第8段階を区分	2,100,000		
	第8段階と第9段階を区分	3,200,000		
	第9段階と第10段階を区分	4,000,000		
	第10段階と第11段階を区分	5,000,000		
	第11段階と第12段階を区分	6,000,000		
	第12段階と第13段階を区分	10,000,000		

(7) 保険料の基準額

	保険料基準額の指標	(弾力化をした場合)
保険料基準額(月額)	6,140	6,104
準備基金取崩額の影響額	447	444
準備基金の残高(前年度末の見込額)	1,200,000,000	1,200,000,000
準備基金取崩額	1,200,000,000	1,200,000,000
準備基金取崩割合	100.0%	100.0%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0%	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0
財政安定化基金償還金	0	0
保険料基準額の伸び率(%) (対7期保険料)	0.7%	0.1%

(単位:円)

3 保険料の設定

介護給付費と地域支援事業費の見込みをもとに算定した、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの第1号被保険者の介護保険料は、下表のとおりとなります。

所得段階	対象者			基準額に 対する割 合	月額保険料 (年額保険料)			
第1段階	生活保護を受給している方			0.285	1,740 円 (20,880 円)			
	本人が住民税非課税	住民税 非課税 世帯	老齢福祉年金受給者 ^{注1}					
			本人の公的年金等収入額 ^{注2} とその他の合計所得金額 ^{注3} の合計が 80 万円以下					
本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下								
第2段階		本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超	0.485	2,960 円 (35,520 円)				
					第3段階	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.685	4,180 円 (50,160 円)
第4段階	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円超	0.9	5,490 円 (65,880 円)					
				第5段階	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額	6,100 円 (73,200 円)	
本人が住民税課税	世帯内 住民税 課税者 あり	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円超	基準額					6,100 円 (73,200 円)
				第6段階	本人の合計所得金額が [*] 120 万円未満	1.2	7,320 円 (87,840 円)	
				第7段階	本人の合計所得金額が [*] 120 万円以上 210 万円未満	1.3	7,930 円 (95,160 円)	
				第8段階	本人の合計所得金額が [*] 210 万円以上 320 万円未満	1.5	9,150 円 (109,800 円)	
				第9段階	本人の合計所得金額が [*] 320 万円以上 400 万円未満	1.7	10,370 円 (124,440 円)	
				第10段階	本人の合計所得金額が [*] 400 万円以上 500 万円未満	1.9	11,590 円 (139,080 円)	
				第11段階	本人の合計所得金額が [*] 500 万円以上 600 万円未満	2.1	12,810 円 (153,720 円)	
				第12段階	本人の合計所得金額が [*] 600 万円以上 1,000 万円未満	2.4	14,640 円 (175,680 円)	
第13段階	本人の合計所得金額が [*] 1,000 万円以上	2.7	16,470 円 (197,640 円)					

注1 老齢福祉年金：明治44(1911)年4月1日以前に生まれた方などで、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

注2 公的年金等収入額：障害年金や遺族年金等を除く税法上課税の対象となる公的年金です。

注3 その他の合計所得金額：地方税法に規定する合計所得金額から、公的年金等に係る所得を控除した額で、土地売却等に係る所得については、同法の規定による特別控除後の額です。また、第1～5段階に区分される方で給与収入がある場合には、給与所得から10万円を控除します。

4 地域支援事業費の見込み

第9期計画における地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

(単位：千円)

		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
地域支援事業費		1,131,928	1,158,260	1,186,030	1,290,000
内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	716,254	732,745	750,291	746,000
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	392,142	403,280	413,504	524,000
	包括的支援事業（社会保障充実分）	23,532	22,235	22,235	20,000

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業であり、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3種の事業に大別されています。

なお、地域支援事業費の財源には、国及び県の交付金のほか、介護保険料が充てられています。

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等が自立した日常生活を送れるよう支援することを目的とした事業であり、専門職や地域住民などの多様な主体による支援を行う事業（介護予防・生活支援サービス事業）及び介護予防に対する啓発や住民主体の介護予防活動を担うボランティアの育成等を行う事業（一般介護予防事業）からなります。

（２）包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者の生活全般に関する相談支援、権利擁護、介護支援専門員への支援等を行う地域包括支援センターの運営事業及び在宅医療と介護の連携体制や多様な主体の参画による日常生活支援体制、認知症高齢者への支援体制を構築する事業（社会保障充実分に係る事業）から構成されており、これらを一体的に推進することとされています。

（３）任意事業

任意事業は、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に必要な支援を行うため、地域の実情に応じて様々な事業を実施するものです。

本市においては、介護給付費等の適正化を目的としたケアプランの点検や要介護者を介護する家族を支援することを目的とした家族介護用品の給付、地域における自立した生活を支援することを目的とした介護サービス相談員の派遣や在宅見守り安心システム事業、さらには、成年後見制度の利用支援等を行っています。

5 計画の策定体制

本計画の内容は、様々な分野にわたることから、計画の策定に当たり、高齢者を対象としたアンケート調査、関連団体に対するヒアリング、市民全体を対象とした意見公募など、多様なアプローチにより、積極的な市民参加の機会の確保を図りました。

また、各種市民団体や学識経験者など幅広い外部の委員で構成される審議会における審議や、庁内の関連部署だけでなく、横断的な検討により、計画を策定しました。

（１）市民参加

① 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

各種市民団体、学識経験者、保健・福祉・医療の専門家等で構成される水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会を開催し、計画内容等の審議を行いました。

② 団体からのヒアリング

保健・福祉・医療に係る各種団体に対するヒアリングを実施し、計画策定に反映しました。

③ 各種調査

高齢者及び家族に対して、介護保険サービスの利用、日常生活の状況の把握等を行うために実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査及び介護人材の確保に関する事業所実態調査の結果を計画策定のための基礎資料として活用しました。

④ 意見公募手続（パブリックコメント）

広く市民の意見を計画に反映させるために、意見公募手続を実施しました。

（２）庁内組織

① 庁議、政策会議

庁議において、計画に係る重要事項について審議し、計画を決定しました。

政策会議においては、意見公募手続にかけける計画素案の決定を行いました。

② 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討会

関係課長等で構成し、計画素案から計画案までの策定作業を行いました。

③ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討班

高齢福祉課及び介護保険課の職員で構成し、関係業務内容の整理・集約・分析を行い、計画素案から計画案までの策定作業を行いました。

6 計画の策定スケジュール

年月日		内容
2023年	4月5日	第1回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について
	4月10日	第2回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について
	4月21日	第3回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について
	5月12日	第1回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討会 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について
	6月2日	政策会議 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について
	6月9日	第4回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
	7月5日	第5回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
	7月12日	第1回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について ・第8期計画の進捗状況（事業評価）について
	7月12日～ 8月31日	関係団体ヒアリング
	9月21日	第6回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	10月3日	第2回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画総論について
	10月16日	第7回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	11月7日	第3回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	11月13日	第2回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討会 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	11月22日	第8回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	12月14日	第9回水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討班 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	12月20日	第4回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について

6 計画の策定スケジュール

年月日		内容
	12月22日	政策会議 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
2024年	1月9日～ 2月8日	意見公募手続 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	3月26日	庁議 ・水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について

7 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

(1) 水戸市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
- (4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。
- 4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあつては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。

（審査部会）

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
- (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項

- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。
- 4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 （略）
- 3 （略）

(2) 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員名簿

(敬称略, 順不同, 役職名は委員委嘱時のもの)

氏名	所属機関等	備考
細田 弥太郎	水戸市医師会 会長	会長
田澤 重伸	水戸市歯科医師会 会長	
山本 大	水戸薬剤師会 副会長	
中島 貞子	茨城県看護協会 専務理事	
伊藤 正	茨城県介護支援専門員協会 理事	
小泉 直紀	水戸市社会福祉協議会 常務理事	
折笠 慶子	水戸市民生委員児童委員連合協議会 監事	副会長
青山 道隆	水戸市高齢者クラブ連合会 理事	
矢野倉 栄	水戸市高齢者福祉施設連絡会 部長	
安藏 秀彦	水戸市地域密着型介護サービス協議会 理事長	
川又 一郎	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 副会長	
岩間 けい子	水戸市地域女性団体連絡会 副会長	
島田 弘子	水戸商工会議所 女性会 会長	
豊田 光恵	水戸女性フォーラム 副会長	
池田 清美	三の丸こだまの会 副会長	
土屋 和子	茨城大学人文社会科学部 講師	
鬼澤 真寿	水戸市議会 議員	
藤澤 康彦	水戸市議会 議員	
梅井 尚美	一般公募	
杉下 赫子	一般公募	

令和6年3月31日現在

8 用語集

行	用 語	説 明
か行	介護支援専門員(ケアマネジャー)	要介護者・要支援者からの相談に応じ、心身の状況等に応じた適切なサービスを受けられるように、ケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行う専門職のことをいう。
	介護認定審査会	介護保険制度において、一次判定と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が話し合いをして、どのくらいの介護が必要なのかを判定（二次判定）する会議のことをいう。
	介護福祉士	寝たきりの高齢者や身体障害者に対して、入浴、排せつ、食事等の生活上必要な介護を行うほか、要介護者やその家族の相談に応じてアドバイスをする専門職のことをいう。
	居宅介護支援	要介護者が適切に介護サービスを利用できるようケアプランの作成などを行うサービスのことをいう。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいう。
	権利擁護サポートセンター	成年後見制度の普及・啓発、相談支援及び法人後見などの取組を実施するために水戸市社会福祉協議会に設置した機関のことをいう。
	高齢者虐待	高齢者を養護する家族やサービス事業所の従事者による高齢者に対する行為で、身体に外傷を負わせる身体的虐待、衰弱させるほど長時間放置する介護・世話の放棄、放任、暴言を浴びせたり拒絶的に対応して心理的外傷を与える心理的虐待、性的虐待、財産を不当に処分する経済的虐待のことをいう。
さ行	災害時要配慮者	自力で避難することが困難な高齢者や障害者など、防災施策において特に配慮を要する者のことをいう。
	作業療法	日常生活に支援が必要な者に対し、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助のことをいう。作業とは、対象となる者にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。
	市民後見人	親族や専門職だけでなく、一般市民が研修を受けて後見人等として役割を担う者のことをいう。後見制度を必要とする高齢者の増加による後見人等の人材不足を補い、地域で後見制度を支えていくことができる。
	社会福祉士	高齢者、障害者等の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う社会福祉の専門職のことをいう。
	主任介護支援専門員	介護支援専門員（ケアマネジャー）のうち、特定の研修を修了し、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導や地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践などを担う者のことをいう。
	親族後見人	支援を必要とする者の親族であって、後見人等として役割を担う者のことをいう。
	成年後見制度	判断能力が不十分な方の財産管理や身上保護を、代理権・同意権・取消権が与えられた後見人等が行う制度のことをいう。家庭裁判所が後見人等を選任する法定後見制度と、予め自分が代理人（任意後見人）を選んでおく任意後見制度からなる。

行	用 語	説 明
た行	第1号被保険者	介護保険法で定められたものであって、65歳以上の者のことをいう。なお、第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方で、医療保険（国民健康保険や会社の健康保険等）の加入者が対象となる。
	中核機関	成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進し、地域における支援ネットワークの構築などを行う機関のことをいう。
な行	日常生活圏域	平成18年4月の介護保険法の改正により、介護保険事業計画において、高齢者が適切なサービスを受けながら住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地理的条件や人口、交通事情、施設の整備状況等を勘案し、市町村内に設けられている圏域のことをいう。
	日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方で、親族などの援助が得られない方が自立した生活を営めるように、市社会福祉協議会の生活支援員が日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどの援助を行う事業のことをいう。
	認知症	一度獲得された知的機能が、後天的な脳の機能障害によって一般的に低下し、社会生活や日常生活に支障をきたすようになった状態のことをいう。認知症の原因となる疾病は様々であるが、その主なものは、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症等がある。
	認知症バリアフリー	認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくために、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていくことをいう。
は行	福祉住環境コーディネーター	高齢者等に適した住環境を整備するため、建築と介護・医療等の部門間を調整する役割を持つ者で、2級以上の資格を持つ者は、介護保険の住宅改修が必要な理由書の作成ができる。資格管理は東京商工会議所で行っている。
	ヘルスロード	豊かな自然や歴史に親しみながら身近な環境で健康づくりに取り組めるよう、安全性や環境に配慮されたウォーキングコースのことをいう。
	法人後見	福祉や法律などに関係する法人等が、後見人等を担うことをいう。
	保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健指導に従事することを業とする者であって、集団検診、健康相談を行ったり、地域住民に病気の予防や健康に関するアドバイスや指導、訪問活動等を行う。
や行	要介護認定	市町村において、被保険者や家族の申請に対し、訪問調査の結果とかかりつけ医の意見書から介護認定審査会が行う審査判定に基づき、要介護状態区分等の決定を行うことをいう。
	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいう。責任や負担の重さにより学業や友人関係に影響が出てしまうことがある。
ら行	理学療法	病気、けが、高齢、障害などによって、運動機能が低下した状態にある者に対し、運動機能の維持・改善を目的に、運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法のことをいう。

水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
～地域で支えあい いきいきと安心して
自分らしく暮らせるまち・水戸～
2024（令和6）年6月発行

編集・発行

水戸市福祉部高齢福祉課・介護保険課

水戸市中央1丁目4番1号

電 話 029-224-1111（代表）